

第九部 県土整備部

第一章 概 説

第一節 組織等の変遷

平成十四年四月現在の土木部は、監理課、用地課、道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課、都市計画課、都市施設課、下水道課、建築課、住宅課、特定ダム対策課の十二課十八地域機関等で組織され、職員数は九百四十二名であった。

以後の主な組織の変遷は、次のとおりである。

平成十六年四月、理事制導入による組織改正では、土木部を廃止し、理事（県土整備担当）の下に、県土整備局を設置したが、十九年十一月の理事制廃止により部制が復活し、県土整備部となった。

監理課は平成十七年四月、課内室の技術調査室を改組し、建設産業再生等の政策課題に対応する建設政策室を設置、工事検査体制を強化・一元化するために工事専門検査員を課内室から独立させて検査契約指導課を設置、同課は二十一年四月に課名を契約検査課に改称した。また、

全国都市緑化ぐんまフェア準備のため、課内室として都市緑化ぐんまフェア準備室を新設、十八年四月から二十年九月まで同準備室を課内室から独立、拡充強化させて全国都市緑化ぐんまフェア事務局を設置した。

平成二十三年四月、組織規模の適正化を図り、組織マネジメント力の強化を進めるため、用地課を廃止し、課内室として用地対策室を新設した。また、社会資本整備における重要施策の企画立案機能を強化するとともに、建設業対策を総合的に推進するため、課内室の建設政策室を改組、独立させて建設企画課を新設した。

平成十五年四月、部局再編に伴い、交通政策課及び交通事故相談所が企画部から移管された。

平成十六年四月、基幹農道及び基幹林道を含めた道路行政の一元化を図るため、道路建設課及び道路維持課を再編し、道路企画管理課及び道路整備課を設置した。また、道路建設課の課内室であった高速道路対策室を北関東自動車道対策室に改称したが、二十年四月、組織の簡素化のために廃止した。二十一年四月、道路企画管理課は課名

を道路管理課に変更、道路整備課は総合調整機能を強化するため、課内室として道路企画室を新設した。

河川課は平成十五年三月、課内室のダム対策室を廃止した。

平成十七年四月、都市行政の一体的な取り組みを推進するため、都市施設課を都市計画課に統合した。

下水道課は平成十六年四月、環境生活部（浄化槽対策）、農政部（農業集落排水事業）、土木部（下水道事業）で所管していた汚水処理行政を一元化し、下水道環境課に組織再編した。

平成十六年四月、県営住宅の中心が建設から維持修繕に移る状況を勘案し、建築課及び住宅課を再編し、建築住宅課を設置した。

土木事務所は、県民局設置に伴い、平成十七年四月、県土整備局から県民局に移管され、道路等の維持管理、工事、及び都市計画等を所管する県民局内組織である県土整備部内の組織となった。

ダム建設事務所の改廃では、平成十六年三月に倉渕ダム建設事務所を廃止し、増田川ダム建設事務所へ業務移管し、同事務所を増田川ダム等建設事務所に改称した。

都市公園事務所については、平成十五年三月に廃止し、県立公園が設置されている地域の各土木事務所に業務を引

き継いだ。

平成十八年四月、県央流域下水道事務所及び東毛流域下水道事務所を統合し、流域下水道事務所を設置した。二十年四月には、（財）群馬県下水道公社の解散に伴い、流域下水道の維持管理を直営化し、建設部門の流域下水道事務所と併せた総合事務所として下水道総合事務所を新設した。

以上の変遷を経て、平成二十四年三月現在の県土整備部は、十二課四専門機関で構成され、職員数は三百六十一名となった。

歴代の土木部長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
土木部長	自平成一四・四・一 至平成一四・一〇・三二	川西 寛
土木部長兼 都市施設課長	自平成一四・一・一 至平成一五・三・三二	川西 寛
土木部長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三二	川西 寛
理事 （県土整備局長）	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	川西 寛

理事(兼)県土整備担当	理事(兼)県土整備局長	理事(兼)県土整備担当	理事(兼)県土整備局長							
自平成一七・四・一	自平成一九・七・二五	自平成一九・七・二六	自平成一九・八・三一	自平成一九・九・一	自平成一九・〇・三一	自平成一九・一・一	自平成一九・一・一	自平成一九・一・一	自平成一九・一・一	自平成一九・一・一
川西 寛	山本 明	川瀧 弘之								
重田 佳伸										

県土整備部技監	県土整備部技監	県土整備部技監	県土整備部技監	県土整備部技監
自平成二〇・一・一	自平成二一・三・三一	自平成二一・四・一	自平成二一・三・三一	自平成二一・四・一
重田 佳伸	小阿瀬義孝	茂木 恭成	茂木 恭成	茂木 恭成

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 はばたけ群馬・県土整備プランの策定

県土整備部では、人口減少・少子超高齢社会への本格的突入、厳しさを増す財政状況、県民ニーズの多様化など、社会情勢が急激に変化する中、平成十八年十一月に「ぐんま県土整備ビジョン」を策定し、今後十年間に「これからの群馬の社会資本整備をどのようなやり方で、何を整備してい

くか」を県民に示した。

さらにグローバル化の進展や地域間競争の激化など、社会情勢の一層の変化を踏まえ、平成二十年三月に県土整備部の最上位計画として、「はばたけ群馬・県土整備プラン 二〇〇八〜二〇一七」を策定した。本プランでは、社会資本整備の視点からみた群馬の将来像「自然と共生し、未来に向けて、持続的にはばたける地域」を達成するために必要な「これからの社会資本整備の三つの戦略」に加え、群馬がさらにはばたくための八つの「取り組み方を変えます」、四つの「取り組むべきこと」を掲げた。

これからの社会資本整備の三つの戦略

戦略一 社会資本の機能性を追求し向上を図ります。
戦略二 地域の魅力向上を図ります。
戦略三 群馬の価値を向上させるために、必要なコストはかけて「暮らしやすさ＋魅力」をあげていきます。

八つの「取り組み方を変えます」

- ① 対話と協調
- ② 選択した箇所への集中投資
- ③ 地域の課題解決を重視
- ④ 地域の魅力向上に投資

⑤ 総合的な視点からコストダウン

⑥ ソフトとハード両面からの取り組み

⑦ 公共事業の実施方法のさらなる改善

⑧ 効率的な維持管理

四つの「取り組むべきこと」

- ① 元氣「もっと、県土に活力を」
- ② 安全「もっと、暮らしに安心・安全を」
- ③ 魅力「もっと、県土に魅力を」
- ④ 環境「もっと、良好な環境を」

また、同プランを実効性あるものとするため、県土整備プランフォローアップ委員会（学識経験者や経済界代表、市町村代表から構成される外部組織）を設置し、フォローアップを行うとともに、その結果を県のホームページで公表した。

第二項 群馬がはばたくための

七つの交通軸構想

首都圏という恵まれた立地条件を活かし、交通や生活の基盤をさらに整備するためには、広域的な観点でインフラ整備をし、高速道路網を軸に、高速移動時代に対応しうる

地域間交通網の整備を推進していく必要がある。

「はばたけ群馬・県土整備プラン」を踏まえ、平成二十年に道路の整備方針をより具体的に示した「群馬がはばたくための七つの交通軸構想」を取りまとめた。

この構想は、各地域の自立促進と活性化を支援し、持続的にはばたける地域づくりを図るために、高速道路網の効果を県内全ての地域や産業の発展に活かせるよう、高速道路網を補完する七つの交通軸の整備・強化を図るものであり、地域連携(時間短縮)を強化するとともに、それぞれの軸に求められる機能(工業・農業、観光、救急・救命、防災、日常生活)を向上させることを目指したものである。

具体的には、県央軸、東毛軸、西毛軸、吾妻軸、三國軸、尾瀬軸、渡良瀬軸の七つの交通軸について、完成目標を明らかにしながら、計画的、重点的に道路整備の推進を図った。

第三項 八ッ場ダム対策

この期のダム建設状況であるが、補償基準については、長野原町では平成十三年六月に協定書が締結され、十五年十二月に代替地台分譲基準連合交渉委員会に対し「八ッ場ダム建設事業に伴う代替地分譲基準」が提示され、十七年九月に分譲基準について「協定書」が締結された。

吾妻町では、平成十四年二月に「岩島地区連合補償交渉委員会」が設立されて補償交渉が開始され、十六年五月には同委員会に対し、補償基準が提示され、十六年十一月に補償基準について「協定書」が締結された。

水没地区の道路の付け替えについても順次進められ、平成二十三年十二月には、国道一四五号八ッ場バイパスが開通した。

「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」については、平成十六年九月二十八日に第二回変更が行われ、事業費が四千六百億円に増額となり、二十年九月十二日に第三回変更が行われ、事業完成工期が二十七年年度まで延期されるとともに、群馬県企業局による発電(最大出力一万七千七百ワット)が目的に追加された。

一方、平成二十一年に行われた衆議院議員総選挙で民主党政権が誕生し、同九月十七日には、国土交通大臣が八ッ場ダム建設事業の中止の方針を表明した。これを受け、同十月十九日に一都五県(東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県)の知事が「八ッ場ダム建設事業の「中止撤回」を求める共同声明」を発表した。国土交通大臣は、「予断のない再検証を実施する。」と表明し、再検証の結果、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の各目的について、最も有利な案は「ダム案」であると結論づけた。この

再検証の結果を受け、国土交通大臣は、二十三年十二月に「事業継続」を決定した。

水源地域整備事業については、平成七年十一月に決定された水源地域対策特別措置法による水源地域整備計画が、十二年二月十日に六十二事業に変更決定されたが、十四年度から二十三年度の間には、県が事業主体である川原湯地区治山事業、中村沢・山根沢・押手沢の砂防事業、長野原町が事業主体である町道川原畑線、町道横壁線の改良事業等、吾妻町が事業主体である町道吾妻峡横断道路整備事業の十二事業が完了した。二十三年度末までに、予定されている六十二事業のうち計十七事業が完了し、事業費ベースの進捗率は約六四・四％に達した。

基金事業については、昭和六十二年十月に(財)利根川・荒川水源地域対策基金の基金ダム指定を受け、六十三年度から関係都県(埼玉県、東京都、千葉県、茨城県)との協議を経て、個別に優先度の高い事業より順次実施した。なお、全体計画については、関係都県と協議を重ねているが、合意に至っていない状況である。

平成十四年度から二十三年度の間には、県が事業主体である移転用地等先行取得資金利子補給事業、長野原町が事業主体である産業振興センター整備事業、水源地域財政基盤安定事業、及び吾妻町が事業主体である吾妻峡温泉

施設整備事業の四事業が完了し、予定されている二十九事業のうち計九事業が完了した。

第二章 監 理 課

第一節 組織等の変遷

第二項 監 理 課

一 監理課

平成十四年四月、グループ制の導入により、総務グループ、予算管理係及び企画調整係を統合した企画予算グループ、建設業許可係及び建設業契約係を統合した建設業グループの三グループに再編し、技術調査室(課内室)を工事専門検査員、企画調査グループ及び情報システムグループに再編した。十五年四月には、情報システムグループを情報・電子調達グループに改称した。

平成十六年四月、建築課及び住宅課の統合再編に伴い、住宅課から宅建業グループを移管した。

平成十七年四月、建設産業再生等の政策課題に対応するため、技術調査室を改組し、政策グループ、技術調査グループ及び情報・電子調達グループからなる建設政策室を設置、工事検査体制を強化・一元化するため、工事専門検査

員を新設した検査契約指導課へ移管した。また、全国都市緑化ぐんまフェア準備のため、課内室として都市緑化ぐんまフェア準備室を新設した。

平成十八年四月、総務グループを総務企画グループ、企画予算グループを予算グループに再編、建設政策室に政策主監を設置するとともに、新たに制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事の品質確保に関する施策を行うため、品質法推進グループを設置、全国都市緑化ぐんまフェアに万全の体制で臨むため、全国都市緑化ぐんまフェア事務局を設置し、都市緑化ぐんまフェア準備室を廃止した。

平成二十年四月、係制への移行により、総務企画係、予算係、建設業係及び宅建業係の四係、建設政策室に政策係、技術調査係、情報・電子調達係及び入札制度係の四係を設置した。

平成二十一年四月、建設業対策主監を設置するとともに、建設政策室を改組し、情報・電子調達係を電子システム係に改称、入札制度係を契約制度係に改称して契約検査

課に移管した。

平成二十三年四月、社会資本整備における重要施策の企画立案機能の強化及び建設業対策を総合的に推進するため、新たに設置した建設企画課に、建設業係を移管し、建設政策室を廃止した。また、組織規模の適正化を図り、組織マネジメント力の強化を進めるため、用地課を廃止し、用地指導係及び管理収用係からなる用地対策室を監理課内に設置し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

監理課長 次長(二名)	総務企画係 (五名)	職員の身分・服務・給与・福利厚生、表彰、文書、議会、企画調整
	予算係 (七名)	予算、決算、会計、管財
宅建業係 (三名)	宅建業者の免許及び指導監督処分、宅建主任者の登録等	
用地指導係 (三名)	用地取得及び登記事務の指導、土地収用法に基	

	管理収用係 (二名)	づく事業認定等 収用委員会、裁決事務、 廃川廃道敷処分
--	---------------	-----------------------------------

職名	在職期間	氏名
監理課長	自平成一三・四・一 至平成一四・一〇・三二	金井可佐夫
〃	自平成一四・一一・一 至平成一五・三・三二	引田征一郎
土木部参事兼 監理課長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三二	引田征一郎
監理課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	荻原次夫
監理課長 (参事)	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三二	遠藤昌男
監理課長	自平成一八・四・一 至平成二一・三・三二	岩沼秀
県土整備部参事兼 監理課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三二	秋山勝己
監理課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三二	根岸富士夫

県土整備部参事兼 監理課長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三二	由田 進
技術調査室長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三二	塩原 知善
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三二	小阿瀬義孝
建設政策室長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三二	小阿瀬義孝
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三二	堺 浩志
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三二	木田 仁
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三二	古橋 勉
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三二	倉嶋 敬明
都市緑化ぐんま フエア準備室長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三二	桜井 覚
建設政策室 政策主監	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三二	岩崎 正始
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三二	長島 秀憲

建設業対策主監	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三二	小林雄二郎
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三二	石倉 正
用地対策室長	自平成二三・四・一 至 自平成一四・一・一	小林 昌嗣
土木部付課長	自平成一五・三・三二 自平成一五・八・四 自平成一五・二・三二	劔持 三郎
〃	自平成二〇・一・一 自平成二一・三・三二	岩倉 津一
県土整備部付所長	自平成二一・三・三二	長井 澄夫

二 用地課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下二グループ体制（用地指導グループ及び管理収用グループ）であり、二十年四月から係制（用地指導係及び管理収用係）が導入された。その後、二十三年四月に用地課が廃止され、監理課内に用地対策室を設置し、用地課は廃止された。

歴代の課長は、次のとおりである。

第二項 土木事務所

職名	在職期間	氏名
用地課長	自平成一三・四・一 至平成一四・一〇・三一	引田征一郎
〃	自平成一四・一・一 至平成一六・三・三一	登坂 建一
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	引田 秀雄
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	下城 茂雄
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	金居 成治
県土整備部参事兼 用地課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	堀口 修
用地課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	縫島 良一
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	城 政道

平成十四年四月、太田土木事務所に技術主監を設置したほか、大仁田ダム建設事業の完了により富岡土木事務所
の建設課を廃止、洪川土木事務所、伊勢崎土木事務所及
び館林土木事務所では用地第一係及び用地第二係をそれ
ぞれ廃止して用地課に用地係を設置した。

平成十五年四月、グループ制の導入により、課・係を廃止
し、総務グループ、企画指導グループ、管理グループ、工務
(第一〜第三)グループ、都市施設グループ、ダム管理グルー
プ、用地グループ及び建築グループに再編した。

また、都市公園事務所を廃止し、都市公園所在の各土木
事務所(前橋、高崎、太田、館林)に業務を移管した。

平成十六年四月、太田土木事務所の技術主監を廃止し
て副所長を設置したほか、工務第三グループを廃止し、北
関東自動車道整備事業に対応するために北関東自動車道
グループを設置した。

また、沼田土木事務所及び館林土木事務所の工務第三
グループをそれぞれ廃止した。

歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
土木部参事兼 前橋土木事務所所長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	浅川 高明

沼田土木事務所長	自平成一三・四・一	西田 守
至平成一四・七・三		
自平成一四・八・一		
至平成一七・三・三		
自平成一四・四・一		
至平成一五・三・三		
伊勢崎土木事務所長	自平成一四・四・一	坂上 康次
至平成一五・三・三		
自平成一五・四・一		
至平成一七・三・三		
自平成一四・四・一		
至平成一五・三・三		
太田土木事務所長	自平成一四・四・一	設楽 元朋
至平成一五・三・三		
自平成一五・四・一		
至平成一六・三・三		
自平成一六・四・一		
至平成一七・三・三		
自平成一四・四・一		
至平成一五・三・三		
技術主監	自平成一四・四・一	野村二三夫
至平成一五・三・三		
自平成一五・四・一		
至平成一六・三・三		
自平成一六・四・一		
至平成一七・三・三		
副所長	自平成一六・四・一	飯塚 敬
至平成一七・三・三		
自平成一四・四・一		
至平成一五・三・三		
桐生土木事務所長	自平成一四・四・一	山田 修
至平成一七・三・三		
自平成一四・四・一		
至平成一七・三・三		
町田光之輔		

館林土木事務所長	自平成一三・四・一	角田 勇
至平成一五・三・三		
自平成一五・四・一		
至平成一六・三・三		
自平成一六・四・一		
至平成一七・三・三		
野村二三夫		
桜井 覚		

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 直轄負担金制度・国庫補助制度
の見直し及びその対応について

一 直轄負担金制度の見直し

国が直轄事業を行う場合、その利益を受ける地方自治体にも費用の一部負担を求める直轄事業負担金制度については、一部の自治体の長が平成二十一年度分の支払いの一部拒否を表明すると、他の自治体からも批判の声が相次ぎ、この頃から同負担金制度見直しを求める動きが本格化した。

直轄事業負担金として地方が負担する割合は、「地方財

政法」に基づき、法律又は政令で定められていた。建設費に係る地方負担割合は、三分の一が基本となっており、維持管理費に係る地方負担割合は、国道、ダム等、ほとんどの事業で十分の四・五となっていた。

直轄事業負担金には、道路や河川などの築造・改築や維持管理に要する費用だけでなく、国の事務所の移転費の一部や事務所の維持費、人件費の一部等についても地方自治体が負担していたことが明らかになり、全国知事会から、国庫補助事業では認められない経費や直轄事業との関係が不明確な経費を除外するなどの見直しが求められた。これを受け、国は直轄事業の維持管理のうち安全性の確保等のために速やかに行う必要のある特定の事業に要する費用を除き、地方自治体負担を平成二十二年から廃止し、二十三年度からは維持管理にかかる負担金を全廃した。また事業実施に伴う事務費は事業主体が負担することが原則であり、二十二年度から事務費にかかる直轄事業負担金を国は全廃し、併せて地方公共団体が実施する補助事業に係る事務費についても地方公共団体が全額負担すべきとして、二十二年度から補助事業における事務費が補助対象外となった。

一方、県においても、単独事業等を行う場合にその利益を受ける市町村に負担金を求めていたが、これらの動きを

受け、同年から事務費に係る市町村負担金を廃止し、工事費相当のみ市町村負担金を求めることとした。

二 国庫補助制度の見直し

公共事業費について、平成十四年度に国の公共事業関係予算が前年度当初比で一〇パーセントが削減され、同時に道路整備予算と道路特定財源税収の差額が一般財源化されると、この頃から、道路特定財源の見直し論議が起こり始めた。道路特定財源制度は、第二次世界大戦後の復興が進み、自動車の台数や輸送実績が急増する一方で、道路の整備状況が著しく不十分であったことから、道路整備に必要な財源を安定的に確保するため、受益者である自動車利用者が税を負担する制度であり、道路の建設・維持・管理の費用は自動車を運転して道路を利用する者が負担するという受益者負担原則の考え方に基づくものである。

従来、県では、道路特定財源制度が前提となった制度である国の地方道路整備臨時交付金を活用した「緊急地方道路整備」事業により道路整備を行ってきたが、平成二十一年度から道路特定財源を一般財源化した際に、地方道路整備臨時交付金に代わるものとして、地域の活力の基盤の創造に資するために、道路を中心に関連する他のインフラ整備やソフト事業も対象とする新たな交付金制度として

「地域活力基盤創造交付金」制度を、国は創設した。

これを受け、県では緊急地方道路整備事業を廃止し、新たに「地域活力基盤創造」事業を創設し、道路や河川の社会基盤整備を進めると共に、県民の生命・財産を守るためのソフト事業を実施した。

その後、平成二十二年度には、地方公共団体が行う社会資本整備について、国が従来の個別補助金を原則廃止し、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金「社会資本整備総合交付金」制度を創設した。これに伴い県では地域活力基盤創造事業を廃止し、新たに「社会資本総合整備」事業を創設した。社会資本整備総合交付金の対象事業は、①活力創出基盤整備、②水の安全・安心基盤整備、③市街地整備、④地域住宅支援の四つの分野（政策分野）が設けられており、この分野ごとに位置づけられた範囲内であれば、自治体が国費を自由に使えるようになり、地方自治体にとって使い勝手が良い交付金制度となった。

第二項 宅地建物取引業法による指導監督

昭和二十七年に制定された宅地建物取引業法は、平成七年及び九年に大きな改正があったが、その後十三年からの十年間は特に大きな改正はなかった。しかし、十九年に公布された特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律、また二十一年に可決成立した消費者庁設置関連三法などにより所要の改正が行われている。

一方、全国的に暴力団等反社会的勢力の排除が進むなか、中央では平成二十三年に不動産取引に係る契約書への標準モデル条項の導入や関係省庁・業界団体などで構成する連絡会が設置された。本県においても、同年に業界団体を中心として協議会を設置した。

宅地建物取引業者数の推移

年度	一四年度	一五年度	一六年度	一七年度	一八年度
法人	一、六八三	一、六五六	一、六六六	一、六九九	一、六九九
個人	四三八	四二九	四二五	四〇四	三九一
計	二、一二二	二、〇八五	二、〇九一	二、一〇三	二、〇九〇
年度	一九年度	二〇年度	二一年度	二二年度	二三年度
法人	一、六六一	一、六四三	一、六二二	一、五八六	一、五四六
個人	三八四	三七四	三七三	三五二	三三六
計	二、〇四五	二、〇一七	一、九八五	一、九三八	一、八八二

一七	四三、六〇五	六〇五七、六七一	一四、六四六
二〇	四三、〇九六	三、九一八、七〇二	九、〇四八
二三	四〇、〇四一	三、四一〇、八七三	八、五〇五

三 公共用地登記の状況

公共用地として取得した未登記土地は、総数二万四千三百八十三筆あったが、四次に及んだ未登記処理五か年計画において鋭意登記を進め、その最終年度である平成二年度には、未登記土地を二千九百九十五筆まで減少させることができた。その後の取組みについては、次表のとおりであり、二十三年度には二千五百二十九筆まで減少させることができた。

年度	前年度から 繰り越した 未登記筆数	発生筆数	登記済筆数	翌年度 繰り越した 未登記筆数
平成 一四	二、五〇九	二、五一六	二、三八〇	二、六四五
一七	二、四二六	二、二七九	二、一一二	二、五九三
二〇	二、四一三	二、三五五	二、一三三	二、六三六
二三	二、三九三	一、九八〇	一、八四四	二、五二九

公共用地登記の推移

四 群馬県土地開発公社

群馬県土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和四十八年十一月に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立した。

その後、県内における閑越自動車道や北関東自動車道の整備等の大規模事業に携わり、県政発展の一翼を担ってきたが、地価の下落や公共事業の減少等の影響により、土地開発公社の本来業務である土地の先行取得の意義が薄らいできたことから、平成二十年度をもって土地取得に関する業務を停止し、二十一年六月十一日の県議会での解散の議決を経て、同年八月三十一日に主務大臣たる総務大臣及び国土交通大臣から解散が認可されるに至った。

公社が行った用地先行取得の推移

年度	用地取得面積 (㎡)	用地取得金額 (千円)
平成 一四	三六〇、二一八	一五、〇八二、九二三
一七	一一二、七〇六	三、一〇六、一五六
一九	四四、四八九	一、三六四、二二三
二〇	七六、六八四	一、五七八、四二四

第四項 土地収用法の施行

一 事業認定の処理状況等

平成十四年度から二十三年度の事業認定件数は、知事によるものが四十六件、国土交通大臣によるものが九件あった。知事によるものは十四年度及び十五年度の八件が最も多く、その後は毎年度三件前後で推移した。

なお、平成十四年度に土地収用法が一部改正され、①事業内容の周知を図るための事前説明会の開催の義務付け、②事業認定申請書の縦覧期間内に利害関係人から公聴会開催請求があつた場合の公聴会開催の義務付け、③公正の確保と透明性の向上のための事業認定理由の公表、そして、④事業認定の中立性を担保するための第三者機関からの意見聴取が義務付けられた。

この改正に伴い、群馬県土地収用事業認定審議会条例（平成十四年六月二十日条例第四十九号）を制定し、公益性についての専門的・総合的な意見を聴くため、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界等多様な分野の七名の専門家で構成される群馬県土地収用事業認定審議会を設置した。

二 収用委員会

平成十四年四月以降、収用委員会委員は任期満了に伴い、六回延べ十一名が交代した。会長は、九年から二〇年にかけて渡邊明男委員が会長を勤め、その後、後任として戸所仁治委員が会長に就任し、再任を経て二十四年三月現在に至っている。

群馬県収用委員会歴代委員（予備委員を除く）

氏名	在任期間	委員区分
新井 昌一	平成四・一二〇〇～一九・一二〇〇	委員
渡邊 明男	〃 五・一二〇〇～九・一二〇〇	〃
平形 亀三郎	〃 九・一二〇〇～二〇・一二〇〇	〃
井上 松男	〃 五・一二〇〇～一・一二〇〇	〃
安盛 博	〃 五・一二〇〇～一・一二〇〇	〃
長谷川 浩子	〃 六・一二〇〇～一・一二〇〇	〃
森田 均	〃 七・一二〇〇～一六・一二〇〇	〃
中野 小三郎	〃 九・一二〇〇～一七・一二〇〇	〃
井上 孝三郎	〃 一・一二〇〇～一七・一二〇〇	〃
泉 岩雄	〃 一・一二〇〇～二〇・一二〇〇	〃
内山 秀三	〃 二・一二〇〇～二一・一二〇〇	〃
武井 上巳	〃 一六・一二〇〇～一九・一二〇〇	〃
紺 正行	〃 一七・六〇〇〇～一八・一二〇〇	〃
紺 正行	〃 一七・一二〇〇～一七・一二〇〇	〃

小暮 俊子	〃一八・一二〃〃二一・一二	
奥木 功男	〃一九・一二〃	〃
石川 直美	〃一九・一二〃	〃
横田今朝夫	〃二〇・一二〃	〃
戸所 仁治	〃二〇・一二〃	
日里早知子	〃二一・一二〃	委 会
林 章	〃二一・一二〃	〃 員 長

三 収用委員会の裁決

(一) 収用事件

平成十四年四月から二十四年三月までに収用委員会に對して申請された収用事件は二十九件あった。このうち、裁決した事件が十九件、和解した事件が一件、取下げた事件が九件であった。

ア 裁決

裁決した事件は、群馬県起業の前橋都市計画道路事業が二件、同館林都市計画道路事業が一件、同伊勢崎市計画道路事業が二件、同伊勢崎市計画都市高速鉄道事業が一件、同高崎市計画道路事業が一件、同県道苗ヶ島飯土井線新設工事が一件、東日本高速道路株式会社起業の高速自動車道国道北関東自動車道新設工事が六件、

前橋市起業の都市計画道路事業が一件、同前橋都市計画事業北部第三土地区画整理事業が一件、桐生市起業の桐生都市計画道路事業が一件、伊勢崎市西部第二土地区画整理組合起業の伊勢崎市西部第二土地区画整理事業が一件、藤岡市都市計画道路事業が一件であった。

理由は、交渉拒否四件、相続人の一部不明四件、事業計画反対二件、補償額不満二件、権利関係の争い二件、協議不成立二件、交渉不調、所有者不明、行政不信が各一件であった。

イ 和解

東日本高速道路株式会社起業の高速自動車道国道北関東自動車道新設工事は、土地所有者が補償額等の不満から事業に反対していたが、審理終了後、和解となった。

ウ 取下げ

群馬県起業の太田都市計画都市高速鉄道事業が一件、同県道苗ヶ島飯土井線新設工事が一件、同伊勢崎市都市計画都市高速鉄道事業が二件、同伊勢崎市計画道路事業が一件、同高崎市都市計画道路事業が一件、同太田都市計画道路事業が一件、前橋市起業の前橋市都市計画道路事業が一件、東日本高速道路株式会社起業の高速自動車道国道北関東自動車道新設工事が一件であった。

(二) 裁決に係る審査請求等

①平成十七年九月に裁決した藤岡都市計画道路事業に係る収用事件について、同年同月に審査請求及び土地収用裁決取消請求の訴えが提起され、権利者把握のための調査に過失があるとして、十九年五月、裁決が取り消された。同年十二月、同事業について、再審理を経て再裁決を行ったことに対して再度審査請求があったが、棄却となった。

②平成二十年七月に裁決した高速自動車道国道北関東自動車道新設工事にかかる収用事件について、土地所有者不明とする裁決を不服として同年八月に審査請求が提起されたが、棄却となった。

③平成二十年六月に裁決した高速自動車道国道北関東自動車道新設工事の収用事件について、同年七月に裁決不服として関係人により審査請求が、同年八月に土地所有者により裁決取消しの訴訟が提起されたが、いずれも棄却となった。

④平成二十一年四月に裁決した前橋都市計画道路事業にかかる収用事件について、任意交渉が進展しないため、土地所有者からの請求により裁決申請がなされた収用事件について同年五月に、土地所有者の替地要求が認められなかった事を理由に審査請求が提起されたが、棄却となった。

⑤平成二十三年三月に裁決した前橋都市計画事業北部第三土地区画整理事業にかかる収用事件について、土地区

画整理事業の仮換地に対する不満を理由に、同年四月に審査請求が提起されたが、棄却となった。

第五項 公共物管理

一 公共物管理の概況及び処理の状況

平成十七年三月をもって、機能を有する法定外公共物について全ての市町村が譲与契約を締結した。また、譲与対象外となった機能を有しない旧法定外公共物は、国において一括して用途廃止され、財務省所管の普通財産として整理された。

第六項 廃川廃道敷地の管理

一 廃川廃道敷地の処分の概要及び処分の状況

廃川廃道敷地は、行政財産である河川敷地及び道路敷地が公用廃止されたことよって生じた普通財産であり、その処分は公共利用目的を優先して行い、公共利用が予定されないものは、公用廃止前の占用許可受者、隣接土地所有者ないし隣接地賃借権者、群馬県が行う県土整備事業の用地提供者等に売却等、県民の財産である土地の有効活用を図っている。

主な年度の処分状況

年度	売払等面積 (m^2)	売払等価格 (円)	年度末面積 (m^2)
平成一四	一五、八三・四	一五、八〇、二五	(データなし)
一七	六、八三・二六	三〇、〇四、一〇〇	(データなし)
二〇	九、四三・九	三三、三七、九六〇	一四、四三・五八
二三	二、九八・九	二、四八三、四〇〇	一四〇、三七・二〇

第三章 建設企画課

第一節 組織等の変遷

第一項 建設企画課

一 建設企画課

建設企画課の前身は監理課の課内室として設置されていた技術調査室(工事専門検査員、企画調査グループ、情報・電子調達グループ)である。

平成十七年四月、技術調査室を建設産業再生等の政策

的課題に対応するため、政策グループを新設して建設政策室に改称した。工事専門検査員は工事検査体制の強化、一元化を図るため分離し、新たに検査契約指導課として発足した。

平成二十三年四月、社会資本整備における重要政策の企画立案機能を強化すると共に、建設業対策を総合的に推進するため、監理課の建設業係を建設政策室に移して、建設企画課が四係体制で発足した。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

建設企画課長 建設業対策主 監 次 長(二名)	政策係 (五名)	政策の調整・立案
	技術調査係 (五名)	土木工事の技術指導・技術改善
	電子システム係 (七名)	土木総合システム 開発及び維持管理
建設業係 (六名)	建設業許可、経営 事項審査	

職 名	在 職 期 間	氏 名
建設企画課長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	倉嶋 敬明
建設業対策 主 監	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	石川 利一

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 県民への説明責任強化

一 「はばたけ群馬・県土整備プラン」

人口減少時代への突入、少子高齢化の進展、地域間競争の激化など社会情勢が大きく変化する中で、群馬県が未来に向けて大きくはばたいていくために、これからの十年間「ぐんまの社会資本整備はどのようなやり方で、何を整備していけばよいか」という県の指針として、平成二十年三月「はばたけ群馬・県土整備プラン 二〇〇八―二〇一七」を策定した。

本プランでは、群馬県が目指すべき将来像として「自然と共生し、未来に向けて、持続的にはばたける地域」を掲げ、その実現に向けた取り組み方について示した。また、本プラン

ンは県土整備部の最上位計画に位置づけられ、県土整備各分野における施策の指標と将来目標を設定しており、プランを実効性あるものとするため、計画―実施―評価―反映サイクルによる継続更新を行うこととした。具体的には、その取り組み方を一年ごとの点検で評価・検証し、社会情勢の変化に対応するためにおおむね五年ごとにプランを更新することとした。その手段として、学識経験者や経済界代表、市町村（行政）代表から構成される外部組織によるプランのフォローアップを実施し、その結果を県のホームページで公表した。

このほか、地域特有の課題を解決するための施策や事業を位置づける地域プランを、県内十二の土木事務所管内ごとに、ワークショップやオープンハウスなどの県民参画型で策定した。

二 県民参画型手法の導入

従来の公共事業の進め方は、事業に着手するまでの意思決定や計画・構想段階の検討については行政内部で進められることが多く、そのプロセスは県民に閉ざされていた。しかしそのようなプロセスに対する県民の関心の高まりから、説明責任や様々な利害関係者への配慮が重要となってきた。こうした公共事業の透明性、公平性、客観性を向上させ、施

策の質を向上させるために県民参画は不可欠であり、県土整備局では平成十八年度から県民参画のためのガイドライン策定に向けた作業を開始した。策定にあたっては、公募職員によるワーキンググループを設置して検討を行うとともに、外部有識者をアドバイザーとして迎え、作業を進めた。また、十九年六月には、「県土づくり県民参画シンポジウム」を開催し、県の公共事業の進め方を変える取り組みを広く県民に周知した。

こうして平成二十年三月に、計画策定過程の透明性、客観性、合理性、公平性の向上に資するための標準的な県民参画の手順と手順の各段階に実施すべき事項、基本的な考え方や留意事項をまとめた、「対話と協調を目指す」「ぐんま県土づくり県民参画ガイドライン」を策定した。

このガイドラインに基づき、東毛広域幹線道路玉村伊勢崎工区における道路設計見直しなどを県民参画型公共事業として実施した。

三 県土整備部関係ホームページの充実

県民と直接かつ双方向でやりとりが行えるインターネットは、情報提供の手段として、またコミュニケーションの手段として行政に欠かすことの出来ないものとなった。パソコンなどインターネット環境の普及により、県民がいつでも手軽に

必要な情報を入力できる環境が整備された一方で、県庁では各所属がそれぞれで立ち上げたホームページで情報を提供していたことから、県民が必要な情報へ容易にアクセスできる仕組みを構築する必要性が高まった。このため、県土整備局では、全ての関係するホームページへのリンクを集約化、一元化し、必要な情報へのアクセスを容易にするポータルサイトを平成十七年一月に開設した。これと並行して、まだホームページを開設していなかった土木事務所など十一の地域機関についてもホームページの開設を進め、十八年二月をもつて県土整備局関係の全ての地域機関にホームページを完備するなど、内容の充実に努めた。

第二項 公共事業の評価

公共事業に「時間のものさし」をあて、事業施行の妥当性を再評価する「時のアセスメント」が、平成九年に北海道における行政改革の取り組みの一つとして導入された。こうした公共事業改革の流れを受けて、国においても事業の再評価制度の導入が試みられ、本県においても、県が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の確保を図るため、十年度から公共事業の再評価制度を導入した。

再評価の対象は、事業採択後五年を経過した時点で未着

工の事業や事業採択後十年を経過した時点で継続中の事業などであった。対象事業の対応方針案の決定は、副知事が会長を務める「公共事業再評価検討会議」で行われていたが、担当部長の責任を明確化するため、平成二十年四月にこれが廃止され、新たに担当部局の主管課次長で構成される「公共事業再評価検討会」が設置された。

再評価は、学識経験者等の第三者から構成される「群馬県公共事業再評価委員会」の答申を踏まえ、県の対応方針を決定することとされ、平成十四年度から二十三年度までの十年間では、計二十六回の委員会を開催し、計三百二十七件が対象となった。各年度における事業数は、十四年度は二十九件、十五年度は四十八件、十六年度は三十七件、十七年度は三十六件、十八年度は二十三件、十九年度は二十件、二十年度は六十六件、二十一年度は三十件、二十二年度は二十三件、二十三年度は十五件であった。その結果、県事業として生柏地区一般農道整備事業、高崎渋川線街路事業、国道四〇一号土出口倉バイパス道路改築事業、谷田川広域基幹河川改修事業、倉渕ダム建設事業の五事業、市町村事業として三事業の計八事業を中止とし、その他は事業を継続することと評価した。

また、県が新たに公共事業を実施する予定箇所についても、その重点的な執行及び実施過程の透明性の一層の向上

を図るため、平成十四年度から事前評価制度の試行を開始し、十七年度に本格導入した。

さらに、県が実施した公共事業についても、その効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を講じるとともに、同種事業の計画立案等に反映させるため、事業完了後一定期間経過した後に実施する事後評価制度を平成十九年度から試行を開始し、二十一年度に本格導入した。

第三項 建設技術支援

一 資材費及び労務費調査

土木工事の請負施工における工事費の積算や土木事業に係る測量業務、地質調査業務、設計業務等の業務委託における業務委託費の積算においては、公共工事設計労務単価、資材費実態調査による単価、物価資料による単価、見積による単価等を用いた。

公共事業労務費調査は、公共工事設計労務単価を決定するため実施されるもので、農林水産省及び国土交通省が主体となり、公共工事に従事する労働者の賃金を、毎年調査しており、群馬県においても、当該調査を実施した。

資材費実態調査は、物価資料による単価以外で、使用頻

度の高い資材の単価を決定するため実施されるもので、主要材料は年四回、一般材料は年二回調査を実施した。

なお、平成二十三年度以降は、震災の影響により一部の資材において価格変動が生じたため、変動がある資材については毎月調査を実施した。

二 建設積算

土木工事の請負施工における工事費の積算業務は、各地域の土木事務所等において実施している。

限られた技術職員で、多様化する県民ニーズにきめ細やかに対応し、地域の状況に応じた、より質の高い公共工事を効率的に執行するため、各地域の土木事務所等における工事費の積算業務の一部を（公財）群馬県建設技術センターに業務委託した。

三 研修等

県土整備部職員が、研修を通じて職務遂行上必要とする専門知識の習得及び技術力・建設行政の資質向上を図ることを目的とし、平成二十年度から研修の質を高め建設行政の向上を推し進めるため、研修内容の多様化・外部講師の充実などの見直しを行い、職員の研修受講を義務化した。

研修内容は、行政基礎、行政マネジメント、計画設計、構

造物設計、現場実務等のコースに分け、年齢・職位に応じより適切な時期に受講するよう設定している。

職員研修は、平成十六年度まで群馬県建設技術センターが公益法人として県、市町村職員の資質の向上のために各種の研修を無料で実施してきた。しかし、公共事業を取り巻く環境が変化し建設技術センター独自の負担で研修業務を運営することが極めて厳しい状況となったため、本来群馬県で実施すべき研修は研修委託業務として随意契約を締結し委託料を支払うこととした。

平成二十一年度からは、群馬県政改革実施委員会「随意契約の運用方針」に基づき、業務内容のうち、競争性があるものと判断できる内容のものは競争入札に移行した。

四 公共工事コスト縮減対策

群馬県においては、厳しい財政状況等を踏まえ、公共事業の効果的効率的な工事の実施を図るため、「群馬県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を平成十三年に策定した。旧行動計画における「工事コストの縮減」に加え「時間的コストの縮減」、「ライフサイクルコストの縮減」、「社会的コストの縮減」、「効率性向上による長期コストの縮減」の観点から総合的なコスト縮減に努めた。取り組み結果については県庁各部署の事例を収集し事例集を作成した。

平成十七年度からは、より一層効果的な工事の実施を図るため「新行動計画」を継続実施すると共に公共事業の全プロセスをコストの観点から見直す「群馬県公共事業コスト構造改革プログラム」を加えた総合コスト縮減対策を実施し、コスト縮減を図った。

五 建設副産物対策

廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正に処分される「循環型社会」の構築に向け、アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生土等の建設副産物リサイクルの推進を目的に、群馬県内の公共及び民間の建設工事を対象とした、具体的な方策や再資源化・縮減率等の数値目標を定めた「群馬県建設リサイクル推進計画二〇〇二」を平成十五年五月に策定した。基本的な考え方は、建設廃棄物を将来的に最終処分量ゼロとすること、また、建設発生土については、工事に必要な土砂を工事間利用で調整することとした。

また、建設発生土の工事間利用調整を推進するため、平成二十二年よりストックヤードの整備に着手した。

第四項 土木総合システム

土木総合システムとは、公共事業の予算執行管理、工事

等発注支援、業者管理等を統合管理するシステムであり、業務の効率化・省力化を目的に、平成十三年度に運用を開始した。

これまで、利用者の意見を反映させながら改修を重ね、より利便性の高いシステムとなっているが、特に、平成十八年度に環境森林部・農政部・県土整備部それぞれで稼働している事業管理システムのうち、業者管理及び検査システムの個別データ部分を統合した。これにより、検査評点などが三部門で共有され、「総合評価型入札」実施の際の事務処理が大幅に軽減された。

また、ぐんま電子入札共同システムと発注情報や業者指名情報、入札結果等の連携を図り、業務の省力化、正確性の向上を図った。

さらに、平成二十三年度には、ぐんま電子納品システムとの連携も行い、電子成果品納品情報を取得することで発注から成果物の納品までを一元管理し事務処理の簡素化、省力化を図った。

第五項 公共事業等電子入札システム(CALS / EC)

CALS/ECとは、「公共事業支援統合情報システム」の

略称(国土交通省)であり、その目的は、公共事業に関わる情報を電子化・標準化し、公共事業の透明性の確保、業務の効率化、建設コストの縮減及び品質の確保をもって建設業界全般の合理化を図ることにある。CALS/ECにより電子化される主な業務は、電子入札・調達・情報共有・電子納品である。

このうち、電子入札・調達については、平成十五年度に設置した「群馬県CALS/EC推進協議会」及び「群馬県CALS/EC市町村推進協議会」において、電子入札システムについて検討を行い、十六年度に「ぐんま電子入札共同システム」を構築した。その後、十七年度に試行、十八年度より本格稼働を開始、十九年度以降は順次対象金額を拡大し、二十一年度より工事、委託とも全てを電子入札の対象とした。

この結果、県土整備部における平成二十三年度の電子入札実施率は九十八％に達した。このシステムは、二十四年三月まで稼働し、二十四年四月より次期システムに引き継がれた。

なお、群馬県CALS/EC市町村推進協議会は、群馬県のほか前橋市や高崎市をはじめとした県内二十市町で構成し、ぐんま電子入札共同システムに関する事案について協議・検討し実施方針を決定した。

また、電子納品については、平成十八年度に電子納品実施計画（群馬県電子納品ガイドライン）を策定し、十九年度より本格運用を開始するとともに、二十年度から二十二年度にかけて受発注者間の情報共有及び電子納品の保管管理についてのシステム化を検討し二十三年七月に「ぐんま電子納品システム」の運用を開始した。

平成二十三年度のシステム利用件数は五五三件、財政的効果は約一億九千九百万円を見込んだ。

第六項 建設業関係事務

建設業の許可及び指導を実施し、建設工事の適正な施行を確保すると共に建設業の健全な発展を図った。

建設業許可件数等の推移

年度	区分	新規	更新	失効等の減少	計
平成一四	知事 大臣	四六八 四	二、〇八八 一五	八三一 八	九、六三七 九五
一五	知事 大臣	三七六 五	三四五 六	二七〇 一	九、七四三 九九
一六	知事	二六六	七一六	二一〇	九、七九九

一七	知事 大臣	三三一 五	二、一九四 二六	八七三 三	九、二五七 一〇二
一八	知事 大臣	三七一 六	二、一九二 二四	七一一 七	八、九一〇 一〇一
一九	知事 大臣	三六九 三	一、七一五 二四	七七二 三	八、五〇七 一〇一
二〇	知事 大臣	二八四 八	四五八 九	三〇九 四	八、四八二 一〇五
二一	知事 大臣	三〇一 三	九〇七 一六	二八八 七	八、四九五 一〇一
二二	知事 大臣	三二四 三	一、七五七 二六	六三四 七	八、一八五 九四
二三	知事 大臣	二九〇	一、八五四 二一	六三二 二	七、八四三 九二

建設工事紛争審査会

建設工事紛争審査会は、建設業法に基づいて設置された準司法機関である。建設工事の請負契約に関する紛争について、当事者双方の主張・証拠に基づき、専門家により公正・中立な立場に立って、あつせん、調停、仲裁によって解決を図った。

建設工事紛争審査申請件数等の推移

年度	建設工事紛争審査会			建設工事紛争相談	
	新規	継続	審理回数	工事 遅延等	代金等 その他
平成一四	一	一	七	二五五	五四
一五	三	一	七	二二六	五八
一六	一	一	一四	九二	一八二
一七				九一	一四一
一八	一			一〇三	一一五
一九	一	一	四	九一	一〇五
二〇	三		六	一一五	一五一
二一		一	六	五六	一〇三
二二	二		三	二三	五四
二三	一		三	一九	四五

第七項 建設業活性化推進

建設産業は長引く建設投資の減少や競争の激化により
 厳しい経営環境にあった。

平成十八年三月、時代のニーズに対応した建設産業の再
 生に向け「ぐんま建設産業再生支援プラン」を策定し、十八

年度から三カ年にわたり、建設産業の再生支援に向けた施
 策を推進した。

平成二十一年度以降においても、建設産業は社会基盤整
 備や雇用の創出、また、災害から県民の生命と財産を守
 り、地域の生活基盤を維持していく上で重要な産業である
 ことから、引き続き建設産業の活性化を推進した。

第四章 契約検査課

第一節 組織等の変遷

第一項 契約検査課

一 契約検査課

平成二十一年四月、監理課の建設政策室から入札契約の制度設計業務を移管し、検査契約指導課を契約検査課に改称し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

契約検査課長 次長(三名)		契約制度係 (二名)	公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行、入札・契約制度、入札・契約指導、談合情報
検査第一係	建設工事の検査及び		

(四名)	検査第二係 (五名)	建築検査係 (二名)
指導、建設工事表彰、検査基準、工事監査、他県・他部局との連絡調整	建設工事の検査及び指導、会計検査院の実施検査の連絡調整、検査業務研修、建設工事安全対策、工事検査規程	建築・電気・機械工事の検査及び指導、建築・設備工事の検査基準、建築工事の検査及び指導、工事成績評定

職名	在職期間	氏名
契約検査課長	自平成二・四・一 至平成三・三・三一	針谷 宗人
〃	自平成三・四・一 至	近藤 久雄

二 検査契約指導課

平成十七年四月、工事検査体制の強化、知事部局の検査の一元化を図るため、監理課の課内室である技術調査室から工事検査部門を移管し、検査契約指導課を設置した。組織としては、課長以下一グループ（検査契約指導グループ）体制とした。

平成十九年四月、工事監査及び建築・設備工事の検査の強化を図るため、検査契約指導グループを分割し三グループ体制（検査契約グループ、監査指導グループ、建築・設備グループ）とした。

平成二十一年四月、監理課建設政策室から入札契約の制度設計業務を移管し、契約検査課と改称した。

歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
検査契約指導課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	上原 訓幸
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	植木 誠
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	金居 成治
検査契約指導主 監	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	堺 浩志
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	長井 澄夫
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	市毛 保夫

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 入札契約制度の改正

入札契約については、適正かつ効率的に予算の執行を図るために、機会あるごとに透明性を確保しつつ公正な競争に

よつて総合的に優れた調達がなされるよう検討を加え、より良い制度の確立を図つてきた。

平成十四年四月から段階的に一般競争入札の対象工事を拡大するとともに、十五年六月に発注者に対する外部監視機関である公共工事入札監視委員会を設置し、入札契約の透明性並びに競争性の確保を図つた。さらに、二十一年四月から全ての公共工事において電子入札を導入した。

ダンピング対策については、平成十六年四月から低入札価格調査制度を全ての競争入札において試行を開始するとともに、二十年八月に失格基準価格を導入した。さらに、二十二年四月に調査基準価格及び最低制限価格の算定基準を改正した。

平成十七年四月に公共工事の品質確保を図るために、いわゆる「品確法」が成立したことを受けて、十八年三月から価格及び技術力等が総合的に最も優れている者を落札者に決定する総合評価落札方式を一般競争入札に適用して試行するとともに、二十年八月から一般競争入札対象工事を設計金額千円以上の工事に拡大した。さらに、二十二年九月から県内企業の育成等に資するため、総合評価落札方式に県内企業の下請活用に関する評価基準を導入するとともに、二十三年四月から全ての一般競争入札に総合評価落札方式を適用することとした。

一般競争入札対象工事拡大に伴い、指名競争入札については、平成二十年八月から設計金額千円未満の工事のみの適用となつたが、県内の景気及び雇用動向を踏まえ、市場価格の変動への対応を図るために二十年十一月から特例措置として設計金額一億円未満の工事については、迅速な調達が期待できる指名競争入札を適用できることとした。

平成二十三年四月には建設工事請負契約約款を改定し、一定の条件を満たしたときは現場代理人の常駐緩和を認めるとともに、暴力団排除規程を追加した。

第二項 建設工事の検査

検査については、平成十六年度まで各部局毎に行われてきた。十七年四月に県として統一的な基準による執行や工事成績評定を実施すべく協議調整を行い、検査契約指導課を新設した(平成二十一年四月から契約検査課に課名変更)。知事部局が所管する建設工事について、専任の検査員による一元化した検査体制とし、中間検査、完成検査及び工事監査を実施して、公共工事の品質確保や技術の向上を図つた。その後もより実態を踏まえた検査規程、仕様書及び管理基準の改定を進めた。このうち中間検査については、中間施工検査と中間技術検査を明確に区分し、工事の中

間段階における検査確認を充実させた。完成検査及び中間検査の実績は、次のとおりである。

年度	完成検査(件)	中間検査(件)	計(件)
一九	一五七七	一〇九六	二六七三
二〇	一七一九	九二二	二六四一
二一	一八四〇	八九五	二七三五
二二	二〇一一	九八六	二九九七
二三	二〇一六	八九四	二九一〇

第五章 交通政策課

第一節 組織等の変遷

第二項 交通政策課

交通政策課は平成十五年三月まで企画部に所属していた

工事成績評定は建設工事の出来形や施工状況を評価することにより、建設業者の適正な選定、指導などに活用している。評定結果は、受注者に通知するとともに発注機関において公表した。

また、優秀な技術によって施工した建設業者等を表彰し技術の向上に努めた。

が、十五年四月の部の再編により土木部に移管になり、あわせて鉄道主監を廃止し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

なお、出先機関の交通事故相談所は、平成十六年三月までは所長、相談員とも嘱託職員が務めていたが、十六年四

月から交通政策課長が所長を兼務している。

交通政策課長	地域交通係 (五名)	総合交通政策、路線バス対策、公共交通機関利用促進、群馬へリポート、課付
次長	鉄道振興係 (四名)	県内鉄道網の活性化、上毛線・上信線・わたらせ渓谷線活性化対策、上越・北陸新幹線対策、駅のバリアフリー化
	交通安全係 (三名)	交通安全対策、高齢者しあわせドライブ、交通事故相談所、佐藤交通遺児福祉基金

職名	在職期間	氏名
交通政策課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	本間 正志

鉄道主監	至 自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	田村 孝夫
〃	至 自平成一三・三・三一 至平成一四・四・一	中山 勝文
〃	至 自平成一一・四・一 至平成一二・三・三一	由田 進
〃	至 自平成一〇・四・一 至平成一一・三・三一	茂木 悦郎
〃	至 自平成〇九・四・一 至平成一〇・三・三一	田村 孝夫
〃	至 自平成〇七・四・一 至平成〇八・三・三一	大島 一雄
〃	至 自平成〇五・四・一 至平成〇六・三・三一	遠藤 昌男

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 総合交通政策の推進

一 交通政策連絡会議等

交通事業者や関係行政機関が互いに連絡を緊密にし、交

通に関する諸問題について調整を図るとともに、鉄道やバス等の公共交通に係る施策について総合的に検討を行うことを目的に、平成十六年六月に「群馬県交通政策連絡会議」を設置した。そして、連絡会議の中に「交通施策調整部会」及び、「豊かな生活交通部会」を設けた。「交通施策調整部会」では、公共交通に関する具体的施策の検討と調整を行い、公共車両優先システム(PTPS)の設置効果を高めるための補完施策として、「国道十七号線・五十号線のバス優先レーンのカラー舗装化」と、「国道五十号線から前橋駅へ向かう右折信号の時間延長」を実施した。「豊かな生活交通部会」では、バスや電車のポスター募集や、分かりやすく乗りやすい公共交通への意見募集を行うなど、公共交通機関利用促進の広報啓発等を行った。

また、本県の地域公共交通のあるべき姿を示すため、平成十九年十一月に、県内外の地域公共交通に関する専門家等で構成する「地域公共交通に関する有識者会議」を設置した。会議では、持続可能な公共交通機関のあり方をテーマに、交通事業者や市町村交通担当者とともに議論を行い、議論された内容を取りまとめ方向性を示した。「地域公共交通に関する有識者会議報告書」を、二十年四月に策定した。

二 公共交通機関の利用促進

(一) 公共交通フェアの開催

県民に楽しみながら公共交通への理解を深めてもらうとともに、交通事業者の活力を引き出すため、平成十四年から十八年まで五回にわたり公共交通フェアを開催した。フェアでは、人や環境にやさしいバス展示、鉄道模型運転会、二鉄道乗車会、公共交通利用促進パネル展示等を行い、来場者に公共交通への理解を深めてもらった。

(二) エコ通勤推進事業

エコ通勤は、マイカー通勤から鉄道やバス、自転車、徒歩など、環境にやさしい交通手段での通勤への転換を促し、利用者一人ひとりが自ら交通行動を変化させるきっかけを提供することで、平成二十一年十一月に実施した「エコ通勤ウィーク」は、七十三団体、約一万二千人の参加があり、二酸化炭素排出量の削減が図られた。

(三) バス乗りお助け情報マップ「バスQ」

公共交通の利用促進を図るため、平成二十二年二月、県のホームページの中に、バス乗りお助け情報マップ「バスQ」を開設した。「バスQ」では、インターネットの地図上でバス・鉄道の路線や時刻表、バス停の位置等の情報が検索できるようにしており、様々な公共交通に関する情報を提供した。

第二項 路線バス対策等の推進

県では、県民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、地域の実情に即して主体的にバス事業を運営する市町村に対し、県単独の「市町村乗合バス補助制度」により、財政支援を行った。市町村乗合バスの運行費や車両購入費の一部を補助することにより、住民の移動手段の確保を図った。

また、平成十七年度には、「市町村乗合バス見直し支援事業」を実施し、バスの運行内容の見直しを行う市町村に対し、専門家のアドバイスを受けるための経費等を支援した。

なお、六十五歳以上の高齢者の回数券購入に対するバス敬老割引補助については、割引率の高い共通バスカードや、定額低運賃の市町村乗合バスが増加していること等から、十七年度末で廃止した。

路線バス対策補助金等の推移

年度	地方バス補助 (運行費)		市町村乗合バス補助 (運行費)		計
	補助金(千円)	(車両購入費)	補助金(千円)	(車両購入費)	
平成一四	一四、五三八	二九、八五〇	二一一、三七一	三三、四一八	二八九、一七七
一五	一五、四九九	二九、九二五	一七〇、一八七	三八、七四〇	二五四、三五一

一方、広域的・幹線的なバス路線を維持するため、赤字の生活交通路線を運行しているバス事業者に対して、県は国と連携し「地方バス路線対策費補助」により、運行費や車両購入費(平成二十二年度から車両減価償却費)について支援を行った。国は、この補助制度を二十三年度に改正し、補助方式を事後精算方式から事前内定方式へと変更するとともに、補助要件を一部緩和する等の改正を行った。県も国に合わせ補助制度の改正を行った結果、国の補助制度と一部異なる改正となったが、引き続き国と連携して、バス事業者へ支援を行い路線の確保を図った。

一六	二一、二二九	一一、五〇〇	一六〇、七一七	一一、二七五	二一五、七二一
一七	四二、八四一	三六、二五〇	一六一、七三三	二〇、二〇〇	二六一、〇二四
一八	五四、九八六	一四、五〇〇	一五九、八五六	一三、三七五	二五二、七一七
一九	五二、一五九	一九、五〇〇	一四四、六六三	一八、二五九	一三四、五八一
二〇	五九、九八六	二二、五〇〇	一四一、六二〇	九、二五六	一三三、三六二
二一	五四、八八九	五二、五〇〇	一四七、三二九	八、三九〇	一六三、一〇八
二二	五五、八三〇	三八二	一四〇、八二四	七、四五四	二〇四、四九〇
二三	五五、七七六	五、一〇二	一三三、一一〇	一、〇三九	二〇五、〇三七

※ 地方バス補助(車両購入費)は、平成二十二年度から、車両減価償却費補助とした。

第三項 鉄道活性化、中小私鉄振興

一 ステーション整備

鉄道沿線の各自治体では、鉄道利用人員の低迷が続き、鉄道活性化のための取り組みがなお一層求められるようになった。

県では、鉄道をより便利で快適な交通機関として再生させるための取り組みについて検討するため、平成二十年度に、六名の有識者で構成される「群馬県鉄道網活性化研究会」を設置した。この研究会から、二十一年三月に「群馬県の鉄道網活性化に向けた提言」として、群馬県の鉄道を利便性・快適性が高い魅力あるものにし、一層の利用促進を図

るためには、三つの「S」の向上を推進することが重要と提言された。三つの「S」は、シームレス(Seamless)：シームレスな継ぎ目のない)公共交通の提供、サービス(Service)：輸送サービスの向上、ステーション(Station)：駅の魅力向上であり、これらの着実な実現を図っていくことが期待されている。

県では三つの「S」の向上に向けて取り組む中で、特に「ステーション(駅の魅力向上)」については、「ステーション整備事業」により、市町村等が実施する新駅の設定、駅及び駅周辺整備に対し負担・補助を行っており、「ステーション整備事業」は、県内各地域における駅及び駅周辺整備の推進を図る上で大きな役割を果たしている。

整備駅一覧

駅名	事業概要	完成年度
上毛線赤城駅	駅舎改築・駅前広場整備	平成一四年度
信越本線群馬八幡駅	駅前広場整備	一四年度
上越線敷島駅	駅前広場整備	一五年度
上越線高崎問屋町駅	新駅	一六年度
上越線渋川駅	駅前広場整備	一六年度
信越本線磯部駅	駅前広場整備	一六年度
桐生線薮塚駅	駅前広場整備	一八年度
上毛線上泉駅	トイレ水洗化	二一年度
上信線馬庭駅	トイレ水洗化	二一年度
上信線上州一ノ宮駅	トイレ水洗化	二一年度
上信線上州新屋駅	駅前広場整備	二二年度
上信線南蛇井駅	トイレ水洗化	二二年度
上信線西山名駅	トイレ水洗化	二二年度
上信線高崎駅	連絡通路設置	二三年度

二 交通施設バリアフリー化

我が国は、超高齢社会に突入し、今後さらに高齢化が進んでいく中で、障害者の方々も含め、あらゆる人が活力ある日常生活を送り、社会参加できる「ユニバーサル社会」の実現がますます求められることになる。

こうした中で、誰もが気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目的として、交通機関を対象とした「交通バリアフリー法」と大規模なビル等を対象とした「ハービル法」を統合して内容を拡充し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆるバリアフリー新法が制定され、平成十八年十二月二十日から施行された。

この法律では、旅客施設や車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区などにおいて、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めている。また、法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が平成二十三年三月三十一日に改正され、一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上の鉄道駅について、二十二年（二〇一〇年）までに原則としてすべてバリアフリー化するというそれまでの目標が、新たな目標として、一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上の駅を三十二年度（二〇二〇年度）までに原則としてすべてバリアフリー化することとされた。

県内にはこの対象駅として、高崎駅、前橋駅、伊勢崎駅、新前橋駅、館林駅、太田駅、桐生駅、新町駅、渋川駅、高崎問屋町駅、駒形駅、井野駅、沼田駅、安中駅、板倉東洋大

前駅、倉賀野駅、北高崎駅及び前橋大島駅の十八駅があることから、これらの駅のバリアフリー化を図るため、鉄道事業者が実施する施設整備に係る費用を国及び地元市町村と協調して補助する「交通施設バリアフリー化設備整備費補助金」により、整備促進を図った。

整備一覧

駅名	事業概要	完成年度
上越線沼田駅	エレベーター設置	平成一四年度
上越線渋川駅	エレベーター設置	一四年度
高崎線高崎駅	エレベーター・車いす対応型エスカレーター設置	一七年度
両毛線前橋駅	エレベーター設置	一八年度
伊勢崎線館林駅	エレベーター・エスカレーター・多機能トイレ設置	一九年度
吾妻線中之条駅	エレベーター・多機能トイレ設置	二〇年度
上越線新前橋駅	エレベーター・多機能トイレ・通路設置	二一年度
両毛線駒形駅	エレベーター・多機能トイレ・通路設置	二三年度

三 中小私鉄振興

地域生活の足としての役割を担っている上毛電気鉄道(株)、上信電鉄(株)及びわたらせ渓谷鐵道(株)の中小私鉄三社は、自家用車利用の増加と少子化という社会的な流れの中で、ピーク時の昭和四十年頃と比較して、乗車人員が七割以上減少し、ここ二十年程度も横ばい状況が続いており、厳しい経営環境に直面している。

これらの中小私鉄の路線を維持確保するため、上毛電鉄については平成十年度から、上信電鉄については十一年度から公的支援を実施している。

列車の運行(上)と線路や電路等の基盤(下)の経営主体は分離しないが、鉄道基盤は社会資本ととらえ、公的に支援する「群馬型上下分離方式」として、県と沿線市町村により、国の補助金を活用しつつ施設整備費を支援するほか、維持修繕費についても支援を行っている。

一方、わたらせ渓谷鐵道は、国鉄清算事業団からの特定地方交通線転換交付金を原資とする「みどり市経営対策事業基金第一基金」により赤字補填を行うほか、県と沿線市町村により施設整備等の支援を行っていた。しかし、第一基金が枯渇したことから、平成十九年度からは、鉄道関連施設の整備費を県と沿線市町村で補助するほか、沿線市町村で鉄道事業の経常損失分を補助する公的支援を実施し

ている。

これにより、上毛電鉄、上信電鉄及びわたらせ渓谷鐵道は経営改善を図りながら、列車をはじめとする鉄道施設の更新、改良を行つて、安全性の向上と路線の維持確保を図つてゐる。

このように中小私鉄の経営は厳しさを増しながら推移してきたが、県は市町村等と協力した経営支援と活性化対策を推進し、鉄道の維持存続と鉄道振興に努めてきた。

第四項 群馬ヘリポート管理運営

群馬ヘリポートは、昭和六十三年八月に公共用ヘリポートとして開港した。開港当初は、ヘリコプター構想による空の公共交通の推進を目指していたが、羽田・成田空港へのコピュター路線については、両空港側で受け入れる余裕がなかったことや、他の輸送手段と比較して経費が高い等の理由から、実現は困難になった。

現在は、防災や警察などの公的利用が中心となつており、防災ヘリコプター「はるな」や、警察ヘリコプター「あかぎ」の活動拠点として、重要な役割を果たしている。平成二十一年二月からは、ドクターヘリ（運航主体は日本赤十字社群馬県支部）が運航を開始し、給油や夜間の格納等で群馬ヘリポ

ートを利用しており、公的利用の割合がさらに高まつた。

また、開港から平成十七年度までは、県の外郭団体に管理委託していたが、十八年度には、他の県立施設同様、指定管理者制度を導入した。

平成二十年十一月には、開港二十周年を記念し、ヘリコプターを身近に感じ、その機能や役割について理解を深めてもらうため、指定管理者主催の「空の日」フェスタを開催した。ヘリコプター無料体験搭乗や機体展示、防災・警察航空隊によるデモンストラーション飛行などを実施し、約二千人の来場者があつた。

第五項 交通安全対策の推進

一 交通安全計画の策定及び推進

本県の人口十万人当たりの交通事故発生件数の全国順位は、平成十四年の全国六位（ワースト順位）以降、二位から五位の間で推移した。

交通事故の死者数は、平成十四年には二百十八人であったが、その後は二百人を下回り、十九年からは百人以下となった。

発生件数及び負傷者数については、増加傾向にあり、平成十六年には、それぞれ統計史上最多となる二万三千九百

十件、三万七百七十七人を記録したものの、その後は毎年減少を続けた。

群馬県交通安全対策会議では、県内の交通安全に関する施策の大綱として、第八次群馬県交通安全計画（計画期間・平成十八～二十二年）を策定し、「高齢社会への対応」、「未来を担う子どもを育てる安全な環境づくり」、「県民主体の交通安全活動」に力点を置き、年間の死者数を百十二人以下、また、第九次群馬県交通安全計画（計画期間・二十三～二十七年）では、七十五人以下とする数値目標を掲げた。

この計画に基づき、毎年度、群馬県交通安全実施計画を定め、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、道路交通秩序の維持等、県、市町村、関係機関・団体が連携し、県内の実態に即した具体的な交通安全対策を強力に推進して交通事故を減少させ、県民一人一人が安全で安心して暮らすことができる郷土づくりを目指した。

二 交通安全意識の普及徹底

県民に対し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促すため、四季の交通安全運動や毎月一日の県民交通安全日等を通じて積極的な広報啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚を図った。

また、住民に身近な交通安全対策を行う市町村への支援や自転車交通マナー向上を目的とした事業を行う学校に對する補助を行った。

交通事故死者数の約半数を占める高齢者の交通事故を防止するため、民生委員と連携した交通安全対策を行った。また、平成十九年度からは、高齢者を含むチーム単位で百日間無事故無違反を目指す「高齢者しあわせドライブ」一〇〇〇を実施し、二十三年には、安全運転講習会を開催する等して、高齢運転者の交通事故の防止を図った。

子どもについては、教習所と連携した交通安全教室やチャイルドシート適正使用講習会を実施し、交通事故防止対策を推進した。

交通指導員は、児童生徒の登下校時における交通事故防止のための保護・誘導をはじめ、街頭指導や交通安全教育活動等を行い、地域の交通安全に関して重要な役割を担っている。

県では、市町村が行う交通指導員の活動を支援するため、交通指導員活動促進補助制度により、活動費の一部を助成するとともに、交通指導員の土気高揚のため、群馬県交通指導員大会（平成二十二年）からは群馬県交通安全大会において、優良交通指導員表彰を行った。

交通指導員年別設置状況

年度	設置市町村数	設置人員	補助金 (千円)
平成一四	七〇	一、三四八	一五、三〇〇
一五	六九	一、三四〇	一五、〇〇〇
一六	五八	一、三六三	六、八一〇
一七	五四	一、三四六	六、七三〇
一八	三九	一、三二九	四、六五二

年度	設置市町村数	設置人員	補助金 (千円)
平成一九	三八	一、三二九	四、六五二
二〇	三八	一、三一四	三、九四二
二一	三六	一、三一五	三、二八八
二二	三五	一、三一九	三、二九八
二三	三五	一、三〇七	三、二六八

第六項 交通事故者救済対策の推進

交通事故の当事者間の賠償問題等を解決するため、群馬県交通事故相談所を設置し、専門の相談員が相談に応じ、適切な助言や指導を行った。

群馬県総合交通センター内における本所相談のほか巡回・出張相談を行い、より専門的な相談については弁護士を招いての相談を実施した。相談件数が減少傾向にある中、平成二十二年度に弁護士相談、二十三年度には出張相談を

廃止した。

交通事故等により扶養者を失い、又は扶養者が重度の心身障害となった子どもたちの救済対策として、財団法人佐藤交通遺児福祉基金の運営を助成し、交通遺児の健全育成に努めた。

基金では、交通遺児に対して奨学手当等の給付及び遺児を励ますための交流事業を行った。平成二十三年度に公益財団法人へと移行したことに伴い、より充実した支援を図るべく給付対象年齢を満十八歳から満二十歳に達する年齢まで広げるとともに、交通安全推進事業として、「交通事故再現スタントによる自転車交通安全教室」を実施するとともに、「基金創立四十周年記念のつどい」の開催や記念誌の作成を行った。

第六章 道路管理課

第一節 組織等の変遷

第一項 道路管理課

一 道路管理課

平成二十一年四月、道路整備事業に関する総合調整機能を強化するため道路整備課に新設された道路企画室に道路企画係を移管するとともに、名称をこれまでの道路企画管理課から道路管理課に変更し、工事事務係、道路管理係、補修係、交通安全施設係、市町村道係の五係を編成し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

道路管理課長 次長(二名)	工事事務係 (二名)	予算、決算、公共 事業の工事事務、 市町村国庫補助金
------------------	---------------	----------------------------------

	道路管理係 (四名)	補修係 (五名)	交通安全施設係 (四名)	市町村道係 (三名)	
事務、文書事務等	道路管理、路線認定・変更等、道路台帳整備、特殊車両通行許可等	道路防災事業、舗装補修事業、雪寒対策事業、道路除雪事業、道路災害復旧事業等	交通安全施設等整備事業、無電柱化推進事業、自転車利用促進事業等	代行業業、市町村道整備国庫補助事業	

職名	在職期間	氏名
道路管理課長	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	岩崎 正始
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	依田 哲太

二 道路維持課

平成十四年四月現在の道路維持課の組織は、課長以下五係(工事事務係、補修係、路政係、交通安全施設係、市町村道係)体制であったが、翌十五年四月、グループ制の導入に伴い、道路管理グループ、補修グループ、交通安全施設グループ、市町村道グループの四グループに再編した。
歴代の課長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
道路維持課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	福田 重雄

三 道路企画管理課

平成十六年四月、道路維持課を道路企画管理課に改組

し、道路企画グループを新設して、道路管理グループ、補修グループ、交通安全施設グループ、市町村道グループと併せ、五グループ体制とした。
平成十八年四月、交通安全施設グループと市町村道グループを統合し、道路施設安全グループとし、四グループに再編した。

平成二十年四月、グループ制の見直しに伴い、工事事務係、道路管理係、道路企画係、補修係、交通安全施設係、市町村道係を編成した。

歴代の課長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
道路企画管理課長	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	室田 道博
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	塩原 知善
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	小阿瀬義孝

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 道路状況

一 道路現況

本県の県内道路の推移及び道路の現況は別表のとおりで、平成十四年四月一日現在の国・県道の実延長は、三千四百七十二・六キロメートルで、改良率は八六・二％であったが、その後も道路の整備が進められ、二十四年四月一日現在、実延長が三千五百二十キロメートルとなり、その改良率は八八・三％となった。

二 道路網の整備

昭和三十四年に大々的な県内道路網の再編成を行った以降も、逐次道路網の整備を図ってきた。

(一) 一般県道

平成十六年四月に玉村洪川自転車道線が廃止となり、同路線を伊勢崎市まで延伸する形で利根川自転車道線を新たに認定した。十七年三月には、藪塚本町(現太田市)への移管に伴い、藪塚停車場線を廃止し、また、桐生市への移管に伴い、桐生停車場線を廃止した。

平成二十四年四月一日現在、路線数百九十九、延長千

三百三十四・五キロメートルとなった。

(二) 主要地方道

県道のうち特に重要な路線については、国土交通大臣が主要地方道として指定する。本県では、平成五年五月に一般県道から前橋安中富岡線ほか十四路線が昇格し、主要地方道として指定された。

平成二十四年四月一日現在、路線数七十二、延長千二百三十二・七キロメートルとなった。

(三) 国道

国管理の国道(指定区間)は、一七号、一八号、五〇号の三路線で、県管理(指定区間外)の国道は、一一〇号を含む十六路線である。本県では平成四年四月に四〇五号、四六二号が新たに指定された。

平成二十四年四月一日現在、路線数十九、延長九百五十二・八キロメートルの道路網整備が図られた。

三 道路の管理

県道の認定、区域決定(変更)、供用開始、廃止等の手続き、占用工事、承認工事、特殊車両の通行許可等の許認可など、道路法等の関係法令に基づく事務処理の円滑な推進と権限の適正な行使を図った。

県内道路の推移

(道路台帳

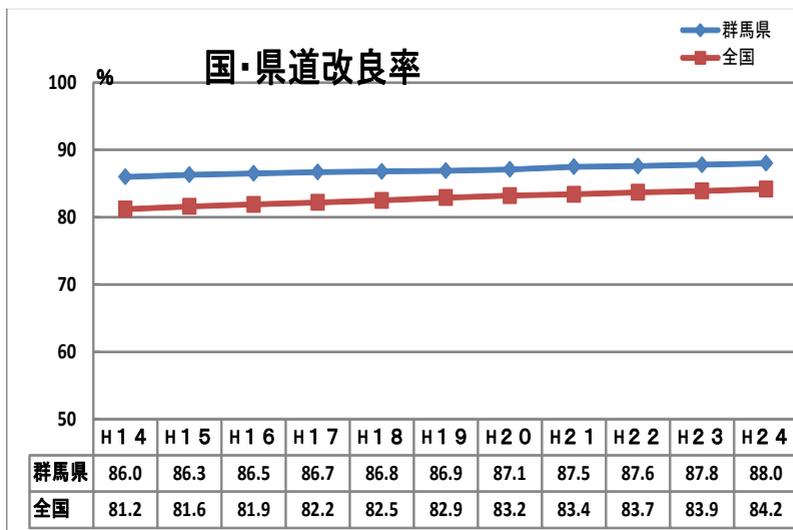
各年度四月一日)

年度	種別	主要延長 (km)			実延長計 (km)
		道路	橋梁	トンネル	
平成	国道	八八〇・七	三三七	九・二	九三三・六
一四	県道	二、四九七・五	四五三	五・二	二、五四九・〇
	計	三、三七八・二	七九〇	一四・四	三、四七二・六
一七	国道	八八九・七	三五・一	九・二	九三四・〇
	県道	二、五二〇・六	四八八	八・一	二、五七八・五
	計	三、四一〇・三	八三・九	一七・三	三、五二二・五
二〇	国道	八九三・八	三六・二	九・二	九三九・二
	県道	二、五二〇・七	四九・二	八・一	二、五七九・〇
	計	三、四一四・五	八五・四	一七・三	三、五一八・二
二四	国道	九〇二・八	三八・三	一二・七	九五二・八
	県道	二、五〇五・八	四九・二	一一・二	二、五六七・二
	計	三、四〇八・六	八七・五	二二・九	三、五二〇・〇

県内道路の現況(渡船を除く)(平成二十四年四月一日)

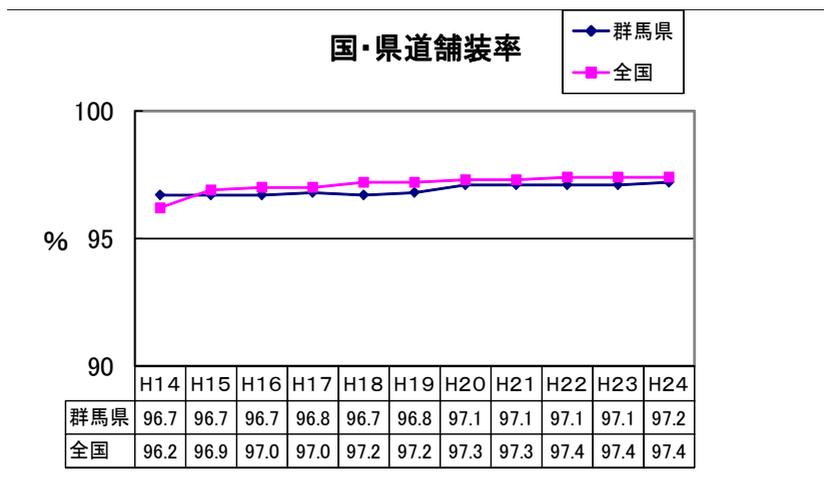
種別	実延長 (km)		実延長の内訳 (km)		改良率 (%)	舗装率 (%)
	国道(指定区間)	国道(指定区外)	改良済	未改良		
国道(指定区間)	二〇二・六	二〇二・六	二〇二・六	〇	一〇〇	一〇〇
国道(指定区外)	七五〇・二	六九七・七	六九七・七	五二・五	九三	九三
県道	二、五六三・二	二、三二〇	二、三二〇	三三・二	八三	八八
計	三、五九〇	三、〇三三	三、〇三三	四二七	八三	九三

国・県道改良率推移



※自転車道を除いており、文中の改良率とは一致しない

国・県道舗装率推移



※自転車道を除いており、文中の改良率とは一致しない

一般県道認定路線(平成十四～二十四年)

認定年月日	路 線 名
平成十六年 四月三十日	利根川自転車道線

主要地方道指定路線(平成十四～二十四年)

指定年月日	路 線 名
	該当路線 なし

国道指定路線(平成十四～二十四年)

指定年月日	路 線 名
	該当路線 なし

第二項 交通安全対策事業

交通安全対策事業は、交通事故が多発している道路やその他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、交通安全施設等整備計画を策定し、道路における交通環境の改善や、交通事故の防止など交通の円滑化を図ることを目的として事業を推進してきた。

この交通安全施設等整備計画は、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法に基づき計画を策定するものであ

り、第一次交通安全施設等整備事業三箇年計画(昭和四十一～四十三年度)からはじまり、第二次三箇年計画、第一次五箇年計画(四十六～五十年度)から第五次五箇年計画(平成三～七年度)、その後、第六次七箇年計画(八～十四年度)、さらに、九本の事業分野別計画を一本化した社会資本整備重点計画(十五～十九年度)、第二次社会資本整備重点計画(二十～二十四年度)というのが、これまでの計画策定の経緯である。

主な交通安全施設整備内容は、次のとおりである。

- (一) 通学路等において歩行者等を自動車交通から分離するための歩道自歩道の整備
- (二) 交通事故多発地点や慢性化する交通渋滞箇所、折車線を確保するための交差点改良の整備
- (三) 縦断勾配が急な箇所などで後続の車のいらいら運動防止のための登坂車線やゆずり車線の整備
- (四) 歩行者と自動車と立体的に処理し交通事故を未然に防止するための横断歩道橋や地下歩道橋の整備
- (五) 交差点における夜間事故多発箇所、道路照明の整備
- (六) 道路走行を円滑にするための道路案内標識の整備
- (七) 異常気象時に交通止めなど迅速な情報提供するための道路情報提供装置の整備

(八) 違法な路上駐車が交通事故をまねく恐れがあることから違法駐車抑制をするための自動車駐車場の整備

(九) 住宅細街路等の通過交通を抑制するためのコミュニティ道路の整備

(十) 既存道路で交通安全上必要な危険箇所についてガードレール、視線誘導標、道路反射鏡、道路区画線などの新設又は補修

第三項 自転車道路整備事業

自転車は、通勤通学はもとより近年では健康増進、省エネルギー、環境保護の見地からその利用について見直されている。自動車への依存度の高い本県において、自動車交通から自転車交通への転換を促進し、自転車を利用しやすい環境を整えるため、次のとおり自転車道路整備事業を実施した。

一 自転車歩行者専用道路

河川堤防等を有効に利用した自転車歩行者専用道路として、既に完成済みの高崎伊勢崎自転車道、桐生足利自転車道に加え、利根川自転車道の整備を実施し、平成十九年

度に群馬県延長三十七キロメートルが全線開通した。

平成二十三年度には、埼玉県側の利根川自転車道が開通し、総延長九十キロメートルとなった。

二 サイクリングロード・ネットワーク

自転車歩行者専用道路に加え、市街地内の道路の歩道を利用してネットワーク化することで、自転車の利用を促進するものである。歩道の段差解消、自転車と歩行者の接触事故を防止するための歩道路面の色分け等を実施した。

本計画の県管理道における計画延長八百五十八・九キロメートルに対する平成二十四年三月現在の整備率は八十四・六%となった。

第四項 電線共同溝整備事業

電柱は、道路の有効幅員を狭め、バリアフリーの観点からも歩行者等の安全かつ円滑な道路交通の確保を図るうえで支障が大きい。また、震災、台風等の災害時には電柱の倒壊、電線の切断等が人命、家屋等に直接的な被害を引き起こすことがあるほか、消防活動や避難活動の支障となり、都市防災上の観点からも問題である。さらに地上にはりめぐらされた電線類が、美しい街並みの景観を阻害しているこ

ともある。

これらの諸問題に対応し道路管理者による計画的な地中化を実施するため、平成七年六月二十二日「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が施行され、これを根拠法とした新たな事業として電線共同溝整備事業が創設された。本県においても、新電線類地中化計画(十一～十五年)、無電柱化推進計画(第五期)(十六～二十年)、無電柱化推進計画(第六期)(二十一～)と計画的に整備を進め、以下に示す路線において、電線類地中化の推進を図った。

電線共同溝整備完了実績 (平成二十四年三月現在)

路線名	施工箇所	延長 百
(国)三五四号	高崎市江木町～羅漢町	〇・九三
(国)三五四号	高崎市上中居町	一・一〇
(国)四〇七号	太田市飯塚町～八島町	二・二四
(国)四〇七号	太田市東本町～飯田町	〇・九二
(主)高崎洪川線	高崎市飯塚町	一・三九
(主)高崎駒形線	高崎市芝塚町～上大類町	二・六一
(主)高崎伊勢崎線	高崎市栄町～上中居町	一・五四
(主)前橋館林線	伊勢崎市曲輪町～本町	一・二二
(主)桐生伊勢崎線	伊勢崎市昭和町	〇・二九

(主)館林藤岡線

館林市本町

他 累計 八十六カ所

一・二〇

累計 六四・八六

第五項 維持修繕事業

交通量の増加及び車両の大型化によって、道路の損耗が一段と激しくなったため、道路の維持修繕事業は極めて重要なものとなった。このため安全かつ円滑な道路交通の確保と、沿道住民の生活環境の保全を図るため、次のとおり各種の事業を積極的に実施した。

一 舗装補修

車両の大型化及び交通量の増加に伴い路面の損傷が著しい状況となっている。このような路面の破損によるひびわれ、わだち、縦断凸凹を測定するために路面性状調査を実施し、計画的な維持修繕を行った。また資源再利用化の促進を図るため、舗装発生材の再利用及び現況舗装を利用する工法を積極的に選定し、事業を実施した。

二 道路災害防除

本県は山間部道路の比率が高く、地形・地質的にも落石や土砂崩壊等が発生する危険性が高い箇所が多くあり、従

来より積極的に、この危険箇所解消に努めてきたところであるが、道路交通に支障をおよぼす各種災害要因及びその発生に対する可能性を判断するために、平成八、九年に当時の建設省の指導により実施した道路防災総点検により抽出した落石等危険箇所について再点検を行い、計画的に道路防災対策を実施した。

また、道路トンネルについても、平成二十一、二十二年度に点検を実施し、これにより破損が確認された箇所について、緊急度の高いものから順次補修を実施した。

三 沿道環境改善

沿道環境改善事業とは交通騒音や大気質の現況により、沿道の環境が厳しい地域において、これを改善する目的として行うものであるが、群馬県内においては大気質により環境基準を超える箇所は存在しないため、交通騒音による影響を緩和するための事業を実施してきた。その中で沿道に人家が連担している地域において環境基準を三年連続して超えているような箇所において重点的に低騒音舗装（排水性舗装）による対策を実施した。

四 道路環境整備

道路交通の安全性確保や道路景観、沿道環境の保全を

図り、潤いのある道路環境を維持するために、街路樹の剪定及び病害虫の駆除、路肩部の除草、路面及びガードレール清掃、側溝清掃等、適正な道路管理をするための事業を実施した。

補助公共事業費の推移（雪寒対策・維持修繕事業）

（単位千円）

年度	道路災害 防除	沿道環境 改善	雪寒対策	道路除雪	建設機械 整備	計
平成一四	五七二〇〇	五〇〇〇〇	七四六八〇	二二六〇〇		一五五五〇〇
一九	六六二〇〇	三三七〇〇	三三三〇〇	三六三〇〇	一八九〇〇	一四九八〇〇
一三	三三六〇〇	三三〇〇〇	五〇〇〇〇	六五八〇〇	四三三〇〇	二八六七〇〇

単独公共事業費の推移（雪寒対策・維持修繕事業）

（単位 千円）

年度	道路維持 修善	道路除雪	道路災害 防除	計
平成一四	二九五四〇〇	一〇〇九二〇	三五〇〇〇	三五六五〇〇
一九	一四〇三五〇〇	三三九二〇	七三三〇〇	一四四五五〇〇
一三	三〇六六〇〇	四三三三〇〇	七〇四七〇〇	一四五五五〇〇

※ 道路維持修繕の欄は、舗装補修、道路環境整備の合計。

第六項 雪寒対策事業

雪寒対策事業は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づき実施しているところであるが、積雪寒冷地域に指定されている地域のうち特に雪の被害が厳しい積雪地域について重点的に整備を行った。

一 除雪事業

除雪車等の機械力を活用し、県内の県管理路線について除雪作業を実施してきたが、特に通勤・通学路やバス路線を優先し、バス始発時間や通勤・通学時間に合わせるため、早朝からの除雪や降雪時における休日の除雪など、それぞれの地域の実状に合わせた作業を実施し、冬期道路交通の確保に努めた。さらに除雪作業の徹底を図るため除雪機械（ロータリー除雪車、除雪ドーザー、除雪グレーダー、除雪トラック、小型除雪車等）を充実させることによって、確実かつ効率的な除雪作業に努めた。

また、凍結路面に対しての安全性確保から、機械作業による効率性及び除雪レベル向上を図るために凍結防止剤散布車の配備台数を増加させた。

二 凍雪害防止事業

積雪寒冷地域において、沿道に人家が建ち並んでいる箇所での排雪対策として、雪を投入し流すための側溝（流雪溝）の設置を実施した。

三 防雪事業

県北部の県境付近は大変急峻な山間部であり、そこで起きうる雪崩の発生は道路交通を遮断するうえ、大変危険な状況であり、これを防ぐための雪崩予防柵や雪崩から道路を守るための雪崩防護工としてスノーシエッド、スノーキーパー等を実施した。

人家が建ち並ぶ地域において、道路幅員も狭く堆雪帯も取れない箇所については路面の雪を溶かす消雪施設が有効であり、近年においては良好な路面状況を確保するために無散水消雪施設を整備している。また、特に自然エネルギーやローカルエネルギーを利用した施設について積極的に整備を進めた。

第七項 市町村道整備事業

市町村道は、地域住民の生活に不可欠な生活関連施設であるとともに、国県道を相互に連絡し経済活動を支える基本的な社会基盤施設である。県内の総道路延長（三万四

千六百五十一キロロクゴジュウイチ・平成二十三年四月一日現在)のうち市町村道が九割を占めるが、道路管理者である市町村は財政的問題もあり、整備率は国道に比べると極めて低位な実態である。この様に膨大な道路延長を一律に整備することは困難かつ効率的でないため、国は、市町村道を一級・二級幹線及びその他道路に分類し、一級・二級幹線道路を中心に補助・交付金事業、地方特定道路整備事業等を導入し整備促進に努め、多様化する住民要望に答えるよう努力をしてきた。平成二十二年度までの整備率は、四七・一％である。

一 市町村道国庫補助事業

昭和四十六年度に策定された幹線市町村道の選定は、その後、土地利用、公共公益的施設の配置等で見直す必要が生じたため、五十五年度に、国の指導のもと、県は大幅な幹線市町村道の見直しを行い、見直し後の幹線市町村道に対し、市町村が本格的な整備促進を図った。

具体的には、平成十四年度から二十三年度までの間に、三十五市町村において、道路改築のほか道路補修、雪寒地域道路事業等を、事業費四百七十億九千二百万円をもって投資効果の高い事業を重点的に実施し、地域住民の要望に答えた。

二 地方特定道路整備事業

地域が緊急に対応しなければならぬ課題に応えるため、早急に整備する必要がある道路について、補助事業に単独事業を効果的に組み合わせた地方特定道路整備事業として道路整備の促進を図った。

三 県代行事業

(一) 過疎地域基幹道路整備事業

過疎地域対策緊急措置法に基づき、昭和四十五年度に過疎町村が指定された。また、平成十二年三月には、過疎地域自立促進特別措置法が公布され、過疎地域自立促進計画に基づく過疎地域内の基幹道路整備事業を県が町村に代わって施行する、いわゆる過疎代行事業が継続制度化された。

これを受けて県では、平成十四年度から二十三年度までの間に、沼田市外八町村、十路線において、事業費四十九億千二百万円で道路改築事業を実施し、過疎地域の振興に努めた。

(二) 山村振興基幹道路整備事業

昭和四十年に制定された山村振興法が五十年に一部改正され、山村振興地域内における基幹道路整備事業の県代行事業(山振代行)が制度化された。

県では、平成十四年度から二十三年度の間に、片品村の
 一路線において、事業費四億二千三百万円で、道路改築事
 業等を実施し、山村地域の振興に努めた。

(三) 特別豪雪地帯基幹道路整備事業

昭和三十七年に制定された豪雪地帯対策特別措置法第
 十四条第一項の規定に基づき、特別豪雪地帯内における基
 幹道路整備事業の県代行業業(特豪代行)が制度化され
 た。

県では、平成十四年度から二十三年度の間に、片品村の
 一路線において、事業費五億五千七百万円で、道路改築事
 業を実施し、特別豪雪地帯内の振興に努めた。

市町村道事業費の推移(国庫補助) (単位 千円)

年度	通常	緊道(Aタイプ)	緊道(Bタイプ)	計
平成一四	七,七〇〇	二二,〇一〇〇〇	一七,〇〇〇〇〇	五七,九〇〇

年度	通常	交付金	道整備交付金	地特	計
一五	六,三〇〇	三,四二〇〇〇		三,五二〇〇〇	七,九〇〇
一六	二,四〇〇	四,七一〇〇〇		二,五二〇〇〇	六,九〇〇
一七	二,七〇〇	三,九九〇〇〇	六,七〇〇	二,八五〇〇〇	七,七〇〇

※ 交通安全施設事業費は含まない。

県代行業業の推移 (単位 千円)

年度	通常	緊道(Aタイプ)	緊道(Bタイプ)	地特	計
一八	三三,〇〇〇	三六,五〇〇	七六,〇〇〇	二,五七〇,〇〇〇	七四一,〇〇〇
一九	七二,〇〇〇	三五,五〇〇	九九,五〇〇	二,四五〇,〇〇〇	七四九,五〇〇
二〇	二三,〇〇〇	三六,九〇〇	六九,〇〇〇	二,四五〇,〇〇〇	六四四,〇〇〇
二一	二四,〇〇〇	二四,〇〇〇	七二,四〇〇	二,三七〇,〇〇〇	五九四,〇〇〇
二二	二五,〇〇〇	三六,九〇〇	五二,〇〇〇	二,〇五〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇
二三		四四,五七〇	六七,〇〇〇	二,四五〇,〇〇〇	六四七,七〇〇
計	三〇八,〇〇〇	三二六,三七〇	五〇三,九〇〇	九,七〇,〇〇〇	六,七六六,〇〇〇

年度	交付金	地特	計
一五	六,二四〇	三六,〇〇一	五〇,四二一
一六	四,四〇〇	六,一〇〇	五〇,〇〇〇
一七	四,五二〇	四,四七	四九,六六七
一八	三,四六〇	七,〇〇〇	三六,六〇〇
一九	二,七五〇	五,六〇九	三三,〇〇九
二〇	一,七六〇	四,〇〇〇	四七,六〇〇
二一	四,七五〇	二,〇〇〇	五七,五〇〇

一三	六五九〇	九二〇〇	七三九〇
一三	七三四〇	三三〇〇	四二四〇
計	四〇七六〇	四二七〇	四九五四〇

第七章 道路整備課

第一節 組織等の変遷

第一項 道路整備課

一 道路整備課

平成十六年四月、基幹農道、基幹林道を含めた道路行政の一元化を図るため道路建設課から道路整備課に改称すると共に、課内室の高速道路対策室（高速道路係・課内室）を、北関東自動車対策室に改めた。

その後、平成二十年四月、組織の簡素化のため北関東自動車対策室を廃止した。

平成二十一年四月、新たに高規格道路の整備促進体制と企画機能を強化するため、道路企画室（道路調査係・幹線調整係）を設置した。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

道路整備課長 次長（二名）		工事事務係 （四名）	予算、決算、国庫金 事務、公共事業の工 事事務、基幹農道に 関する手続等
国道係 （五名）			補助・単独道路改築 事業、道路特殊改良

			道路企画室 長	
	県道係 (五名)	橋梁係 (四名)	道路計画係 (三名)	幹線調整係 (三名)
事業、単独特別道路 改良事業	補助道路改築事業、 道路特殊改良事業、 緊急地方道路整備事 業、地方特定道路整 備事業、住宅地関 連公共施設整備促進 事業	橋梁整備事業、橋梁 長寿命化計画に基づ く橋梁補修事業	高速道路整備の中長 期計画、道路交通セ ンサス	地域高規格道路の調 査計画、高速自動車 国道に関する業務、 スマートICに関する 業務、国直轄道路事 業調整

職名	在職期間	氏名
道路整備課長	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	吉川 正敏
"	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	粕川 博敏
"	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	飯塚 敬
"	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	坂尾 博秋
"	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	福田 和明
北関東自動車 道対策室長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	茂木 恭成
"	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	小暮 寿行
"	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	相崎 和文
高速道路対策室長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	佐藤 富次郎
"	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	高畑 武雄
道路企画室長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	桑原 幸治

自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	松島 申明
-------------------------	-------

二 道路建設課

道路建設課は、平成十四年四月現在、課長以下一課内室、六係（工事事務係、企画調査係、国道係、県道係、橋梁係、高速道路係）体制であつたが、十六年四月、道路行政の一元化を図るため道路整備課に改称した。
歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
土木部参事兼 道路建設課長	自平成一四・四・一 至平成一四・六・三〇	佐藤 則夫
土木部参事兼 道路建設課長兼 高速道路対策室長	自平成一四・七・一 至平成一五・三・三一	佐藤 則夫
土木部参事兼 道路建設課長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	佐藤 則夫
高速道路対策 室長	自平成一三・四・一 至平成一四・六・三〇	舘持 三郎
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	茂木 恭成

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 道路計画

一 国等の道路計画

国土交通省では、平成十五年に、これまでの事業分野別長期計画を統合し、コスト縮減、事業間連携の強化等を図るとともに、計画策定の重点を従来の「事業量」から「達成される効果」に変更する等、社会資本整備の重点化・効率化を一層躍進するものとして、計画期間を十五年から十九年とする第一次社会資本整備重点計画をとりまとめた。

平成十七年以降、政府により、道路特定財源の見直しが進められ、二十一年度予算から、道路特定財源は一般財源化されることとなった。この間、道路整備に対するニーズを踏まえ、真に必要な道路は計画的に整備を進めるとの方針も合わせて示されたことから、国土交通省では、二十年に、計画内容を「事業費」から「達成される成果」（アウトカム目標）へと転換し、今後の選択と集中の基本的な方向性を示す「新たな中期計画」をとりまとめた。なお、「新たな中期計画」は、計画期間を二十年から二十四年度までとする第二次社会資本整備重点計画と一体化したものとなっている。

二 群馬県の道路計画

平成十五年には、当時、高速道路のインターチェンジや新幹線の駅(県内どこ)からでも三十分程度で到達できる道路整備として「幹線交通乗り入れ三十分構想」を推進していたが、この構想をさらに発展させる形で、「時代の潮流」、「地域のすがた」や「県民ニーズ」などの「群馬のすがた」を踏まえ、安全、安心で暮らしを豊かにする道路を目標とした「群馬の道づくりの方針」を新たにとりまとめている。この方針は、「県民の生活を守り、安心した暮らしを実現する道路整備」、「環境を保全し、豊かな生活を支援する道路整備」、「地域の自立と個性を守る道路整備」という三つの方向性を定め、県民生活において実現すべきことや、目標実現のための方針(施策)を定めたものとなっている。

平成二十年には、本県の社会資本整備の方針を示した「はばたけ群馬・県土整備プラン」を踏まえ、道路の整備方針をより具体的に示した「群馬がはばたくための七つの交通軸構想」をとりまとめた。この七つの交通軸構想は、高速交通網の効果を県内すべての地域や産業の発展に活かせるよう高速交通網を補完する七つの交通軸を強化し、各地の自立促進と活性化を支援しようとするものであり、「道路はつながつてこそ効果がある」との考えにより、「完成目標」を明らかにしながら、計画的、重点的に道路整備を推進するこ

ととなる。

各軸ごとの主要な道路とその概要は次のとおりである。

〔県央軸〕

・国道一七号上武道路(概要は第六項参照)

・国道一七号前橋渋川バイパス(概要は第六項参照)

・主要地方道高崎渋川線バイパス

高崎市浜尻町から渋川市石原に至る延長約十五^{キロ}メートルのバイパスである。

〔東毛軸〕

・国道五〇号前橋笠懸道路(概要は第六項参照)

・東毛広域幹線道路

高崎駅東口から板倉町板倉へ至る延長約五十九^{キロ}メートルの国道三五四号バイパスで、西部、中部及び東部地域の各都市の連携を深める道路である。

〔西毛軸〕

・西毛広域幹線道路

前橋市千代田町から富岡市富岡へ至る延長約二十八^{キロ}メートルの主要地方道前橋安中富岡線バイパスで、県央と西毛の各都市の連携を深める道路である。

〔吾妻軸〕

・上信自動車道

渋川市の関越自動車道渋川インターチェンジ付近から長野県東御市の上信越自動車道・東部湯の丸インターチェンジ付近へ至る延長約八十キロメートルの地域高規格道路で、吾妻地域の活性化支援に大きく寄与することが期待されている。

〔三国軸〕

・国道一七号三国防災（概要は第六項参照）

〔尾瀬軸〕

・国道一二〇号椎坂バイパス

沼田市利根町から同市白沢町へ至る延長約四キロメートルのバイパスである。急カーブや急坂が連続し、冬期は積雪や凍結により交通の難所となっていた椎坂峠を延長約二キロメートルのトンネルで通過することができるようになるため、尾瀬や片品等の観光地の魅力度向上に資する事業である。

〔渡良瀬軸〕

・大間々世良田線笠懸敷塚工区

みどり市笠懸町鹿から太田市大原町へ至る延長約三キロメートルのバイパスである。

第二項 道路改築事業

具体的な道路の整備状況は次のとおりである。

平成十四年には、中之条町中心市街地の交通混雑の緩

和を目的とした一般国道三五三号駅南バイパスが開通となり、渋滞緩和に大きな役割を果たした。

また同年には、高崎市（旧倉渕村）において、主要地方道長野原倉渕線が開通となり、地域間を結ぶ安全で利便性の高い道路整備が図られた。

平成十五年には、北陸新幹線安中榛名駅へのアクセスとして、主要地方道下仁田安中倉渕線が開通し、安中榛名駅への利便性が向上した。



沼田大間々線バイパス開通

平成十六年には、南牧村と上野村を結ぶ、主要地方道下仁田上野線（当時は、ふるさと林道湯の沢線）湯の沢トンネルが開通し、これまで急峻な地形に阻まれ容易に往き来が出来なかつた両村において、地域産業の活性化や、教

育・医療等における生活環境の向上に大きく寄与することとなった。

また同年には、これまでの国道道だけでなく、基幹農道、基幹林道も、道路整備課で所管することとし、道路行政を効率的に行うこととなった。

さらに、幅員が狭く線形不良箇所を解消するために進め



国道三五三号鯉沢バイパス開通

てきた主要地方道沼田大間々線バイパスが開通し、東部地域から尾瀬片品方面への新たな観光ルートが整備された。

平成十八年には、渋川市（旧子持村）において、直轄施工である国道一七号鯉沢バイパスと連携し進めていた、一般国道

三五三号鯉沢バイパスが開通となり、渋滞の解消に大きな事業効果を現わした。

また同年には、群馬・埼玉県境に架かり老朽化のため架換え工事が進められていた、国道一・二号昭和橋（二期線）が開通し、県境部におけるアクセス性の向上や、周辺の渋滞対策に大きな役割を果たした。

平成十九年には、高崎駅北側において、開かずの踏切として対策が急がれていた、国道三五四号伊勢崎街道踏切が立体化され、これまで長時間にわたり交通が遮断され激しい渋滞の原因となっていた踏切が除却され、渋滞解消や安全性の向上が図られた。

平成二十二年には、藤岡市において老朽化のため架換え工事が進められていた国道四六二号鬼石橋が開通し、県南西部への玄関口として、より安全で利便性の高い道路整備が図られた。

また、八ッ場ダムの建設に伴う付け替え道路として整備してきた国道一四五号八ッ場バイパスの内、長野原バイパス終点部から東吾妻町松谷の雁ヶ沢ランプまでが開通となった。

平成二十三年には、東毛広域幹線道路の一部である一般国道三五四号高崎玉村バイパスのうち、高崎市綿貫町から玉村町与六分までが暫定二車線で開通し、地域間の連携強化や渋滞解消が図られた。

また、中之条町の国道二九二号丸谷工区や、前橋市の国道三五三号市之木場バイパス二期工区が開通となり、交通事故を未然に防ぎ、スムーズな通行を可能にする道路の改良が行われた。

さらに、八ッ場ダム事業の象徴的な施設として注目を浴びた、不動大橋(湖面二号橋)を含む一般県道林岩下線の東吾妻町三島から、一般県道林長野原線の長野原町長野原間が開通した。

第三項 橋梁事業

一 橋梁整備

平成十四年から二十三年までの橋梁整備事業は「群馬の道づくりの方針」や「群馬がはばたくための七つの交通軸構想」に基づく道路整備に伴う橋の新設工事(牛伏大橋・勢多大橋)や橋梁の老朽化に起因した架け換え工事(幡谷橋・鬼石橋)を行ってきた。

平成十六年度からは、道路行政の効率化を目的とした所管業務の見直しにより、広域農道や林道の整備に伴う橋梁も建設した。

さらに東毛広域幹線道路の整備が本格化し、利根川を渡河する伊勢玉大橋や東武鉄道を跨ぐ跨線橋などに着

手した。

(「牛伏大橋」)(新設橋梁)高崎市(旧多野郡吉井町)

主要地方道神田吉井停車場線は上信越自動車道・吉井インターチェンジのアクセス道路であり、藤岡市と高崎市(旧吉井町)を結ぶ重要な路線である。線形不良と幅員狭小により道路機能が不十分であったため、その解消を目的とした道路整備に伴い、牛伏大橋が建設された。(平成十七年三月供用)

橋 長 百七十六・〇㍎

橋 種 PC三径間連続箱桁橋

幅 員 車道 七・〇㍎ 歩道三・五㍎(片側)

事業費 七億六千万円

(「鬼石橋」)(橋梁架換)藤岡市(旧多野郡鬼石町)

一般国道四六二号は長野県佐久市を起点とし伊勢崎市に至る、県内各地域を結ぶ重要な路線である。旧橋は昭和六年に架設されたものであり、緊急輸送道路としての役割を担うも健全性、耐震性、耐荷性において十分な機能が確保されていなかった。また道路線形が悪く、橋詰は市道と交差する三差路となっており交通事故が多発していた。これらの問題を解決するための道路の線形改良と交差点改良に合わせ、安全で維持管理性に優れた新橋へ

架換えた。(平成二十二年七月供用)

事業着手に当たり埋蔵文化財調査をしたところ、石主体で構築された原古墳が確認され、県内でも稀有な遺跡であることから、古墳を旧道敷に移築して保存している。

橋長 六十一メートル

橋種 鋼単純細幅箱桁橋

幅員 車道 七・五メートル 歩道二・五メートル(片側)

事業費 六億千六百万円

〔芝桜大橋〕(新設橋梁)高崎市(旧箕郷町)

榛名南麓地域の果樹、野菜、畜産の有機的、一体的な農業振興を図るために旧箕郷町から旧榛名町にかけて整備される基幹農道であり、本県の産業・経済に重要な役割を担う道路として建設に着手し、芝桜大橋を建設した。(平成二十四年四月供用)

橋長 百九十二メートル

橋種 鋼五径間連続鉄桁橋

幅員 車道 六・五メートル

事業費 六億三千八百万円

〔城山大橋〕(橋梁新設)富岡市

主要地方道前橋安中富岡線は県中部地域と西部地域

を結ぶ重要な路線である。富岡市街にある国道二五四号との交差点では朝夕を中心に交通渋滞が発生していた。このため本線東側にバイパス工事が計画され、そのなかで城山大橋を建設した。(平成二十四年四月供用)本箇所は西部地域の地域連携を強化するとともに産業・観光・防災の向上を目的とした西毛広域幹線道路の一部を担うことから、今後の全線供用により一層整備効果の高まる橋梁である。



橋長 百七十七メートル

橋種 PC四径間

連結プレテン

T桁橋二連

幅員 車道六・九メートル

歩道幅員三・〇メートル

事業費 七億七千万円

五百万円

二 橋梁補修・補強

従来、橋梁の補修補強は道路管理課の所管であったが、橋梁関連業務の一元化を段階的に進め、平成十九年度より補強、点検、長寿命化計画業務、二十年度より橋梁補修業務が移管され、道路橋に関する業務をすべて道路整備課が所管することとなった。なお、歩道橋及び自転車道橋の維持管理は引き続き道路管理課所管である。

(一) 橋梁長寿命化

群馬県が管理する橋梁の多くは高度成長期に建設されていることから、近い将来、建設後五十年を超える高齢化橋梁が急速に増加することが明らかであり、そのまま放置すれば多くの橋の老朽化が進み、従来からの対症療法的管理のままでは健全性の確保が困難となることが懸念された。このため、点検により把握した健全度に基づく効率的・効果的な補修を実施することにより、道路利用者の安全確保と合理的で経済的な維持管理の実現を目指した群馬県橋梁長寿命化計画を平成二十二年十月に策定した。

管理橋梁に関しては、五年に一度の定期点検と毎年の職員点検を行うこととしており、平成十八年から二十三年度に一巡目の定期点検を了した。

(二) 耐震補強

平成七年の兵庫県南部地震を契機に、前橋と各市町村

を結ぶ最低限の路線を震災時ライフラインと位置づけ、平成九年までに桁かかり長の確保と落橋防止装置の設置を目的とした耐震補強を二百十二橋において実施した。

平成十六年の新潟県中越地震後、国土交通省が「緊急輸送道路の橋梁耐震補強三箇年プログラム」(以下、単に「三箇年プログラム」という。)を策定し、耐震補強を重点的に実施する方針を決定したことを受け、群馬県においても、十七年に緊急輸送道路全体を対象に耐震補強を実施する方針を決定し、三箇年プログラムの基準に照らし耐震補強が必要とされた橋梁に緊急輸送道路以外の跨線橋、緊急輸送道路上の跨道橋を加えた百四十六橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対しても落橋等の甚大な被害を防止するための補強工事を進め、二十二年度末までに対策を完了した。

平成二十三年の東北地方太平洋地震により三箇年プログラムレベルでの耐震補強の成果が確認される一方で、五料橋が被災したことを受け、同様の支承構造を有する橋梁において、支承の健全化と段差防止装置の設置に着手した。

第四項 踏切除却事業

県内の国道、県道では鉄道踏切により道路交通が一時的

に遮断され大きな渋滞が発生している。また、踏切内で、道路交通が鉄道車両と大きな事故を起こす可能性もある。道路と鉄道との平面交差を除去し立体交差化するとともに、道路の改築によりルートを付け替え、該当踏切道を除去する事業が踏切除却事業である。主な事業は、次のとおりである。

〔伊勢崎街道踏切除却〕 一般国道三五四号

一般国道三五四号とJR線が交差する伊勢崎街道踏切は、高崎市の中心市街地でありながら、一日の遮断時間が十三・八時間にもおよび、いわゆる開かずの踏切となっていた。これにより本線および周辺道路は著しい交通渋滞が発生していたため、交通渋滞緩和と踏切事故の防止を目的として、道路と鉄道の交差部をアンダーパス方式により立体交差化を行った。事業は昭和六十三年度に高崎市の区画整理事業と協調して着手し、区画整理の進捗に合わせ、平成八年度にJRと踏切除却に関する協定を締結し、工事に着手した。事業効果の早期発現のため十九年八月に二車線の暫定供用を行い、二十二年三月に四車線全線が供用した。

延長 七百七メートル

事業費 九十八億円

第五項 北関東自動車道

北関東自動車道は、高崎市を起点とし、茨城県ひたちなか市までの延長約百五十キロメートルの高速自動車国道であり、群馬、栃木、茨城三県の主要都市と常陸那珂港を、並びに関東、東北、常磐の各高速道路を東西に結び、地域内外の交通の円滑化はもちろん首都圏の環状機能も有し、産業及び文化等地域の総合的な発展と、高速交通ネットワークの形成等の役割を担う道路である。

このうち、高崎ジャンクションから伊勢崎ICにかけては、平成三年十二月に国において整備計画が策定され、五年十一月に建設大臣から日本道路公団に施行命令が出された。そしてこの区間は、十三年三月に供用が開始された。また、伊勢崎ICから太田桐生ICにかけては、九年十二月に、太田桐生ICから栃木県境間については十年四月に施行命令が相次いで出され、それぞれ二〇〇三年三月、二〇〇三年三月に供用が開始された。

北関東自動車道の建設促進については、群馬、栃木、茨城三県及び沿線市町村等で構成する建設促進期成同盟会を中心に国等の関係機関及び、本県選出国會議員に働きかける等、その進捗を図った。

北関東自動車道の主な経緯

経緯	高崎IC～伊勢崎IC (約一五キ)	伊勢崎IC～栃木県境 (約一八キ)
ルート公表	昭和六一年二月	平成元年六月
都市計画決定	昭和六三年四月	平成二年二月
基本計画策定	平成元年一月	平成三年二月
整備計画策定	平成三年二月	平成八年二月
施行命令	平成五年二月	〔伊勢崎～太田桐生〕 平成九年二月
実施計画認可	平成五年二月	〔太田桐生～県境〕 平成一〇年四月
地元協議	平成六年四月	〔伊勢崎～太田桐生〕 平成一〇年一月 〔太田桐生～県境〕 平成一〇年四月 平成一二年六月

用地取得	平成七年四月	平成二年三月
埋蔵文化財調査	平成七年六月	平成二年八月
本工事	平成七年九月	平成三年一月
開通	平成一三年三月	〔伊勢崎～太田桐生〕 平成一〇年三月 〔太田桐生～県境〕 平成三年三月

第六項 国、東日本高速道路(株)の主要事業

一 国土交通省施工による改築事業

(一) 一般国道一七号

上武道路は、東京～前橋間の大規模バイパスの一環として、国道一七号の渋滞解消と地域の活性化を図るために計画された、埼玉県深谷市西別府から前橋市田口町に至る延長四十・五キロメートルの大規模バイパスであり、起点から国道五〇号までの延長二十七・四キロメートル区間は、平成三年度に暫定二車線開通し、その後順次四車線開通が進められている。

が四車線開通した。

(三) 一般国道五〇号

赤堀橋は、一級河川粕川に架かる前橋市域と桐生市域の主要都市間を結ぶ重要な橋梁であり、平成十五年度に完成した。

前橋笠懸道路は、一般国道五〇号で県内で唯一の二車線区間である前橋市二之宮町から笠懸町鹿区間において交通渋滞の解消と沿道環境の改善を図るために、新たな四車線道路を計画し、平成十一年度から計画段階において、P I (パブリック・インボルブメント) 方式を導入して検討を進めた。十三年度に事業化し、二十一年度に用地買収に着手した。

二 東日本高速道路株式会社による高速自動車国道

東北(縦貫)自動車道は、昭和四十七年十一月、本県初の高速道路として、東部地域を通過し、宇都宮まで延伸された。そして、六十一年に青森に至り、同自動車道は全線開通され、文字通り、日本の屋台骨として機能することとなる。

その後、昭和五十五年には、関越自動車道新潟線が前橋市まで供用され、六十年十月に新潟まで全線が開通した。また、平成四年からは、練馬く前橋間の六車線化工事が着

工され、八年に拡幅が完了した。また、沼田ICく赤城IC間に、新しく「昭和IC」の建設が第三セクター方式により八年より開始され、十年に供用が開始、県内初の開発ICとして、地元の利便性の増進に大きく資するものとなった。更に十六年十二月には駒寄スマートICが社会実験として供用開始され、十八年十月から本格運用となった。

上信越自動車道(関越自動車道上越線)は、平成五年三月に佐久ICまでが開通していたが、一部区間が暫定二車線の対面交通ながら、十一年に全線の供用が開始された。県内においては十五年十二月に四車線化が完了し、現在、全線四車線化に向け事業が進捗してきている。また、藤岡ICに隣接するエリアに、「藤岡PA・ハイウェイオアシスらん藤岡」が十二年にオープンし、新たな拠点として注目を集めている。

北関東自動車道は、平成十三年三月に高崎ジャンクションから伊勢崎ICまでが、二十年三月に伊勢崎ICから太田桐生ICが開通し、二十一年四月には波志江PAスマートICが供用開始、二十三年三月に太田桐生ICから県境を含む全線が供用開始された。

※日本道路公団は平成十七年六月に民営化され、施設の管理運営や建設は、東日本、中日本、西日本高速道路株式

会社に、保有施設や債務は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に分割・譲渡された。

第八章 河川課

第一節 組織等の変遷

第二項 河川課

平成十四年四月現在、課長以下一課内室、七係(ダム建設室、管理係、工事事務係、企画調査係、改良係、災害係、計画係、開発係)体制であったが、十五年四月のグループ制導入により、課長以下五グループ(河川管理グループ、工事事務グループ、河川企画グループ、川づくり防災グループ、ダムグループ)体制となった。

平成十七年四月、河川管理グループと河川企画グループを統合し、新たに企画管理グループを設置した。

平成二十年四月のグループ制廃止により、課長以下六係(工事事務係、河川管理係、河川企画係、川づくり係、防災係、ダム係)に改正され、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

河川課長 次長(二名)		工事事務係 (四名)	予算、決算、公共事業 の工事事務、公共土木 施設災害復旧工事事務
河川管理係 (四名)		流水占用等許可、一級 河川指定事務、廃川敷 地管理	
河川企画係	河川整備計画、河川に		

(四名)	川づくり係 (五名)	防災係 (三名)	ダム係 (四名)
関する情報・広報	河川改修事業、河川環境整備事業、河川維持補修事業	災害復旧、水防事務、水位雨量テレメータシステム管理	ダム管理、増田川ダム、倉渚ダム

職名	在職期間	氏名
土木部参事兼 河川課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	小林 俊雄
県土整備局参 事兼河川課長	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	小林 俊雄
河川課長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	福田 重雄
県土整備局参 事兼河川課長	自平成一九・四・一 至平成一九・八・三一	福田 重雄
県土整備局技監 兼河川課長	自平成一九・九・一 至平成二〇・三・三一	福田 重雄

県土整備部技監 兼河川課長	自平成一九・二・一 至平成二〇・三・三一	福田 重雄
河川課長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	湯浅 一光
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	木田 仁
ダム建設室長	自平成二三・四・一 至平成二五・三・三一	重田 佳伸

第二項 地域機関

一 倉渚ダム建設事務所

平成十五年四月、グループ制の導入により、所長以下三グループ（総務グループ、ダムグループ、道路グループ）体制となった。

その後、本体工事着手見合わせに伴い、平成十六年三月末をもって事務所を廃止し、増田川ダム等建設事務所に倉渚グループを設置して業務を引き継いだ。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
倉渚ダム建設 事務所長	自平成二三・四・一 至平成二五・三・三一	柴崎 温

〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	平塚 照三
---	-------------------------	-------

二 増田川ダム等建設事務所

平成十五年四月、増田川ダム建設事務所はグループ制の導入により、所長以下二グループ（総務グループ、建設グループ）体制となった。

平成十六年四月、倉渕ダム建設事務所と増田川ダム建設事務所を統合して、所長以下三グループ（総務グループ、増田川グループ、倉渕グループ）体制の事務所を旧増田川ダム建設事務所に設置した。

平成十九年四月、業務縮小により、所長以下二グループ（総務グループ、工務グループ）体制となる。

平成二十年四月、組織改正により所長以下二係（総務係、工務係）体制となる。

平成二十一年四月、業務縮小により、所長以下一係（工務係）体制となる。

平成二十二年四月、所長は安中土木事務所所長兼務となった。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
増田川ダム建設事務所長	自平成二三・四・一 至平成一五・三・三一	矢島 俊明
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	粕川 博敏
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	粕川 博敏
増田川ダム等建設事務所長	自平成一七・四・一 至平成一七・三・三一	粕川 博敏
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	桑山 賢
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	針谷 宗人
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	都木 文隆
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	佐藤 利夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	市毛 保夫
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	三田 浩

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 河川管理

一 河川の現況

群馬県は、利根川水系、信濃川水系及び阿賀野川水系に属する、河川数四百三十四本、総延長二千九百六十三キロメートル余りの一級河川を有している。

そのうち、県管理区間である二千七百十二キロメートルについては、堤防や護岸等による洪水対策、排水機場等の河川管理施設の運転等を行い、洪水被害の防止、軽減を図った。

また、上水道、かんがい、発電等のための水利使用や河川区域内の土地の利用などについて適正に管理するとともに、鶴生田川（館林市）の水質浄化、水質汚濁事故対策等により、河川の持つ治水、利水及び環境の機能を維持増進するための総合的な管理を行った。

県管理区間の河川数及び総延長

河川	県管理区間	数	延長又は周囲(km)
川		四二八	二、六八六

湖沼	六	二六
計	四三四	二、七二二

(二) 訴訟関係

河川は、昔から生活の場、憩いの場として生活のために必要不可欠な場であった。近年では、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間としての機能が注目され、貴重な自然体験、交流の場となっている。

こうした中、河川の利用に伴う水難事故が発生し、これに関する訴訟が提起された(前橋地裁平成十九年(ワ)第二九六号損害賠償請求事件)。

ア 事件の概要

平成十八年八月二十一日、伊勢崎市赤堀せせらぎ公園に隣接する一級河川粕川で県の河川管理の瑕疵等により女兒が溺死したとして、損害賠償請求の訴えが提起された。

イ 裁判の経過

平成二十一年七月十七日、原告の請求を一部認容する判決があったが、原告がこれを不服として控訴し(東京高裁平成二十一(ネ)第四三一四号損害賠償請求控訴事件)、県も更に相当な裁判を求め、附帯控訴した(同平成二十一(ネ)第四三九四号損害賠償請求附帯控訴事件)。

平成二十二年一月二十七日、両事件について裁判上の和解により終結した。

(二) 河川の安全利用

河川は公共用物であり、一般公衆の共同使用に供されている一方、時に氾濫を生じて住民の生命や生活を脅かすなど、危険な側面を持ち合わせている。

このため、毎年度、川遊びや魚釣りなど河川の利用者が増える季節に備え、河川内にある親水公園などの安全点検を実施した。また、特に児童の水難事故を防ぐため小学生向けパンフレットを作成するとともに、放送媒体による注意喚起や水難事故防止対策に関する講演会を開催し、河川の安全利用を推進した。

(三) 河川美化

後を絶たない河川への不法投棄に対し、県民共通の貴重な財産である美しいふるさとの川を取り戻すため、不法投棄防止対策に取り組んだ。

対策に際しては、地元市町村及び地域住民の協力を得て、啓発看板や車両進入防止のための車止めを設置したほか、草刈りや花壇の設置により環境の整備を行った。

また、毎年七月の「河川愛護月間」には啓蒙活動を行うとともに、河川美化の推進には地域住民やボランティア団体等の協力が不可欠であるため、河川愛護活動の顕著な団体

等を表彰して愛護意識の高揚を図った。

二 水防

平成十六年に全国で記録的な豪雨が多発し、中小河川における被害が多数発生した。これを背景に、避難誘導体制の早期確立を図るため、十七年七月に水防法が改正された。主要な中小河川については水位周知河川に指定し、住民避難の目安となる避難判断水位（特別警戒水位）の到達情報を提供して、地域住民の避難に役立てることとなった。また、水防法では改正前に水防警報河川であった河川はすべて水位周知河川と見なされることになった。

本県では、水防法の改正と併せ、沿川の人口・資産の集中度合や浸水の被害等を考慮し、見直しが行われ、水位周知河川として、十九河川二十三区間を指定した。

河川水位の監視体制強化のため水位観測箇所を増設すると共に、群馬県水位雨量情報ホームページを開設し、県で把握している河川水位、降雨量、ダム諸量等の情報を県民等がリアルタイムに閲覧できるようにし、緊急時における情報提供を強化した。

洪水時における水防活動が迅速かつ的確に実施されるためには、平常時からの備えと水防団員等の水防技術の向上を図る必要がある。水防技術の伝承、地域水防力の向上、

関係機関の連携を目的に昭和二十七年から関東一都六県共催で利根川水系連合水防演習を実施しており、本県では、平成十七年に伊勢崎市八斗島地先の利根川左岸で、二十二年には邑楽郡板倉町大高嶋地先の利根川左岸でそれぞれ実施し、水防思想の普及宣伝や水防技術の錬磨に努めた。

第二項 河川整備計画

河川法第十六条に基づき策定する河川整備計画については、県内主要河川の流域、洪水による浸水区域、市町村広域行政単位、土木事務所等の行政単位等を考慮して、十圏域単位で策定することとしている。

また、策定に際しては同法第十五条に基づき、河川に關し学識経験を有する者の意見の聴取(第三項)、関係住民の意見の反映(第四項)、関係市町村長の意見の聴取を実施する。なお、学識経験を有する者の意見の聴取の場として、平成十三年に河川整備計画審査会を設置しており、これまで十七回の審査会を開催している。

現在までに、石田川圏域(平成十三年)、神流川圏域(十四年)、烏川圏域(十五年)、邑楽館林圏域(十六年)、鐺川圏域(十七年、二十二年変更)、利根川中流圏域(二十年)、

渡良瀬川圏域(二十四年)の七圏域で策定済みである。

残りの碓氷川圏域、利根川上流圏域、吾妻川圏域の三圏域についても今後、策定を検討していく。

第三項 河川改修事業

一 河川改修事業の概要

河川の改修状況は、平成二十三年度末時点で、概ね五年に一回程度発生すると予想される洪水に耐えうる規模の改修率が三十二・四%と低く、家屋浸水を伴う洪水が発生している状況である。

最近では、平成十四、十九、二十三年と豪雨や台風により大きな被害を受けたが、こうした洪水から県民の生活を守り、安全で活力のある県土を作るため、河川改修を進めてきた。河川改修にあたっては、県民に愛され親しまれる自然豊かな川づくりを目指し、多自然川づくりを行なっている。

また、魚をはじめとする水生生物全般に優しい河川環境を作り出すことを目的に、平成十五年五月に「瀬と淵を取り戻す検討委員会」を設立し検討を重ねるとともに、神流川及び烏川で実験工事を行ない、二十二年八月にその成果をとりまとめた。そのほか、「水辺の楽校」として、学校前の

河畔を整備し、環境学習や自然体験活動の場を十五年度に赤城白川で、二十年度に牛池川で創出した。

河川改修事業では、国庫補助事業として広域基幹河川改修事業、広域一般河川改修事業、統合一級河川整備事業により、水系、大支川等の単位で一括採択し、水系で一貫した計画的な整備を促進してきた。また、河川管理施設の修繕等を行う河川修繕事業や河川に接していない場所に調節池を整備する流域調節池事業等を実施してきた。その後数度の事業の再編を経て、平成二十二年度から、個別補助金の一括交付金化により社会資本整備総合交付金事業が創設され、政策目標を定めた整備計画に基づき実施することとなった。また、二十三年度には、社会資本整備総合交付金の一部を地域自主戦略交付金として実施することとなった。

広域基幹河川改修事業において、平成十六年度に鐺川（下流）に着手した一方、十九年度に鶴生田川、二十年度に粕川（高崎）、二十一年度は石田川（中流）が完了した。

(一) 社会資本整備総合交付金（水の安全・安心基盤整備）

広域河川改修事業、調節池整備事業、特定構造物改修事業、流域治水対策河川事業など、従前の主な河川事業が入る事業である。寺沢川、男井戸川、大川（太田）や聖川な

どの河川改修や石田川流域調節池整備等を引き続き行うとともに、大川排水機場の改築などを実施した。

平成二十二年度に藤沢川、二十三年度は、牛池川、孫兵衛川の河川改修事業が完了した。

(二) 社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備）
道路事業に関連する河川事業を実施する事業であり、浅香入川、吾妻川、広瀬川で実施し、広瀬川は、平成二十二年に完了した。

(三) 社会資本整備総合交付金（広域連携事業）
隣接県と観光の活性化を図るため策定した広域連携計画に基づき実施する事業であり、環境整備として、三波川、桜川及び赤谷川を実施し、三波川及び赤谷川は、平成二十三年に完了した。また、利根川（玉村）や烏川の堤防強化対策を実施し、烏川は、二十二年度に完了した。無堤部の解消を目指し、二十二年度に利根川（岩神）、二十三年に烏川（下流）の改修に着手した。

(四) 地域自主戦略交付金

従来統合一級河川整備事業として実施していたものを、平成十七年度から総合流域防災事業として、休泊川、温井川、粕沢川、多々良川や山田川の河川改修を実施した。二十二年度は、社会資本整備総合交付金（水の安全・安心基盤整備）で実施したものを、二十三年度から本交付金で実

施した。

二 直轄河川改修事業

(一) 利根川

利根川上流河川事務所管内においては、平成十三年九月の台風十五号による出水時に、埼玉県加須市大越地先にて利根川の堤防及び基盤からの漏水被害を複数箇所受けたことから、堤防の浸透対策として、堤防の拡幅、緩傾斜化による首都圏氾濫区域堤防強化対策を十六年度より着手した。また、十七年には、洪水等の円滑な避難を確保し水災害による被害軽減を図る為、浸水想定区域を指定し公表するなど国及び地方公共団体と連携を強化したソフト対策を展開した。

平成十八年二月には、河川法に基づき利根川水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を定めた利根川水系河川整備基本方針を策定した。なお、基本高水流量については、昭和五十五年の工事実施基本計画を踏襲した。

また、平成十八年度から二十三年度まで、特定構造物改築事業として老朽化が著しい谷田川第一排水機場を改築した。

(二) 渡良瀬川

昭和五十五年利根川水系の流量改訂を受けて工事実施基本計画が改訂された。これにより、治水安全度の早期向上を目指し、鋭意河川改修事業を展開した。

渡良瀬川本川は、堤防の浸透対策及び弱小堤対策として堤防の緩傾斜化による堤防補強を平成二十年度より着手した。また、利根川と同様に、十七年には、洪水等の円滑な避難を確保し水災害による被害軽減を図る為、浸水想定区域を指定し公表するなど国及び地方公共団体と連携を強化したソフト対策を展開した。

危機管理の一環として、高速かつ大量の情報収集・伝達を図る必要性から、光ケーブルを本川支川合わせ、二十三・五キロメートルの敷設と付属施設の整備を図った。

渡良瀬遊水地では調節池化事業の完成後、平成二十一年度に策定された渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画に基づき、湿地環境の保全・再生と利根川流域との治水機能向上を図る為、二十一年度より、第二調節池を試験的に掘削している。

(三) 烏・神流川

昭和五十五年に改定された利根川水系工事実施基本計画に基づき、無堤地区解消や護岸整備など治水安全度の向上を目指し、河川改修事業を展開してきた。

烏川では平成二十年度に高崎市阿久津地区の堤防が完

成した。また、二十一年度から高崎市寺尾・根小屋地区において堤防の整備を進めている。

三 県単独事業の概要

(一) 単独河川改修事業

災害を未然に防止するため、小規模な一連区間の河道拡幅や局部的な危険箇所を整備を実施してきた河川局部改良事業と「ふれあいやすらぎ川づくり」「福祉の川づくり」等河川環境の整備を実施してきた河川環境整備事業を統合して、平成二十一年度に創設された。二十三年度までに七億九千万円の事業を実施した。十四年度から二十年度までに、河川局部改良事業は、四十二億二千万円の事業を、また、河川環境整備事業は、九億二千万円の事業を実施した。

(二) 河川維持補修事業

既存の護岸及び堤防の補修、河道内の雑草木の除去、河道内堆積土砂除去等を実施するもので、平成十四年度から二十三年度までに八十六億七千万円の事業を実施した。

平成十九年度には、除草費用の削減などを目的として自治会等（河川堤防等の草刈り作業委託を開始した。

(三) 地方特定河川等環境整備事業

河川管理者が実施する補助公共河川改修事業とあわせ

て地方公共団体が単独公共事業として河畔林整備、緑地、公園、遊歩道、運動場の整備を一体的、総合的に、良好な水辺空間を整備するものである。利根川（総社）、牛池川、広瀬川、粕川、休泊川、孫兵衛川、谷田川で整備を行い、平成十四年度から十七年度までに二億八千万円の事業を実施した。

国土交通省と総務省の調整により起債事業として実施するものであったが、平成十七年度で事業制度が廃止された。

第四項 災害復旧事業

近年における気象特性としては、夏期における猛暑日が多く、地面付近の気温が高いことから大気の状態が不安定になりやすく、局所的豪雨による急激な増水、土砂崩れ等が発生しやすい傾向にある。台風の発生数については例年同程度となっているが、平成十六年は十個の台風が日本列島に上陸した。

本県の大きな豪雨被害としては、平成十九年九月に襲来した台風九号において、富岡市富岡観測所にて時間雨量七十三ミリ、藤岡市箕輪観測所では三日間の総雨量が六百三十九ミリを観測するなど非常に激しい降雨となり、西毛地

域を中心に県内で甚大な被害が発生した。その被害状況としては、鑛川で溢水・はん濫による家屋・農地の浸水被害が発生したほか、県管理河川二百一十一箇所で護岸決壊などの公共土木施設被害が発生するなど被害が甚大であったことから、国土交通省に対して災害緊急調査団の派遣を依頼し、被災箇所を早期復旧に向けた応急復旧及び復旧工法等の技術的指導を受けた。

また、平成二十三年においては台風六号、十二号、十五号及び新潟福島豪雨により大きな出水に見舞われ、館林市館林観測所では二十四時間雨量が二百四十四ミリとなり観測史上一位を記録し、河川管理施設等にも被害が発生したが、奥利根上流ダム群による洪水調節や水防団等による水防活動により、大きなはん濫・決壊被害には至らなかった。

なお、平成十四年から二十三年度までに発生した公共土



平成19年9月台風9号 出水状況

木施設災害は、道路・橋梁が二百十九箇所四十七億二千万円、河川・砂防が五百五十五箇所六十九億九千万円である。

第五項 河川総合開発

我が国の河川は、流路が短く、かつ急勾配であるため流出が早く、また気象上、梅雨・台風等季節的に集中する降雨が多い。このため、ダム等によつて洪水調節を図ることにより流況の平準化を図り、安定した水資源を確保することが重要である。

(一) 国土交通省、水資源機構施工ダム

利根川水系水資源開発基本計画及び利根川水系工事実施基本計画に基づき施工されており、本県で既に完成したダムとしては、藤原ダム、相俣ダム、菌原ダム、矢木沢ダム、下久保ダム、草木ダム及び奈良俣ダムがある。平成二十四年三月現在で建設中のダムは、利根川支川吾妻川の八ツ場ダム(直轄ダム、昭和四十二年度着手)がある。なお、利根川支川片品川の戸倉ダム(機構ダム、昭和六十二年度着手)については、利水者により事業から撤退する意向が示されたことから、十五年度に中止となった。

(二) 県施工ダム

利根川各支川の地域的洪水調節及び水資源対策を目的として県施工のダムを建設している。既に完成したダムとしては、霧積ダム、桐生川ダム、道平川ダム、坂本ダム、塩沢ダム、四万川ダム及び大仁田ダムがある。また、平成二十四年三月現在、倉渕ダム及び増田川ダムが建設中である。

ア 倉渕ダム

平成二年度に多目的ダムとして建設に着手した。十四年十一月に付け替え県道が完成し、供用開始となったが、十五年十二月、厳しい財政状況等から本体工事への着手を見合わせる事となった。二十二年三月、群馬県公共事業再評価委員会の審議を経て、事業を中止する方向で法定手続きを進めることを決定したが、九月に国土交通省からダム

第九章 砂 防 課

事業の検証に係る検討の要請があり、現在、検証作業中である。

イ 増田川ダム

平成八年度に多目的ダムとして建設に着手したが、二十二年九月に国土交通省からダム事業の検証に係る検討の要請があった。二十四年二月、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づく、第一回関係地方公共団体からなる検討の場（構成員 高崎市長・安中市長・県土整備部長）を開催し、現在、検証作業中である。なお、富岡市（旧妙義町）は、二十一年度に水道事業の再評価を経、ダム事業から撤退した。

第一節 組織等の変遷

第一項 砂 防 課

一 砂防課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下三係（管理係、

砂防係、保全係）体制であったが、十五年四月のグループ制の導入により、砂防管理グループ、砂防整備グループに再編された。

その後、平成二十年四月から再び係制になり、砂防管理係、砂防整備係、砂防情報係の三係が設置され、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

砂防課長 次 長 (二名)	砂防管理係 (三名)	予算、決算、公共事業の工事事務、砂防・地すべり・急傾斜地・土砂災害警戒区域等指定及び管理事務、採石・砂利採取指導監督
	砂防整備係 (四名)	砂防施設整備事業（土石流対策、地すべり対策）、急傾斜地崩壊対策、雪崩対策

	砂防情報係 (五名)	土砂災害警戒避難支援（土砂災害防止法に基づく基礎調査及び指定）、土砂災害警戒情報
--	---------------	--

職 名	在 職 期 間	氏 名
砂防課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三	水野 尚武
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三	米山 弘邦
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三	平塚 照三
〃	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三	坂井 賢一
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三	池田 純一
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三	牧野 平二
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三	須藤 章

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 砂防管理

一 砂防指定地の管理

昭和四十一年八月に制定した群馬県砂防指定地管理規則(平成十五年四月群馬県砂防指定地管理条例施行)並びに群馬県砂防管理員設置規則により、砂防指定地内の一定の行為の禁止若しくは制限等を行うとともに、砂防管理員を任命して監視及び砂防設備の管理に当たった。

砂防指定地一覧表 (平成二十四年三月三十一日現在)

区分	溪流数	箇所数	面積(ha)
国指定	一三〇	三七九	二、一〇六・五一
県指定	八八六	一、八一二	三、七三六・五二
計	一、〇一六	二、一九一	五、八四三・〇三

二 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理

地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域は、平成二十三年度末現在六十七箇所、千六百九十一・五七(ヘクタール)

である。また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、二十三年度末現在六百十五箇所、千四十七・三九(ヘクタール)である。これらの区域については、県規則に基づき、区域内の標識設置、行為許可申請等に対する調査及び審査を行うとともに、適正な管理に努めた。

第二項 砂防事業

我が国は、急峻な地形と脆弱な地質を有し、地震や火山活動も活発である上に台風や豪雨等に見舞われやすい厳しい自然条件下に置かれている。

このような国土の状況を踏まえて治水事業を緊急かつ計画的に推進するため、治山治水緊急特別措置法に基づき五年計画を策定し、国



通常砂防事業 下仁田町高倉川

土の保全と生活基盤の整備に努めてきた。平成十五年度から社会資本整備重点計画法に基づき社会資本整備重点計画を策定し、ハード対策として計画的に土砂災害対策施設の整備を実施してきた。

治水五箇年計画の状況

区分	治水事業投資規模	計画期間
第九次	一一兆六千億円	平成九〜一五年度

一 補助砂防事業及び単独砂防事業

本県は、県土の約三分の二が山地や丘陵地で占められ、浅間山や赤城山など新旧火山が散在し、地質的にも脆弱な火山噴出物や関東ローム層、風化の進んだ変成岩類などに広く覆われており、土砂災害を受けやすい状況にある。

平成十四年七月現在で確認されている人家五戸以上に被害を与えるおそれのある土石流危険渓流は千八百六十三溪流、がけ崩れ危険箇所は千六百六十七箇所、地すべり危険箇所は二百十三箇所となっている。県では、これらの危険箇所への砂防施設の整備に積極的に努めてきた。

補助事業は、近年多発する集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し民政の安定を図るため、総合的土砂災害対策の推進を目的に新たに創設された「総合流域防災事業」

(平成十七年度)及び「社会資本整備総合交付金事業」(二十二年度)を活用し、土石流及び火山対策による安全な生活基盤づくりに努めた。

単独砂防事業は、優れた自然環境を有する溪流に環境や親水性に配慮した砂防設備を整備する「水と緑の溪流整備事業」や、砂防堰堤に土砂が異常に堆積し、次期出水により流下し下流に被害を及ぼすおそれのある箇所を堆積土を除去する「砂防ダム応急対策事業」の実施に努めた。

〔砂防事業費〕

補助公共事業費

(単位) 千円

年度	事業費	年度	事業費
平成一四	四、〇一八、二一一	一九	二、一一〇、五二三
一五	三、五一三、二〇一	二〇	二、八四四、八九二
一六	二、三三七、五六〇	二一	二、八四二、一七六
一七	一、八六三、五五〇	二二	四二八、〇〇〇
一八	一、四八一、一九二	二三	〇

単独公共事業費

(単位) 千円

年度	事業費	年度	事業費
平成一四	九七三、四二二	一九	五八七、一三九

一五	六六五、二七二	二〇	六四四、七七七
一六	四九九、三七九	二一	七〇六、一五八
一七	八一八、九八七	二二	二、八七六、四八二
一八	七五六、五〇七	二三	二、〇〇九、七六一

二 災害関連緊急砂防事業

当該年発生の風水害等により、水源地帯に崩壊が発生し、生産された土砂が溪流に堆積すること、次期出水によつて下流に流下して著しい土砂災害を発生させるおそれがある箇所に、緊急的に対策を実施する事業である。

災害関連緊急砂防事業の事業費			(単位 千円)
年度	箇所数	事業費	
平成一九	四	五一〇、〇〇〇	

三 直轄砂防事業

砂防法第六条により国が直接施工する砂防事業である。

本県では、利根川水系砂防工事事務所が片品川、吾妻川、烏川、神流川の四流域を、渡良瀬川工事事務所が渡良瀬川流域について各々上流部の荒廃地域を事業施工区域に編入して、事業を実施した。

特に、草津白根山を中心とする吾妻川左岸流域での強

酸性河川における耐酸性工法を用いた砂防堰堤(谷沢川、大沢川、万座川、白沢川)や大前床固工群(嬬恋村)、滑川床固工群(榛名町)、越本床固工群(片品村)などは、その流域の生活基盤施設として大きな役割を果たした。

第三項 地すべり対策事業

一 地すべり対策事業

昭和三十四年度から実施している地すべり対策事業は、治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進し、国土の保全と開発を目的とした治水事業五箇年計画に基づき、社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、より住みよい国土基盤を形成するために推進してきた。平成十五年度から社会資本整備重点計画に基づき社会資本整備重点計画を策定し、計画的に土砂災害対策施設の整備に努めた。

本県では、平成十四年度から二十三年度までの間に、地すべり等防止法に基づき十箇所を地すべり防止区域に指定するとともに対策工事を行い、県土の保全及び民生の安定を図ってきた。二十三年度末での着手数は六十七箇所、概成箇所は六十四箇所となっている。

地すべり対策事業の事業費

(単位 千円)

年度	事業費	年度	事業費
平成一四	一、二三六、〇〇〇	一九	三七〇、〇〇〇
一五	一、一四九、〇〇〇	二〇	七四六、〇〇〇
一六	七〇〇、〇〇〇	二一	七六〇、〇〇〇
一七	五六〇、〇〇〇	二二	二六一、〇〇〇
一八	四二二、〇〇〇	二三	一九五、〇〇〇

二 災害関連緊急地すべり対策事業

風水害、震災等が発生した地域について、地すべり防止施設を緊急的に施工することにより、再度災害の防止を図り、もって県土の保全と民生の安定に資することを目的としたものである。

災害関連緊急地すべり対策事業の事業費(単位千円)

年度	事業費	年度	事業費
平成一三	二七六、〇〇〇	一九	三七一、〇〇〇
一四	三〇五、〇〇〇		

第四項 急傾斜地崩壊対策事業

一 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業は、昭和四十二年度から実施され、更に四十四年度には急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が制定され、総合的ながけ崩れ対策を講じた。

しかしながら、急傾斜地崩壊危険箇所は全国で十一万三千箇所(平成十四年公表)も存在しており、なおも激甚な被害発生危険性を有していた。

そのため、防止施策の整備目標を明確にし、事業の計画的かつ強力な推進を図る必要から、急傾斜地崩壊対策五箇年計画が策定された。

昭和五十八年度から平成十四年度までの間、第四次まで計画された期間の中で、特に危険度の高い箇所の整備や災害弱者に関連した施設、緊急時の避難路及び避難場所を有する急傾斜地の崩壊対策、区域指定の促進、警戒避難体制の整備を重点的に進めた。

そして、平成十五年三月には厳しい財政状況や社会・経済情勢の変化、災害リスクの増大・顕著化等を踏まえて重点的・効果的かつ効率的に社会資本整備事業を推進するため、社会資本整備重点計画法が制定され、国土交通省所



急傾斜地崩壊対策事業 孺恋村笹平地区

管の様々な公共事業関係の長期計画を一本化した社会資本整備重点計画が策定された。

急傾斜地崩壊対策事業としては、第一次（平成十五～十九年度）、第二次（二十～二十四年度）計画の中で、災害時要配慮者関連施設や避難場所、防災拠点を保全する事業への重点化を図った。本県では、昭和四十五年度から急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊対策事業を継続的に推進しており、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法

律に基づき平成四年度から二十三年度までの間に百八十二箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、従来から指定されていた地区も含めて対策工事を行い、県土の保全及び民生の安定を図ってきた。二十三年度末での着手箇所は六百八箇所、概成箇所は五百八十九箇所となっている。

急傾斜地崩壊対策事業の事業費

（単位 千円）

年度	事業費	年度	事業費
平成一四	一、七六一、七〇〇	一九	六〇一、三九〇
一五	一、六九六、四八八	二〇	三七四、七九〇
一六	九八四、五二五	二一	六二八、四〇五
一七	七八三、五二五	二二	四八六、〇〇〇
一八	四六〇、二〇〇	二三	五二六、二〇〇

二 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

当該年度の風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがある地域について、緊急的に施設を施工することにより再度災害の防止を図り、もって県土の保全と民生の安定に資することを目的としたものであり、その実施状況は次のとおりである。

〔災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の事業費〕

・平成一九年度 事業費 二六八、二四〇千円

三 雪崩対策事業

昭和六十一年一月二十六日に新潟県能生町で発生した集落雪崩は死者十三名、重軽傷者九名という大惨事となった。これを機に、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とする雪崩対策事業が六十年度に創設された。

本県でも県土の北部二十四市町村(市町村合併により平成二十三年度末現在で十四市町村)が豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法に基づく地域)に指定されており、毎年冬季になると雪崩の恐怖に脅かされていたため、昭和六十三年度から雪崩対策事業を実施してきた。平成十五年度から社会資本整備重点計画法に基づき社会資本整備重点計画を策定し、計画的に雪崩対策の実施に努めた。

雪崩対策事業の事業費		(単位 千円)	
年度	事業費	年度	事業費
平成一四	一三〇、〇〇〇	一九	一一二、〇〇〇
一五	一一二、〇〇〇	二〇	一〇八、〇〇〇
一六	七〇、〇〇〇	二一	三五、六〇〇

一七	五六、〇〇〇	二二	二八、五〇〇
一八	七二、〇〇〇	二三	七、九五〇

第五項 相馬原演習場周辺障害防止事業

この事業は、昭和四十九年に施行された「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき実施されていた。

演習場の影響による周辺河川の荒廃を防止するため、障害防止事業による河川改修が継続して行われてきた。その中で砂防課が実施してきたのは染谷川、榛名空沢、唐沢川の三河川における河川改修である。

平成十三年度までに染谷川と榛名空沢の河川改修が概成した。翌十四年度には唐沢川も概成したことで本事業は完了となった。

障害防止工事の事業費		(単位 千円)	
年度	事業費	年度	事業費
平成三	二七二、九九四	九	八一、一五五
四	二〇九、三七六	一〇	一一一、三六五
五	二〇六、三三五	一一	一一六、五一〇
六	一六八、八五一	一二	一一六、二一五

七	一七〇、〇七四	一三	一三一、六三九
八	八二、七一九	一四	二八、六六五

第六項 土砂災害警戒避難支援

本県は、県土の約三分の二が山地や丘陵地で占められ、地質的にも脆弱であることから、豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを原因とした土砂災害が発生しやすい状況にある。

このような状況に対し、従来から各種対策工事を推進し、危険箇所 の安全度を高めていく対策を展開してきたが、県内には七千六百余の危険箇所があり、すべて対策工事に より安全を確保していこうとした場合には、膨大な時間と費用が必要となることから、ハード対策に加え、ソフト対策として、警戒避難体制の確立に向けた対策を実施した。

一 土砂災害警戒情報の発表

降雨により土砂災害の危険性が高まった時、市町村長による避難勧告や住民の自主避難の判断材料となる防災情報として、「土砂災害警戒情報」を平成十九年から前橋地方気象台と共同で発表してきた。

二 土砂災害警戒区域等の指定

従来の砂防三法（砂防法）、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による対策工事や行為制限等の原因地对策に加え、被害を受ける地域に着目した、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）による警戒避難体制の整備や建築物の安全強化、開発行為の制限等のソフト対策の推進が急務となっている。

土砂災害の危険性のある土地の区域を明らかにするため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し区域指定を行い、土木事務所及び市町村役場にて縦覧に供するとともに群馬県ホームページにおいて公表した。また、市町村による警戒避難体制整備の支援策として、ハザードマップ作成に有益な情報の提供や、住民による自主避難を促すため、モデル地区における住民主体の防災マップづくり等を実施した。

第七項 岩石・砂利採取計画認可

一 採石

本県の岩石採取量は、建設投資の減少やリサイクル材の利用増のため、昭和六十一年をピークに減少に転じている。

岩石採取計画の認可に関する権限を土木事務所長へ委任することにより、事務の簡素化及び審査・処理期間の短縮を図るとともに、採取に伴う災害防止及び計画的な採取のため、採取場への立入検査や不適切な採取に対する指導等を行ってきた。

岩石年度別採取量

(単位 千t)

年度 種別	砕骨材	石材	工業用原料
平成一五〇一八	一三、六九七	三、七三五	四四七
一九	三、七〇三	六〇二	一〇二
二〇	三、四九五	三一八	八一
二一	三、二八七	三三三	六一
二二	三、二八一	一〇一	七六
二三	二、七五二	五四	八二
計	三〇、二二六	四、八四四	八五〇

任することにより、事務の簡素化及び審査・処理期間の短縮を図るとともに、採取に伴う災害防止及び計画的な採取のため、採取場への立入検査や不適切な採取に対する指導等を行ってきた。

砂利年度別採取量

(単位 千m)

年度 種別	河川砂利	陸砂利	その他
平成一五〇一八	五二〇	一、二三三	九一二
一九	一二七	二一八	一二〇
二〇	八一	二〇八	一八五
二一	九九	一七〇	七二
二二	一二一	一一一	七〇
二三	一四一	一〇六	一一九
計	一、〇八九	二、〇三六	一、四七八

二 砂利

河川砂利、陸砂利とも昭和五十年頃をピークに採取量は減少傾向にある。採取量も河川砂利の枯渇化・採取抑制により、陸砂利の比重が増加している。

砂利採取計画の認可に関する権限を土木事務所長へ委

第十章 特定ダム対策課

第一節 組織等の変遷

第一項 特定ダム対策課

一 特定ダム対策課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下、整備事業係、基金事業係の二係体制であったが、十五年四月からグループ制に移行、二十年四月から係制に移行し、二十年七月には生活再建への取組を強化するため、生活再建対策主監を設置した。以降、組織上の変更はなく、現在に至っている。平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

特定ダム対策課長	整備事業係 (六名)	水源地域対策特別措置法業務
生活再建対策主監	基金事業係 (四名)	(財)利根川・荒川水源地域対策基金業務
次長(二名)		

職名	在職期間	氏名
特定ダム対策課長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三二	唐澤 紀雄
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三二	山田 元幸
局参事兼特定ダム対策課長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三二	山田 元幸
特定ダム対策課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三二	山田 元幸
部参事兼特定ダム対策課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三二	坂尾 博秋
特定ダム対策課長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三二	坂井 賢一
生活再建対策主監	自平成二〇・七・一 至平成二二・三・三二	古橋 勉
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三二	前橋 康裕
〃	自平成二四・三・三二 至平成二五・三・三二	近藤 久雄

”	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	中島 聡
---	-------------------------	---------

第二項 地域機関

一 八ツ場ダム水源地域対策事務所

平成十四年四月現在の組織は、所長以下、総務課、用地課、生活相談課、建設第一課、建設第二課、建設第三課の六課体制であったが、十五年四月のグループ制の導入に伴い、総務課と用地課を統合し総務用地グループに改組し、生活相談課を生活相談グループ、建設第一課を建設第一グループ、建設第二課を建設第二グループ、建設第三課を農林計画グループに改称した。

平成十七年四月には、総務用地グループと生活相談グループを統合し総務グループに改組したが、十八年四月に総務グループを総務用地グループと生活再建グループに分割し、農林計画グループを農林グループに改称した。

平成二十年四月の係制の導入により、総務用地、生活再建、建設第一、建設第二、農林の五係体制となり、現在に至っている。

歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
八ツ場ダム水源地域対策事務所 長	自平成一四・四・一 至平成一五・八・三	山田 元幸
”	自平成一五・八・四 至平成一七・三・三一	桑山 賢
”	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	飯塚 敬
局参事兼八ツ場ダム水源地域対策事務所 長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	飯塚 敬
八ツ場ダム水源地域対策事務所 長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	根津 一明
”	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	依田 哲太
”	自平成二三・四・一 至	上原 幸彦
八ツ場ダム水源地域対策事務所 副所長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	須藤 彬
”	自平成一五・四・一 至平成一五・八・三	桑山 賢

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一
佐々木義行	富沢 吉一	牧野 平二	根津 一明	小見 恒雄	鈴木 和男	須藤 章	都丸 一利

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 特定ダムの建設状況

一 八ッ場ダム

八ッ場ダムは、利根川総合開発計画の一環として、利根川水系吾妻川中流の長野原町に、洪水調節及び首都圏の都市用水の開発等を目的として、建設省(平成十三年の中央省等改革により、国土交通省に再編)によって建設される多目的ダムである。

昭和二十七年、利根川改定改修計画の一環として調査が着手されて以来、長い年月が経過したが、平成四年七月十四日にダム建設事業推進の相互協力に合意する「八ッ場ダム建設事業に係る基本協定書」が、建設省関東地方建設局長及び知事と長野原町長との間で締結されたことにより、ダム建設に向けて大きく前進した。また、同時に「用地補償調査に関する協定書」が水没五地区の各代表と建設省八ッ場ダム工事事務所長との間で締結され、四年九月二十四日から長野原町地内において用地補償調査が開始された。

長野原町では、平成十一年六月十四日に「八ッ場ダム水没関係五地区連合補償交渉委員会」が水没五地区の補償交渉委員会代表者を構成員として発足し、建設省との交渉窓口が一本化された。これにより補償交渉が本格化し、十二年十二月十二日、同委員会に対し、「八ッ場ダム建設事業に伴う補償基準」が提示され、十三年六月十四日に補償

基準について「協定書」が締結された。また、十五年十二月十五日に、代替地分譲基準連合交渉委員会に対し、「八ッ場ダム建設事業に伴う代替地分譲基準」が提示され、十七年九月七日に分譲基準について「協定書」が締結された。

吾妻町(平成十八年三月二十七日に東村と合併し「東吾妻町」が誕生)では、七年十一月二十日に「八ッ場ダム建設事業に係る基本協定書」が建設省関東地方建設局長及び知事と吾妻町長との間で締結され、また、「用地補償調査に関する協定書」が関係五地区の各代表と建設省八ッ場ダム工事事務所長との間で締結された。一方、十四年二月二十二日には「岩島地区連合補償交渉委員会」が設立され、補償交渉が開始された。これに伴い、補償交渉が本格化し、十六年五月七日、同委員会に対し、「八ッ場ダム建設事業に伴う岩島地区補償基準」が提示され、十六年十一月二十六日に補償基準について「協定書」が締結された。

国によるダム関連工事については、平成六年三月から着手され、防災施設、護岸工及び擁壁工、各地区の代替地造成工事等が順次実施された。

水没地区の道路の付け替えについても順次進められ、平成二十三年十二月には、国道一四五号八ッ場バイパスが開通した。

八ッ場ダム建設事業に関して、平成十六年九月十日に県

民二十一名が原告となり、群馬県知事及び群馬県企業管理者が支出した各負担金の差止請求、群馬県企業管理者が八ッ場ダム使用权設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることの確認及び群馬県知事に損害賠償請求をすることを求め、前橋地方裁判所に提訴したが、二十一年六月二十六日に原告の訴えを却下・棄却するとして判決が言い渡された。

第一審判決を不服とした原告ら十八名は、平成二十一年七月八日に東京高等裁判所に控訴し、二十四年三月末現在で東京高等裁判所で係争中である。

一方、「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」については、平成十六年九月二十八日に第二回変更が行われ、事業費



国道145号八ッ場バイパス開通

が四千六百億円に増額となり、二十年九月十二日に第三回変更が行われ、事業完成工期が二十七年まで延期されるとともに、群馬県企業局による発電(最大出力一千万七千^七百^七)が目的に追加された。

平成二十一年九月十六日に民主党政権となり、二十一年九月十七日には、国土交通大臣が八ッ場ダム建設事業の中止の方針を表明。これを受け、二十一年十月十九日に一都五県(東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県)の知事が「八ッ場ダム建設事業の「中止撤回」を求める共同声明」を発表した。国土交通大臣は、「予断のない再検証を実施する」と表明し、再検証の結果、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の各目的について、最も有利な案は「ダム案」であると結論づけた。この再検証の結果を受け、国土交通大臣は、二十三年十二月二十二日に「事業継続」を決定した。

二 戸倉ダム

戸倉ダムは、利根川総合開発事業の一環として、利根川水系片品川の利根郡片品村大字戸倉地先に、洪水調節及び都市用水の供給等を目的として、水資源開発公団(平成十五年、独立行政法人水資源機構が同公団の権利・義務を承継)によって計画された多目的ダムである。

昭和五十七年度から実施計画調査が着手され、平成四年三月三十一日に建設大臣が事業実施方針を指示し、四年六月十五日に事業実施計画を認可した。五年十一月十七日には、公団戸倉ダム建設所長と片品村長との間で「戸倉ダム建設事業の実施に関する基本協定」が締結された。地権者に対しては、平成七年三月二十八日に損失補償基準が提示され、八年三月十九日に損失補償基準が妥結された。

ダム関連工事としては、平成四年十月九日及び五年十一月十一日に「国道四〇一号に係る工事の合併施工に関する基本協定」が公団総裁と知事との間で締結され、公団及び県によって国道四〇一号の付け替え及び改良工事が実施された。

また、平成六年二月九日の事業計画の変更(洪水調節容量確保方式の変更)に伴い、環境影響評価法に基づき、十一年三月九日に「方法書」の公告縦覧、十三年一月十六日に「準備書」の公告縦覧、十四年三月六日には「環境影響評価書」の公告縦覧が行われ、環境影響評価に係る手続きが進められた。

しかし、平成十五年十二月に利水予定者である埼玉県、東京都、千葉県が相次いでダム建設事業からの撤退を表明。十五年十二月十六日には、水資源機構が戸倉ダム建設

事業の中止に向けた手続きを開始した。十五年十二月二十四日、関東地方整備局事業評価監視委員会において、建設事業の中止が了承され、十五年十二月二十五日、国土交通省が建設事業の中止を決定した。

三 栗原川ダム

栗原川ダムは、利根川総合開発事業の一環として、利根川水系片品川支川栗原川の利根郡利根村(平成十七年二月十三日に沼田市に編入)に、洪水調節及び都市用水の供給等を目的として、水資源開発公団によって計画された多目的ダムである。

平成六年度から実施計画調査が着手され、地質調査及び環境調査が継続的に実施された。

しかし、利水予定者が事業参画の意思表示をしなかったため、平成十四年十月四日に関東地方整備局事業評価監視委員会において、建設事業の中止が了承され、十四年十月二十五日、国土交通省が建設事業の中止を決定した。

第二項 水源地域対策の状況

一 ハツ場ダムの水源地域対策

(一) 整備事業計画

平成四年七月十四日に「ハツ場ダム建設事業に係る基本協定書」が締結されたことで、ハツ場ダムは建設に向けて大きく前進し、水没関係住民の生活再建・水源地域の生活基盤等の整備・地域振興の施策・上下流の相互交流事業等を含む水源地域対策として、水源地域対策特別措置法による水源地域整備計画六十一事業が七年十一月二十八日に決定された。十二年二月十日には地域間交流支援事業を追加し、六十二事業に変更決定された。

平成八年二月二十二日には、水源地域整備事業に要する経費の一部を負担することについて、下流受益者と県は「利根川水系吾妻川ハツ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」を締結した。

水源地域整備事業については、平成七年度から実施され、十四年度から二十三年度の間には、県が事業主体である川原湯地区治山事業、中村沢・山根沢・押手沢の砂防事業、長野原町が事業主体である町道川原畑線、町道横壁線の改良事業、東中学校及び第一小学校施設整備事業、町民広場整備事業、保育所整備事業、畜産活性化総合対策事業、及び吾妻町が事業主体である町道吾妻峽横断道路整備事業の十二事業が完了した。二十三年度末までに、予定されている六十二事業のうち計十七事業が完了し、事業費ベースの進捗率は約六四・四%に達した。

(二) 基金事業計画

昭和六十二年十月二十日に(財)利根川・荒川水源地域対策基金の基金ダム指定を受け、六十三年度から関係都県(埼玉県、東京都、千葉県、茨城県)との協議を経て、個別に優先度の高い事業より順次実施した。なお、全体計画については、関係都県と協議を重ねているが、合意に至っていない状況である。

基金事業については、昭和六十三年度から実施され、平成十四年度から二十三年度の間に



吾妻峡温泉「天狗の湯」

は、県が事業主体である移転用地等先行取得資金利子補給事業、長野原町が事業主体である産業振興センター整備事業、水源地域財政基盤安定事業、及び吾妻町が事業主体である吾妻峡温泉施設整備事業の四事業が完了した。二十三年度末までに、予定されている二十九事業のうち計九事業が完了した。

二 戸倉ダムの水源地域対策

戸倉ダムについては、平成六年二月十七日に(財)利根川・荒川水源地域対策基金の基金ダム指定を受け、七年二月十日に総事業費約三十八億円の地域振興計画が決定し、更に十四年二月十五日に総事業費が約四十五億円に変更された。

しかし、平成十五年十二月の建設事業の中止を受け、関係行政機関等が依頼した第三者委員会「戸倉ダム中止に係る基金事業の今後のあり方検討会」の提言が十六年九月二十二日に発表された。この提言を受け、十六年九月二十四日に、まちづくり交付金と同基金等で実施する総事業費約二十億円の変更地域振興計画が決定した。

地域振興計画は、平成七年度から実施され、片品村が事業主体となり、十五年度に特定環境保全公共下水道事業が完了した。十六年度からは建設事業の中止を踏まえた事

業として、下水道整備事業、尾瀬観光支援事業（尾瀬博遊館、関所、尾瀬博遊館周辺整備、駐車場整備、大清水口拠点整備）、戸倉地区振興事業（施設連絡散策道、並木グラウンド、十二ノ森公園整備）がまちづくり交付金と同基金等で実施され、二十年度に全ての事業が完了した。

なお、事業完了に伴い、平成二十一年四月二十二日に片品村尾瀬ふらり館において、「戸倉地区整備事業の完成式」が開催された。

第十一章 都市計画課

第一節 組織等の変遷

第一項 都市計画課

一 都市計画課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下課内室のまちづ

三 栗原川ダムの水源地域対策

栗原川ダムについては、測量及び調査等を実施してきたが、事業中止の決定を受け、平成十五年度に横坑閉塞等の現地施設の処理、事務所の解体撤去が実施され、事業が完了した。

くり推進室を含む一室五係（都市行政係、都市計画係、区画整理係、まちづくり推進室企画調査係、同計画調整係）体制であった。

平成十四年八月三十一日をもってまちづくり推進室を廃止するとともにグループ制の導入により、三グループ（都市行政グループ、都市計画グループ、区画整理グループ）体制とした。

平成十七年四月、都市行政への一体的な取り組みを推進するため、都市施設課を都市計画課に統合し、課長以下五グループ（都市行政グループ、都市計画グループ、まちづくり推進グループ、街のみち整備グループ、公園緑地グループ）体制とした。

平成十九年四月、街のみち整備グループを廃止し、四グループ体制とした。

平成二十年四月、グループ制を廃止し、課長以下六係（工事事務係、都市行政係、都市計画係、まちづくり推進係、公園緑地係、街路係）体制とした。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

都市計画課長 次長（二名）		工事事務係 （三名）	予算、決算、工 事事務、庶務
景観・都市行政係 （六名）		都市計画審議会 の運営、景観行 政の推進、屋外 広告物の指導、 行政不服審査	
都市計画係 （五名）	都市計画法に基 づく土地利用、		

		まちづくり推進係 （四名）	都市施設等の都 市計画決定及び 変更
		街路係 （四名）	まちづくり支 援、中心市街地 活性化の支援、 都市再生整備計 画事業、土地区 画整理事業
		公園緑地係 （六名）	街路事業、連続 立体交差事業、 都市公園事業、 花と緑のぐんま づくり推進事業

職名	在職期間	氏名
都市計画課長 （兼）まちづく り推進室長	自平成一四・四・一 至平成一四・六・三〇	佐藤 研一
都市計画課長 （兼）まちづく り推進室長	自平成一四・七・一 至平成一四・八・三二	室田 道博

都市計画課長	自平成一四・九・一 至平成一六・三・三二	室田 道博
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三二	野村二三夫
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三二	重田 佳伸
局 参事 兼 都市計画課長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三二	重田 佳伸
技 監 兼 都市計画課長	自平成二〇・四・一 至平成二〇・六・三〇	重田 佳伸
部 参事 兼 都市計画課長	自平成二〇・七・一 至平成二二・三・三二	桜井 覚
都市計画課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三二	堺 浩志
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三二	荒巻 清一

二 都市施設課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下三係（街路係、特殊施設係、公園緑地係）体制であった。
平成十五年四月、グループ制の施行により、三グループ

（工事事務グループ、街のみち整備グループ、公園緑地グループ）体制とした。

平成十七年四月、都市行政への一体的な取り組みを推進するため、都市計画課と統合し、都市施設課は廃止された。

歴代の課長は、次のとおりである。

職 名	在 職 期 間	氏 名
都市施設課長	自平成一三・四・一 至平成一四・六・三〇	室田 道博
〃	自平成一四・七・一 至平成一四・十三・二	剣持 三郎
土木部長兼 都市施設課長	自平成一四・一・一 至平成一五・三・三二	川西 寛
都市施設課長	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三二	阪口 進一

第二項 地域機関

一 都市公園事務所

平成十四年四月現在の組織は、所長以下二課（総務課、

建設課）体制であったが、組織の見直しにより十五年三月をもって事務所を廃止し、所掌事務は、県立公園が設置されている地域の各土木事務所に引き継いだ。
歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
都市公園事務 所長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	中澤 正之

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 都市計画区域と調査

一 都市計画区域

都市計画法が昭和四十四年六月十四日に全面改正されて以降、都市計画区域は平成十四年三月三十一日までに五〇市町村で四三区域が指定された。その後、二〇年二月には市町村合併による都市計画区域の統合により都市計画区域は四〇区域となり、二十一年八月の第六回定期見直し時点では非線引き都市計画区域同士の統合を実施し、渋

川、伊香保、北橘及び子持都市計画区域を渋川都市計画区域、安中及び松井田都市計画区域を安中都市計画区域、笠懸及び大間々都市計画区域をみどり都市計画区域、月夜野及び水上都市計画区域をみなかみ都市計画区域に統合し、三十四区域となった。

都市計画区域は次表のとおりであるが、県全体の市町村のうち、十二市十四町一村の二十七市町村となった。その面積は、十九万四千二百三十九㊦で県全体面積の約三十％に当たり、また人口は、百八十九万五百一人で県人口の約九十五％を占めている。

都市計画区域一覽表

平成二十四年三月三十一日現在(単位 ㊦)

都市計画区域名	都市名	当初指定年月日	行政区域面積	都市計画区域面積
前橋市	前橋市	昭四・一・一九	三三、一六四	一四、七三四
大胡市	胡前橋市	五〇・五・〇	三二、一六四	一、九七六
宮城市	前橋市	五・三・二五	三三、一六四	二、一八二
粕川市	前橋市	五・四・一	三三、一六四	一、七〇二
富士見市	前橋市	五・三・二五	三三、一六四	二、一三七
高崎市	高崎市	四・三・一六	四五、九四二	一三、六五四
箕郷市	高崎市	五〇・五・三〇	四五、九四二	四、三七六

みどり	安	富	鬼	藤	渋				館	沼	藪		太	東	赤	伊	新	桐	吉	榛
みどり市	安中市	岡富岡市	石藤岡市	岡藤岡市	川渋川市	邑楽町	千代田町	明和町	板倉町	林館林市	田沼田市	塚太田市	大泉町	伊勢崎市	伊勢崎市	伊勢崎市	里桐生市	生桐生市	井高崎市	名高崎市
九・二・二二	三・四・三・四	一・一・三・七	三・五・二・二・五	一・六・三・三・四	一・一・五・八				四・五・二・三・三	一・一・五・九	一・〇・五・三・三	四・九・六・一	一・一・八・二・五	四・九・六・一	四・九・六・一	一・一・八・二・五	四・九・六・一	九・二・三・二	三・二・一・二・九	五・〇・五・三・〇
二・〇・八・三	一・七・六・三・四	一・二・二・九・〇	一・八・〇・〇・九	一・八・〇・〇・九	一・四・〇・四・一	三・一・二・二			四・一・八・四	六・〇・九・八	四・四・三・三・七	一・七・五・六・六	一・七・九・三	一・三・九・三・三	一・三・九・三・三	一・三・九・三・三	一・七・四・五・七	一・七・四・五・七	四・五・九・四・一	四・五・九・四・一
六・六・六・六	一・三・四・七・九	二・〇・九・三	三・五・七	五・四・四・五	一・一・二・〇・六	三・一・二・二	二・一・七・六	一・九・六・七	四・一・八・四	六・〇・九・八	二・一・二・五・二	二・〇・九・七	一・七・九・三	一・八・五・二	二・四・三・八	九・六・四・三	三・五・六・〇	一・三・七・四・七	五・八・三・五	九・三・五・九

榛	吉	下仁田	甘	中之条	吾	長野	草	みなかみ	玉	計(三四)
東榛東村	岡吉岡町	下仁田町	楽甘楽町	中之条町	妻東吾妻町	原長野原町	津草津町	みなかみ町	村玉村町	(一七)
五・三・二・五	五・三・二・五	三・三・二・二・七	五・〇・五・二・〇	三・三・九・五	五・五・一・〇・三・一	平九・六・三	昭八・八・七	四八・二・〇・三・一	四四・五・二・〇	五〇〇・三・八・六
二・七・九・四	二・〇・五・〇	一・八・八・七	五・八・五・七	四・九・九・八	一・五・三・六・五	一・三・三・九・三	四・九・七・四	七・八・〇・九・一	二・五・八・一	一九四・一・三・九
二・七・九・四	二・〇・五・〇	四・一・〇	二・九・五・八	七・三・〇	七・七・〇	八・〇・七・五	二・二・三・二	六・〇・五・九	二・五・八・一	

ニ マスタープラン

(一) 都市計画区域マスタープラン

平成十三年五月十八日施行の改正都市計画法により、県全体の広域的な都市の将来像を明示し、市町村毎の長期的な都市づくりの基本方針として、県が県内全ての都市計画区域の都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)を策定することが制度化(法施行後三年以内)され、その中で線引きするか否かを地域の実情に応じて県が判断することとなった。

また、マスタープランについては、県下三十四都市計画区

域について、平成二十一年八月までに策定済みである。

(二) 市町村マスタープラン

市町村マスタープランは、平成五年六月二十五日施行の都市計画法の改正により創設された制度で、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに定める、当該市町村の都市計画の基本方針であり、二十四年三月三十一日までに対象二十七市町村のうち、二十四市町村で定められた。

(三) 緑の基本計画

緑の基本計画は、平成六年十月二十日施行の都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した、緑の総合計画となるもので、市町村が策定主体となり、二十四年三月三十一日までに対象二十七市町村のうち、十四市町で定められた。

三 都市計画に関する調査等

(一) 都市計画基礎調査

都市の現状及び都市化の動向を把握して、良好な都市計画を策定するために、都市計画法では、おおむね五年ごとに都市計画に関する基礎調査を実施することとされている。

都市計画の策定とその実施を適切に遂行するために、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、都市施設等に関する現況及び将来の見通しについて調査を行い、市街化区域及び市街化調整区域、用途地域、都市計画施設等の計画策定や見通し等の基礎資料として利用された。

(二) その他

ア 広域都市計画区域再編及び市町村合併に際した都市計画区域の再編指針

本県では、道路網の整備・自動車の普及、非線引き都市計画区域における郊外化の進展により、都市圏が市町村行政区域を越えて広域化した。また、平成十四年から十八年にかけて市町村合併が進んだことにより、併せて都市計画区域についても再編を検討する必要が生じた。

このような中、市町村合併に際する都市計画区域や各種都市計画のあり方、見直しの方向性や、広域的な見地に立つた中長期的な都市計画区域の再編に係る方針の掲示を目的として、平成十八年十月に本指針を策定した。

本指針の検討を進めるにあたり、区域再編に関するアンケート、市町村との検討会議やヒアリング、学識経験者を入れた検討委員会等を実施した。

イ ぐんま“まちづくり”ビジョン策定調査

本県は人口減少傾向にあり、同時に高齢化が進展している。人口増加時代のまちづくりの考え方や方法を見直し、効率的な都市構造への転換を目指す必要があることから、平成二十二年より有識者会議、策定委員会、ワーキンググループ会議を開催し、本ビジョン策定を進めている。

市街化区域可住地人口密度、売場効率、製造品出荷額、人口増減傾向、生産年齢人口減少率、高齢化率、旧市街地人口増減、新市街地公共交通徒歩圏外人口増減、農村地域公共交通徒歩圏(外)人口増減等、現在・将来における群馬県のまちづくりの状況に関するデータを収集整理・分析し、更なる人口減少・超高齢社会がすすむなかで「県民のくらし」に生じる課題・問題点を明確にする。

そしてこれらを解決し、望ましい将来のまちづくりを実現するための取組方針を明確にし、各市町村がそれぞれの状況に応じて選択するべき取組内容を複数示していく予定である。

第二項 土地利用計画

一 市街化区域及び市街化調整区域

都市計画法の改正により、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(いわゆる「線引き」)の制度が生まれ、都市

地域の土地利用の明確化と、都市整備の積極的な促進が図られることになった。

本県においても、昭和四十六年三月に県内最初の線引きを前橋市外二市一町で実施した。逐年その実施を進め、平成三年六月までに前橋市外十七市町村で実施した。また、第六回の線引きの見直しを二十一年に実施した。

平成二十四年三月三十一日現在における線引き決定の状況は、次表のとおりである。

市街化区域及び市街化調整区域決定状況

(単位 総)

都市計画区域名		市街化区域面積	市街化調整区域面積	当初決定年月日	変更決定年月日
前橋市	高崎市	四九〇	八五五	昭四六・三・三三	平二二・八・二一
桐生市	伊勢崎市	三〇二	一〇七五	四八・二・三〇	二一・八・四
太田市	小計	四三七	一、一五二	四六・二・三五	一三・一・二一
館林市	板倉町	一、六八一	三、七八九	五・八・三三	二二・八・四

計	玉村	藤岡	小計	邑楽町	千代田町	明和町
	玉村町	藤岡市				
	一六〇・三	三三五	八〇四	二、九〇七	一、九〇七	一、八〇二
	六八・五七二	一一、二五六	四、五八一	一四、六三〇	一、九〇七	一、八〇二
		平 三、三二五	六、七七一			
		一一、八一一				

二 地域地区

平成四年の都市計画法の改正で十二用途地域となり、十四年三月三十一日までに、二十五都市計画区域、二十四市町村において三万三千五百八十九軒が指定されている。特別用途地区については、前橋市外六市一町において千九百九十七・一軒が、高度利用地区は、前橋市外二市で十五地区、十七・一軒が、防火・準防火地域は、前橋市外四市で六百五十四・五軒が、風致地区は、前橋市外六市一町で、十八か所、千四百七十三・三軒が、特別緑地保全地区は、高崎市外四市で九地区、三十二軒がそれぞれ指定されている。

第三項 都市施設計画

一 道路

道路は、都市計画区域に指定されている二十七市町村のうち、十二市十四町村において、八百四路線、延長千七百十・二四^{ロムル}キが都市計画決定されており、その内訳は次表のとおりである。

道路の計画決定総括表

平成二十四年三月三十一日現在(単位 キロメートル)

市町村名	路線数	延長
市町村名	路線数	延長
前橋市	一四五	三二九〇・四
高崎市	二二七	三二八〇・〇
桐生市	五二	八二七・九
伊勢崎市	二三四	二〇九八・四
太田市	九八	一四二七・九
大泉町	一八	三八九・六
沼田市	二二	三二七・四
館林市	二八	六二・三
板倉町	一一	三・四二
明和町	四	八・五〇
千代田町	六	七九・二
邑楽町	一四	三二四・四
渋川市	一五	四五二・〇
藤岡市	二二	五二四・八
富岡市	二二	一九四七・七
安中市	一六	三七〇・二
みどり市	一三	一三六・九
榛東村	一	一〇・二
吉岡町	九	二二〇・四
下仁田町	七	五二・〇
甘楽町	一〇	一四・六
中之条町	八	九八・九
東吾妻町	八	一六二・六
草津町	五	四六・四
みなかみ町	九	一四九・六
玉村町	一一	三四・三
計	八〇四	一七二〇・四

二 公園・緑地等

都市計画公園は、十二市十一町において、住区基幹公園や都市基幹公園等二千三百六十六・二箇所が、緑地や墓園については、六十か所、千四百十八・八箇所が都市計画決定されており、公園の規模ごとの内訳は次表のとおりである。

公園の計画決定総括表

平成二十四年三月三十一日現在(単位 総計)

公園	種類	箇所数	面積	緑地				墓園	計
				小計	広域公園	特殊公園	風致公園		
	近隣公園	一〇一	一七七・一〇						
	街区公園	五五五	一三九〇六						
	地区公園	一七	九四・五四						
	総合公園	二六	九六・二〇						
	運動公園	一〇	一〇四・三〇						
	風致公園	七	六八・七〇						
	特殊公園	三	四・〇〇						
	広域公園	一	六〇・三〇						
	小計	七〇〇	一、二六六・二〇						
	緑地	五六	一、二八六・九〇						
	墓園	四	一三三・九〇						
	計	七六〇	三、七八五・〇〇						

三 その他の都市施設

(一) 都市高速鉄道

都市高速鉄道については、桐生市のJR両毛線を始め、前橋市、伊勢崎市、太田市において計画決定されており、その内訳は次表のとおりである。

都市高速鉄道の計画決定総括表

平成二十四年三月三十一日現在(単位 キロメートル)

市町村名	称	鉄道名	計画延長	構造形式	決定年月日
前橋市	前橋駅付近	JR両毛線	九七・六	嵩上地上	昭五三・四二五
桐生市	桐生駅付近	JR両毛線	四五・五	嵩上地上	四九・二・二七
伊勢崎市	伊勢崎駅付近	JR両毛線	二・八	嵩上地上	平一〇・三・三
		東武伊勢崎線	三・二七	嵩上地上	一〇・三・三
太田市	太田駅付近	東武伊勢崎線	五・三	嵩上地上	六・一・五
		東武小泉線	三・〇六	嵩上地上	六・一・五
		東武桐生線	三・二二	嵩上地上	六・一・五

(二) 都市計画駐車場

自動車駐車場は、前橋市、高崎市、桐生市において八か所、三・三三三箇所が都市計画決定され、その駐車計画台数は、二千三百八台となっている。

自転車駐車場については、高崎市において六か所、〇・七

一鈴が都市計画決定され、その駐車台数は、五千二百七十九台となっている。

第四項 土地区画整理事業

一 事業概要

土地区画整理事業は、市街地の総合的な整備を目的とし、道路や公園などの公共施設と宅地の整備を一体的に行い、良好な市街地を計画的に実現する市街地開発事業として、最も広範に施行されている。

本県では平成二十三年度末時点において、施行中及び完成した土地区画整理事業は二百六十二地区九千七百十九軒に及んでいる。

過去の大震災の教訓から、道路や公園などの都市空間を一体的に整備することによる都市防災に果たす役割も大きく、安全で快適なまちづくりを進める上で、土地区画整理事業は欠かすことのできない重要な事業であると認識されるようになった。

また、広域幹線道路等主要な幹線道路の整備手法として、土地区画整理事業の果たす役割は大きい。群馬がはばたくための七つの交通軸構想における東毛軸の主軸をなす東毛広域幹線道路については、平成二十年度に伊勢崎市茂

呂第二土地区画整理事業(組合施行)によって千二百軒を、二十一年度に大泉町坂田古氷土地区画整理事業(組合施行)によって二百四十軒を、二十三年度に高崎市上中居土地区画整理事業(高崎市施行)によって六百軒を完成させた。

近年、地方都市の中心市街地は、大規模店舗の郊外立地による商業機能の低下、若年人口の郊外流出による高齢化の進展により、空き店舗や空き地が散在的に増加して、街の魅力や活力の低下が深刻な問題となっている。

そこで、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成するため、国の補助制度である都市再生区画整理事業を二市四地区が活用した。

また、平成十六年度には、国の交付金である「まちづくり交付金事業」が創設され基幹事業として土地区画整理事業を実施することが可能となり、四市十一地区がこれを活用した。

なお、都市再生区画整理事業とまちづくり交付金事業は平成二十二年度に社会資本整備総合交付金に統合された。

平成十五年二月から、七市(前橋・高崎・桐生・伊勢崎・太田・沼田・藤岡)の土地区画整理事業担当者と当課の職員により、「市街地整備あり方プロジェクトチーム」を編成

し、これからの市街地整備のあり方について検討した。その検討結果をふまえて十七年十二月に、「市街地整備方針ガイドライン」を作成した。同ガイドラインは特定の地域について、市町村または地域住民が、まちづくりの整備方針決定や変更をどのような内容とすべきか苦慮する場合に、都市計画決定や土地区画整理事業等の市街地整備事業の法定手続きを円滑に実施する前段として検討すべき内容や手順をまとめたものである。

また、同ガイドラインをもとに、特に土地区画整理事業の都市計画決定後未着手地区の整備についての考え方を「土地区画整理事業未着手地区の整備方針(案)」としてまとめた。

これらのガイドライン等に基づき、平成二十一年六月に桐生市が鷹ノ巣地区について、県内初の土地区画整理事業の施行区域の一部廃止を行った。

二 助成制度

都市計画区域内における公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業について、「群馬県組合土地区画整理事業補助」、「群馬県組合土地区画整理事業交付金」の助成を行った。

三 負担金

土地区画整理事業で対象となる県道・広域幹線道路の築造に要すべき費用に充てるため、施行者に群馬県土地区画整理事業県道・広域幹線道路負担金を交付した。

第五項 総合的なまちづくりの取組

一 まちうち再生総合支援事業

平成十年度に創設したまちうち再生総合支援事業は、疲弊・空洞化している市町村中心部の再生・活性化に向け、地域住民と市町村の一体的な取り組みに対し、総合的に支援する事業であり、この制度を活用して、十四年度から二十三年度までの十年間で二十四市町村がまちづくりに取り組んだ。

この事業は、まちづくりに向けた住民意識喚起のための諸活動を支援する「住民意識喚起事業」、専門家の派遣と調査・助言、計画策定のための調査費の一部を補助する「プロデュース支援事業」、地域の誇りとなる施設整備を支援する「テーマづくり事業(平成十八年度終了)」からなっており、十四年度から、二十三年度までに延べ百五十五市町村二百八十団体への支援を行った。同事業は二十三年度をもって終了となった。

二 まちづくりネットワーク

広く県民に対してまちづくりの様々な課題について啓蒙・啓発を行うことを目的として市町村と協働し、まちづくり講演会を開催した。平成十四年度は渋川市、十五年度～二十三年度は前橋市で開催した。

また、まちうち再生総合支援事業を活用してまちづくりを推進している市町村、団体の情報交換を目的としてまちづくり発表会・交流会を開催していたが、平成二十三年度に終了した。

併せて、まちうち再生総合支援事業の周知とともに、市町村まちづくり事例投稿、意見発表等、情報交換の場として活用することを目的とし、まちづくりを考える情報誌である「おっ！まっちい」の十一号～七十号を隔月で発行した。

まちづくりは市町村と地域住民とが協働して取り組むことが重要であることから、市町村職員と住民を対象として、ワークショップの基礎知識や技法を学び、地域のリーダーを育成するための「魅力あるまちづくりパートナーネットワーク講座」を平成十五年度から開始した。十六年度から入門編、発展編、応用編(各二日)の三部構成とし、また全編の受講者全員を群馬県知事が「群馬県まちづくりファシリテーター」に認定することとなった。十六年度から二十三

年度までに同講座を受講し、認定した九十七名を県内まちづくりの担い手として人材登録している。

三 まちづくり交付金事業

平成十六年度に、市町村のまちづくりを支援する国の「まちづくり交付金」が創設された。この交付金はまちづくりに必要な各種事業として、道路、公園等の基盤施設整備、区画整理・再開発等の面整備事業、地域の個性を引き出す各種施設整備、公営住宅等の住宅供給やまちづくり活動支援等、ハード事業からソフト事業まで多彩な事業に活用することができ、地域の状況に応じたまちづくりが可能である。

なお、同交付金は平成二十二年度に社会資本整備総合交付金に統合され、事業名が「都市再生整備計画事業」となった。

平成十六年度から二十三年度までに二十三市町村五十地区がこの制度を活用してまちづくりに取り組んだ。

四 景観行政の推進

本県では、平成五年十月、県民の景観形成への意識の高まりを受け、ふるさと群馬のかけがえのない景観を保全し、創り上げていくことを目的とした群馬県景観条例を制定し、

これに群馬県屋外広告物条例を加えた二つの条例を基軸として景観行政への取り組みを行っている。二十一年四月に景観条例の主管課が自然環境課から都市計画課へ移管され、景観行政の主管課が一本化された。

一本化に伴い、従来の景観審議会と屋外広告物審議会を平成二十一年四月に統合し、二十二年三月に、新制度における景観審議会の委員を選任した。新しい景観審議会においては、景観条例及び屋外広告物条例の規定による審議事項並びに景観形成及び屋外広告物に関する重要事項について調査審議し、必要により知事に建議することをその役割とし、景観行政を一体的に推進できる体制を整えた。また、審議会委員も景観やデザイン、色彩の専門家だけでなく、商工部門や法律部門からの専門家を加えるとともに、公募によつても審議会委員を二名選任するなどし、広く景観について議論できる場とした。

景観行政は、平成十六年に新たに施行された景観法に基づいて市町村が推進の中心的役割を担い、地域の特性を活かしてきめの細かい景観施策を行うことになっている。このため、本県においても各市町村独自の景観計画策定や景観条例施行を、「市町村景観形成基本計画等策定費補助制度」等を通じて支援している。この結果、十七年五月の伊勢崎市を皮切りに、二十三年度までに十二の市町村が景観行政団

体への移行を完了した。また、景観法に基づく景観計画については十一の市町村が二十三年度までに策定し、同じく景観法に基づく景観条例については十の市町村が二十三年度までに施行している。

五 屋外広告物指導

屋外広告物は広報・宣伝媒体の一つとして重要なものであるが、一方で周囲の景観に影響を与えるだけでなく、その管理が適正でないと通行人等に危害を及ぼすおそれもある。そこで群馬県では、昭和二十四年に屋外広告物条例を制定し、社会情勢の変化や県民等のニーズに対応する形で条例等の改正を重ねている。本県の屋外広告物条例の改正の中では、平成十六年、十七年及び十九年の改正が大きなものとなった。

平成十六年の改正においては、景観地区を禁止地区に、またカーブミラーや景観重要建造物などを禁止物件に追加するとともに、許可地域や簡易除去の対象を拡大するなどの改正を行った。

また、平成十七年の改正においては、屋外広告業登録制度を導入するとともに、準景観地区を禁止地域に追加し、さらに表示・設置の停止命令を措置命令に追加するなどの改正を行った。

さらに、平成十九年の改正においては、禁止地域や許可地域といった地域区分を見直すとともに、自家広告物の定義・総表示面積の規制、電柱広告や政治団体の簡易広告物等に対する適用除外、広告主の責務規定や勧告制度の導入などを盛り込んだ。

一方、地方分権の流れを受けて、本県においても県内各市町村独自の屋外広告物条例施行を支援しており、平成二十三年度までに五つの市村が施行している。

市町村名	景観行政 団体移行	景観計 画策定	景観条 例施行	屋外広告物 条例施行
伊勢崎市	H17・5	H19・3	H20・4	H20・4
富岡市	H17・12	H20・12	H21・10	
高崎市	H18・1	H21・4	H21・6	H23・4
太田市	H19・9	H22・4	H23・1	H23・1
板倉町	H20・8	H22・6	H22・10	
前橋市	H21・4	H21・10	H22・7	H21・4
中之条町	H21・8	H22・11	H23・1	
草津町	H21・12			
高山村	H22・3	H23・3	H23・4	
甘楽町	H22・9	H23・1		

川場村	H22・10	H22・10	H22・10	H23・4
下仁田町	H23・4	H23・9	H24・1	

第六項 都市計画審議会

群馬県都市計画審議会は、都市計画法第七十七条の規定により設置されたもので、同法により権限を与えられた事項や知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するなど、都市計画事業の推進上、重要な役割を果たしてきたところである。

「附属機関の設置及び運営指針」(平成二十一年五月一日施行)により、附属機関の委員数は「おおむね十五人以内とする」となり、これに伴い、それまで二十二名いた都市計画審議会の委員を順次減じ、二十二年六月に十五人へと変更した。

第七項 街路事業

街路事業は、これまで物流環境の向上を目的とした道路網整備など、人口・産業などの集中に対応した都市の整備を行ってきた。

昭和六十年代から平成にかけての地価の異常な高騰によ

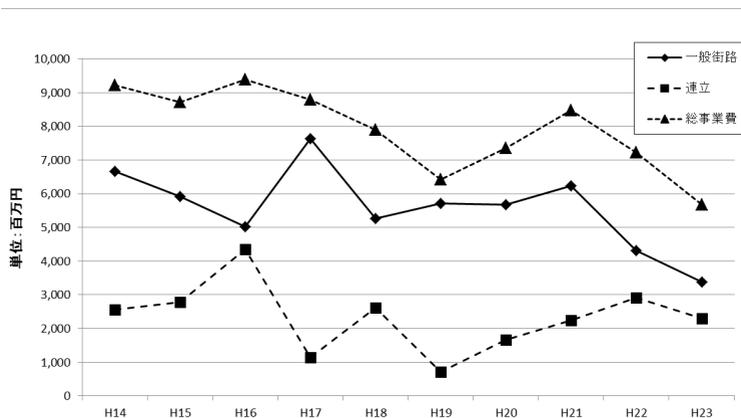
る種々の影響を受けた時期を経て、高齢化や少子化の急速な進展、県民ニーズの多様化、高度化や経済の空洞化と低成長の持続など、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化してきている。また、平成七年の阪神・淡路大震災をはじめ、本県でも大きな被害を被った二十三年の東北地方太平洋沖地震などの地震や集中豪雨等の災害に強い安全な街づくりが求められたり、高齢社会を迎える中で、十二年五月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が公布され、高齢者・身体障害者等を含む、誰もが安全に安心して活動し、社会参加できるバリアフリーな社会を形成することが一層重要となつている。

街路整備においては、「まちのまとまり」を意識し、都市間移動も都市内移動も高い利便性を確保するとともに、安全・安心な都市の防災機能強化を目指し、高速交通網へのアクセス性や交通結節機能の強化を図り、併せて、電線地中化事業の推進や、自歩道空間の整備、市街地の交通円滑化のための連続立体交差事業の推進を図っている。

一方では、県内の中心都市における人口の減少や、中心市街地の空洞化など、都市構造についても大きな変化が生じ、今後中心市街地の活性化をはじめ、にぎわいのある街づくり等を支援する事業が必要となつている。

平成十四年度以降、街路事業費の推移は次の図に示すように、概ね八十億円程度で推移しており、主な県事業としては、坂東大橋石山線（八坂工区）、西富岡内匠線（第二、第三工区）、東毛広域幹線道路（太田工区）の整備が完了している。

街路事業の推移



〔街路事業概要〕

道路改築 (橋梁整備)

街路名	箇所	延長(m)	幅員(m)	完成年度
表町石倉線	前橋市	六二〇	一六	平一四
坂東大橋石山線	伊勢崎市	一、四二〇	二二	平一四
(いせさき大橋)		(二七五)	(二〇)	(平一四)
南部幹線	伊勢崎市	八四八	二五	平一四
(茂呂大橋)		(一三八)	(二三)	(平一四)
西富岡内匠線	富岡市	八六八	一七	平一五
(桐渕橋)		(二〇三)	(一五)	(平一五)
中村上郷線	渋川市	一、二四〇	二八	平一七
東毛幹線	太田市	一、七八五	三〇	平一八
東毛幹線	大泉町	一、三五〇	三〇	平二〇
本町通り線	館林市	三三四	二〇	平二三

立体交差

交差名	箇所	延長(m)	軌道	完成年度
伊勢崎限度額立 体交差事業	伊勢崎市	一、四六五	単線	平一四

第八項 連続立体交差

道路と鉄道は、都市を支える交通基盤として大きな役割を担っている。しかし、交通量の著しい増加に伴い、まさに数多く存在する踏切は、渋滞や事故の発生原因となっているほか、鉄道線が市街地を分断することによって、線路両側の一体的な市街地形成が阻害されている場合が数多く見られる。

連続立体交差事業は、①踏切に起因する交通渋滞や事故の解消 ②鉄道と交差する道路の整備促進 ③鉄道によつて分断されていた市街地の一体化 ④周辺地域の土地の高度利用と高架下の有効利用 ⑤鉄道施設の改良による利便性の向上など、都市にとつて広範かつ多様な効果があり、中心市街地の活性化を図るといふ視点からも大きな期待が寄せられている。

特に、多数の踏切の除去あるいは新設道路の立体交差を一挙に実施する効果は多方面に及び、莫大なものがある。

本県においては、太田駅付近連続立体交差事業（東武鉄道伊勢崎線・小泉線・桐生線）が平成三年度に、伊勢崎駅付近連続立体交差事業（JR両毛線・東武鉄道伊勢崎線）が九年度に、それぞれ国庫補助採択され、完成に向け事業を推進した。

〔太田駅付近連続立体交差事業〕

太田駅は、浅草と伊勢崎市を結ぶ東武鉄道伊勢崎線や小泉線、桐生線の結節点となっており、これらの鉄道は伊勢崎線が明治四十年に開通して以来、輸送の要として地域の発展に多大なる役割を果たしてきた。しかし、一方でこの鉄道が駅周辺の市街地を「たすき状」に走っているため、踏切による交通渋滞が甚だしく、踏切事故の危険性も高くなっていた。また、市街地が鉄道で分断されることより、都市としての一体的な効率ある発展が阻害されていた。

本県では、このような状況を抜本的に解消するため、太田駅付近の鉄道を連続立体交差事業により高架化し、太田市で行う太田駅周辺土地区画整理事業等と合わせて、快適な都市づくりを推進してきた。

平成十一年十一月に小泉線千五百メートルの高架が完成し、十六年十一月には、伊勢崎線二千九百三十メートル、桐生線千九百三十五メートルの高架が完成した。

そして、平成十九年三月に伊勢崎線、桐生線の駅舎も完成し、整備が完了している。

太田駅付近連続立体交差事業概要

都市計画決定	平成六年一月二五日
都市計画事業認可	平成八年六月一七日

施行協定締結 全体事業費 都市側負担 鉄道側負担	平成八年八月二一日 二八、八八〇百万円 二七、〇八二百万円 一、七九八百万円
事業箇所 事業延長 伊勢崎線 桐生線 小泉線	太田市東長岡町～西本町地内 六、三六五m 二、九三〇m 一、九三五m 一、五〇〇m
踏切除去数	十七箇所
交差道路数	三二箇所
事業期間	平成八年度～一八年度

〔伊勢崎駅付近連続立体交差事業〕

伊勢崎駅は、栃木県小山市と前橋市を結ぶJR両毛線と東武鉄道伊勢崎線が結節する鉄道交通の要衝である。しかし、この二つの鉄道は市の中心部で「Y字状」に走っているため、一体的な都市整備を阻害する要因となっていると共に、踏切での交通渋滞も甚だしい状況となっている。

この問題を解決し、住みよく快適で、社会状況の変化にも備えた理想的な街づくりを目指し、鉄道を高架する連続立体交差事業を推進すると共に、伊勢崎市では、伊勢崎駅

周辺において「土地区画整理事業」と「再開発事業」を本事業と一体的に進めている。

JR両毛線については、平成十七年度に二千五百以上の高架工事に着手し、JR伊勢崎駅の新駅舎とともに二十二年五月に完成した。

また、東武伊勢崎線については、平成二十一年度から二千二百以上の高架工事に着手している。

伊勢崎駅付近連続立体交差事業概要

都市計画決定	平成十年三月三日
都市計画事業認可	
JR両毛線	平成十二年十二月二八日
東武伊勢崎線	平成十四年 八月二一日
施行協定締結	
JR両毛線	平成十六年三月三一日
東武伊勢崎線	平成二〇年十月二八日
全体事業費	二八、七九六百万円
都市側負担	二七、三五六百万円
鉄道側負担	一、四四〇百万円
事業箇所	伊勢崎市
事業延長	今泉町一丁目～安堀町地内 四、七〇〇m

JR両毛線 東武伊勢崎線	二、五〇〇m 二、二〇〇m
踏切除去数	二十箇所
交差道路数	二七箇所
事業期間	平成十二年度～二十七年

第九項 都市公園事業

公園緑地は、日々の生活のなかで憩いの場、休息の場、レクリエーションの場として利用されているほか、災害時の避難場所、大気汚染、騒音公害等の緩衝地帯として効果を持つなど、快適な都市環境を形成するうえで貴重な役割を果たしている。

平成二十四年三月末現在で、都市公園として開設されている公園は、県内で千四百二か所、二千四百十六haである。

これを都市計画区域内の人口一人当たりの面積に換算すると十三・二平方メートルであるが、榛名公園および妙義公園等都市部を離れた公園を除けば十・九平方メートルとなる。

都市部に緑を増やし、ゆとりと潤いのある都市環境を創出するため、都市公園事業を積極的に推進した。

都市公園概要

公園名	所在	公園都市計画決定		
		種別	年月日	設置面積
敷島公園	前橋市	運動	昭五四・三・二三	三六・六
群馬の森	高崎市	総合	五一・一〇・一四	二六・二
つづじが岡公園	館林市	総合	五五・八・二九	九七・二
金山総合公園	太田市	総合	五八・一・二八	五一・九
観音山ファミリーパーク	高崎市	広域	平三・二・一八	六〇・三
多々良沼公園	館林市 邑楽町	総合	一一・三・三〇	一五四

一 県立敷島公園

この公園は、大正十一年三月前橋市の郊外公園として設置され、昭和二十五年八月県議会において県立公園の設置が議決され、運動公園として整備に着手した。昭和五十八年第三十八回国民体育大会(あかぎ国体)時に、陸上競技場、野球場、水泳場等が主会場として利用された。

その後、昭和六十三年度にサッカー・ラグビー場のメイン

スタンド改修、平成二年度に水泳場にウォータースライダーを設置した。

平成六年六月十日には水泳場飛び込みプールが、九年一月二十六日には、屋内水泳場が完成し、十二年度には陸上競技場のナイター照明設備を整備した。

現在、県民スポーツ祭等の様々なスポーツ大会やイベントが催され、県民のスポーツ・レクリエーションのメッカとして親しまれている。

県内プロサッカーチームであるザスパ草津(当時)が平成十七年にJリーグに昇格し、陸上競技場をホームスタジアムとして利用することになった。

ため、Jリーグ公式戦の開催に対応すべく、芝生の張替え、バックスタンドの建設及び夜間照明施設の改修を行った。

陸上競技場では平成二十年六月からネーミングライツ制度を導入し、「正田醤油スタジアム群馬」の呼称が使用されることになった。また、野



野球場

球場では二十一年四月からネーミングライツ制度を導入し「上毛新聞敷島球場」の呼称が使用されることになった。

野球場においては、プロ野球公式戦の開催に対応するため、外野の拡張及び夜間照明の照度を向上させるなどの大規模改修が平成二十二年六月に完成した。

二 県立群馬の森

県が明治百年記念事業の重点施策として設置した群馬の森公園は、平地部の貴重な樹林地の保全、育成、活用をすすめ、文化的レクリエーション活動の拠点として、昭和五十一年十月に都市計画の変更が行われ整備が進められた。

公園内には、既存の樹林地を中心に、芝生広場、あそびの広場、わんぱくの丘、かたらいの丘、花木園、ふるさとの道、修景池等が設けられ、また、群馬県の芸術、文化の殿堂として近代美術館と歴史博物館が設けられた。

野鳥の多い公園としても知られており、サギ類、コジュケイ等が園内に生息している。

また、平成五年度には修景池が整備され、さらに、園内を流れる粕川、隣接する井野川の親水護岸整備が八年に完成し、憩いとやすらぎの空間が新たに創出された。

三 県立つつじが岡公園

本公園は、古来から城沼一体にヤマツツジが密生していた。つつじが岡公園の発祥は慶長十年（一六〇五年）館林城主榊原康政の時代といわれる。明治時代、郡有公園として再整備を図り、大正十三年四月一日には県有公園となった。また、昭和九年には、国の名勝に指定された。

公園内には、ヤマツツジ、キリシマツツジ、リヌウキユウツツジなど十種三変種十九品種の大小約一万株のツツジが生育し、代表的なヤマツツジには、樹齢約八百年、高さ五メートルに及ぶ巨木もあり、四月中旬から五月中旬にかけ一斉に咲き誇る。昭和五十五年八月に都市計画決定を行い、都市公園として整備することとなった。

整備の基本方針として、水と花をテーマとした施設とし、城沼の自然的景観を十分考慮しつつ公園利用の多季節化を図ることに重点を置いた。

昭和五十二年度から平成十二年度にかけて、事業が行われ、主な施設として、大徒渉池、噴水池、カスケード、催物広場、大芝生広場、熱帯植物温室、水産学習館等が設けられた。

水産学習館への来場者減少を受け、平成二十一年の「公共施設のあり方検討委員会」において「水産学習館の廃止」その他の施設についても、「熱帯温室のあり方も含め、つつじが岡公園のランドデザインを策定すること」「花山部分、

花山を除く部分、水産学習館と所管部が3分化され管理されている現状を見直し、一体的・総合的に管理できるように管理主体の一本化」との答申がなされた。

これを受け、平成二十二年二月に水産学習館が廃止、次いで二十二年六月には「熱帯温室」が廃止された。

また、平成二十二年度に「つつじが岡公園リニューアル計画」を策定し、二十三年度から改修を実施している。

四 県立金山総合公園

国際児童年を記念して、子供達が、太陽と緑のもとで創意工夫しながら健康的な遊びを通して、「豊かな心」、「健康な体」、「考える力」を育てることを目的として、太田市金山の西北麓に金山総合公園（ぐんまこども国）を建設することが決定され、昭和五十八年一月都市計画決定の変更が行われ、整備の進捗により段階的に開園した。

第一期部分 五・七鈴 平成三年五月二日開園

主な施設 エントランス広場、プロムナード、サイクル広

場、わんぱく広場、かくれんぼの丘、幼児広場、児童会館等

第二期部分 八・〇鈴 平成五年四月二十日開園

主な施設 イベント広場、ダイナミック広場、パノラマチ

エア、サマーボブスレー、冒険の砦等

第三期部分 五・七鈔II平成八年五月二日開園

主な施設 湿性植物園、野鳥の森、ホテルの里、トンボの里、ふれあい工房(木工・陶芸体験学習)等が開設されている

五 県立観音山ファミリアパーク

県内初の大規模公園(広域公園)である観音山ファミリアパークは、「豊かな自然の息づく、夢とやすらぎのある森の公園」を整備テーマとして、「地域の自然環境を活かした公園」、「自然とのふれあいを通じ、人々の情操を育める公園」、「県内のレクリエーション機能の向上を目指す公園」として、平成三年十一月に都市計画決定が行われた。

第一期部分(二十七・八鈔)が平成十五年五月に開園し、第二期部分(三十二・七鈔)が十八年九月に開園したことで、全体計画面積(六十・三鈔)が開園となった。

主な施設は、森の芝生広場、バーベキュー広場、森のレク・スポエリア、水と花の広場、クラフト工房である。

六 県立多々良沼公園

多々良沼公園は、多々良沼とその周辺地域の多様な生物の成育生息環境を確保するとともに、自然とのふれあいの

場や環境保全活動、環境学習の拠点とするために、「自然と人間との共生」をテーマに「環境保全型の都市公園」の創出を目的として、平成十一年三月に都市計画の変更が行われ、地域の方々と協議を行い、整備を進めており、二十年十月に「自然観察エリア(三・三鈔)」を開園し、二十三年三月に「いこいと花のエリア(一・五鈔)」を開園したところである。

主な施設は、ボランティアセンター、自然観察池、児童用遊具などである。

七 群馬県公園緑地協会

群馬県公園緑地協会は県内の緑化推進事業の推進、県立公園の管理運営等を目的に、財団法人として平成元年六月に設立された。主な業務内容として県立公園の管理運営、公益事業や収益事業が挙げられる。

県立公園の管理運営に関しては平成十七年度まで敷島公園、群馬の森、つつじが岡公園、金山総合公園の四公園の管理運営を群馬県より受託していた。その後、十八年度から県立都市公園の管理運営に指定管理者制度が導入されたことに伴い、十八年度から二十三年度は敷島公園とつつじが岡公園の指定管理者として二公園の管理運営を行った。

また、公益事業としては都市緑化事業の普及啓発や美し

い郷土づくりに関する事業、公園の有効利用のための各種イベントの開催等に取組み、収益事業としては公園利用者の利便を図るために売店や自動販売機などの便利施設の設置及び管理を行った。

第十項 花と緑のぐんまづくり推進

平成二十一年に開催された「全国都市緑化ぐんまフェア」の基本理念（県民総参加、一過性にしない、群馬の再発見、再発掘、再認識）を将来に継承するため、二十一年四月に「花と緑のぐんまづくり推進プラン」を策定した。

基本理念として「花と緑あふれる県民参加の県土づくり」を掲げ、3つの展開方針（花と緑を活かした新しい県民参画型事業の展開、多様な主体の参画する推進体制の構築、多様な意見を取り入れつつ事業をブラッシュアップ）にて進めている。

組織としては、①花と緑のぐんまづくり推進協議会（都市計画課内に事務局を設置）、②花と緑のぐんまづくり地域推進協議会（十二土木事務所内に事務局を設置）を設置し、事業を推進している。

事業としては、①花と緑のクリーン大作戦②花のある道

デル事業③花のゆりかごプロジェクト④花と緑のぐんまづくりふるさとキラキラフェスティバル⑤ぐんま美緑花（みりよくか）PR作戦を花と緑の推進事業として平成二十一年度から実施している。

中でも、花と緑のぐんまづくりふるさとキラキラフェスティバルは、県内各市等で持ち回りで実施している。

二十一年度	高崎市	来場者数	三十万人
二十二年度	館林市	来場者数	十三万人
二十三年度	渋川市	来場者数	二十万人

第十二章 下水環境課

第一節 組織等の変遷

第二項 下水環境課

一 下水環境課

平成十六年四月に汚水処理行政一元化のため、環境生活部から浄化槽対策業務、農政部から農業集落排水対策業務を移管し、下水道課から下水環境課へ組織変更し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

下水環境課長 調整主監 次長（二名）	下水道管理係 （四名）	流域下水道維持管理 及び公共下水道の水 質管理、流域下水道 事業の工事事務
--------------------------	----------------	--

計画係 （四名）	流域下水道係 （四名）	農業排・浄化 槽係 （二名）
汚水処理計画、流域 別下水道整備総合計 画の策定、公共下水道 事業	流域下水道の建設事 業、関連公共下水道 との調整	農業集落排水事業、 合併処理浄化槽補助 金

職 名	在 職 期 間	氏 名
下水環境課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	沢田 賢
"	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	藤井 洋幸
"	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	海老沼保治

部 参 事 兼 下 水 環 境 課 長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	茂 木 恭 成
下 水 環 境 課 長	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	茂 木 恭 成
下 水 環 境 課 長	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	白 石 勤
調 整 主 監	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	澁 川 理 希 雄
至	自平成二三・四・一 至平成二三・四・一	前 橋 康 裕
至	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	小 池 一 久
至	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	諸 田 正 喜

二 下水道課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下五係（管理係、工事事務係、計画係、流域下水道係、公共下水道係）であったが、十六年四月に汚水処理行政一元化のため下水環境課に組織変更した。

歴代の課長は、次のとおりである。

職 名	在 職 期 間	氏 名
下 水 道 課 長	自平成二三・四・一 至平成二五・三・三一	岩 倉 津 一
至	自平成二五・四・一 至平成二六・三・三一	沢 田 賢

第二項 地域機関

一 下水道総合事務所

（財）群馬県下水道公社の解散に伴い、平成二十年四月に流域下水道事務所を再編し、下水道総合事務所を設置（総務係・管理係・施設係・幹線係・水質係及び三水質浄化センター（奥利根・桐生・西邑楽）し、現在に至っている。歴代の所長は、次のとおりである。

職 名	在 職 期 間	氏 名
下 水 道 総 合 事 務 所 長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	山 田 修
至	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	長 島 秀 憲

〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	松本 稔
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	栗原 民治
〃	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	青木 秀人
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	柰師 康雄
下水道総合事務所副所長 (技)	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	長島 秀憲
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・二・二六	長井 澄夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	三田 浩
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	小坂橋信夫

二 県央流域下水道事務所

平成十四年四月現在の組織は、所長以下二課(総務・工務管理)であったが、十八年三月三十一日をもって東毛流域下水道事務所と統合し、流域下水道事務所へ再編した。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
県央流域下水道事務所所長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	奥木 朝身
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	高志 領一
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	坂井 賢一

三 東毛流域下水道事務所

平成十四年四月現在の組織は、所長以下四課(総務・施設・幹線第一・幹線第二)であったが、十八年三月三十一日をもって県央流域下水道事務所と統合し、流域下水道事務所へ再編した。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
東毛流域下水道事務所所長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	沢田 賢

”	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	久保田敦美
”	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	山田修

四 流域下水道事務所

平成十八年四月に県央・東毛流域下水道事務所を統合し、流域下水道事務所へ再編した。
歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
流域下水道事務所長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	山田修

第二節 主要な施策、事業等の推移

第二項 下水道整備計画

一 流域別下水道整備総合計画

昭和五十年度に策定した利根川流域別下水道整備総合

計画（以下「流総計画」という。）は、社会情勢の変化や水質環境基準の変更等に伴い何度か見直しを行っている。直近では平成二十二年一月の利根川流域別下水道整備総合計画に関する基本方針の改定を受けて、将来人口の減少や集合処理区域の見直しを踏まえた改定を行い、二十四年三月に国の同意を得ている。この改定により、流域下水道六処理区、単独公共下水道三十二処理区の組合せにより、本県から排出されるBOD汚濁負荷量の削減目標が定められた。目標は平成三十八年度までに県内の全ての水質環境基準点において水質環境基準値を達成するとともに、利根川本川流出BOD許容汚濁負荷量を日当たり十二・一tまで低減するよう各々の処理区の放流水質を定めた。この結果、流域下水道では「県央処理区」、「西邑楽処理区」、「桐生処理区」、「新田処理区」、「佐波処理区」の五処理区で、また、単独公共下水道では「長野原処理区」でBOD削減を対象とした高度処理を導入することとした。

二 群馬県汚水処理計画

平成八年度に五部局十課室長で策定委員会を設置し、市町村との個別協議及び各事業間の調整を経て当初計画を策定した。その後、社会情勢の変化や市町村の意向等を踏まえ十六年度に第一回見直し、二十年度に第二回見直

しを行った。

第二項 流域下水道事業

流域計画に基づき、流域下水道の整備を行うため、昭和五十二年より下水道法の事業認可を得て、初めて利根川上流流域下水道奥利根処理区（以下「奥利根処理区」という。）に着手し、その後、同県央処理区（以下「県央処理区」という。）、利根川左岸流域下水道西邑楽処理区（以下「西邑楽処理区」という。）、利根渡良瀬流域下水道桐生処理区（以下「桐生処理区」という。）、同新田処理区（以下「新田処理区」という。）、利根川佐波流域下水道佐波処理区（以下「佐波処理区」という。）の整備を進め、供用を開始した。

また、施設の維持管理業務については、平成十九年度まで（財）群馬県下水道公社に業務委託したが、流域下水道の維持管理のあり方を検討した結果、包括的民間委託を導入し、汚水処理経費の削減と維持管理水準の向上を図ることとした。

一 奥利根処理区

昭和五十二年十一月下水道法の事業認可を得て建設に着手し、同五十六年四月に供用を開始した。

水処理施設は、平成十六年までに全体計画である第三系列（処理能力計二一、三〇〇立方^メ／日）が完成した。幹線管渠は、昭和五十六年までに全一四・六^{キロ}メートルが完成した。

奥利根処理区計画概要

区分	全体計画	下水道事業認可
当初認可 変更認可		昭和五二・一一・一一 平成二三・一二・二四
目標年度	平成三八年度	平成二八・三三・三二
関係市町村	二市町※	二市町
処理面積	一、九二二 ^{ヘクタ}	一、二九三 ^{ヘクタ}
処理人口	四〇、七九六 ^人	三三、四八〇 ^人
処理水量	二一、二六三立方 ^メ	一七、〇三五立方 ^メ
管渠延長	一幹線 一四・六 ^{キロ}	一幹線 一四・六 ^{キロ}
ポンプ場	二か所 ^ト	二か所 ^ト
事業費	二〇五億円	一九六億円

※沼田市、みなかみ町

二 県央処理区

昭和五十三年十二月下水道法の事業認可を得て建設に着手し、同六十二年十月に供用を開始した。

水処理施設は、平成二十二年までに第五系列（処理能力計二四〇、〇〇〇立方メートル／日）が完成した。

幹線管渠は、平成二十四年三月末で一四〇・七キロメートルまでが完成した。

県央処理区計画概要

区分	全体計画	下水道事業認可
当初認可 変更認可		昭和五三・二二・一五 平成二四・三・六
目標年度	平成三八年年度	平成二八・三・三一
関係市町村	一〇市町村※	一〇市町村
処理面積	二一、四五四 ^{ヘクタール}	一五、八九五 ^{ヘクタール}
処理人口	五九八、〇〇三人	四八二、一二六人
処理水量	三三九、三四二立方 ^{メートル}	二七三、五八九立方 ^{メートル}
管渠延長	二〇 ^{キロメートル} 幹線 一四二・ ^{四キロメートル}	二〇 ^{キロメートル} 幹線 一四二・ ^{四キロメートル}
ポンプ場	四か所	四か所
事業費	一、七四九億円	一、四九三億円

※前橋市、高崎市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、甘楽町、玉村町

三 西邑楽処理区

平成三年八月下水道法の事業認可を得て建設に着手し、同十二年四月に供用を開始した。

水処理施設は、平成二十四年までに第二系列の一／二（処理能力計一九、二〇〇立方メートル／日）の施設が完成した。

幹線管渠は、平成二十四年三月末で一九・三キロメートルまでが完成した。

西邑楽処理区計画概要

区分	全体計画	下水道事業認可
当初認可 変更認可		平成 三・八・二三 平成二四・三・六
目標年度	平成三八年年度	平成二九・三・三一
関係市町村	四市町※	四市町
処理面積	三、二五六 ^{ヘクタール}	九〇〇 ^{ヘクタール}
処理人口	九一、〇一六人	三〇、三三八人
処理水量	五〇、八二六立方 ^{メートル}	一七、〇五〇立方 ^{メートル}
管渠延長	四 ^{キロメートル} 幹線 二四・九 ^{キロメートル}	四 ^{キロメートル} 幹線 一九・四 ^{キロメートル}

ポンプ場二か所	一か所
事業費 四七二億円	三〇八億円

※Ⅱ太田市、千代田町、大泉町、邑楽町

四 桐生処理区

昭和五十六年度から桐生市が単独で実施してきた桐生市単独公共下水道(広沢処理区)を大間々町、笠懸町及び新里村を含めた一市二町一村による流域下水道に移行することとなり、平成四年九月下水道法の事業認可を得て事業に着手、同七年四月一日に桐生市から施設の有償移管を受け、流域下水道として群馬県が運営している。

水処理施設は、平成二十二年までに第三系列(処理能力計三六、九〇〇立方^{メートル}/日)が完成した。

幹線管渠は、平成二十四年三月末で二五・九^{キロメートル}までが完成した。

桐生処理区計画概要

区分	全体計画	下水道事業認可
当初認可 変更認可	平成 四・ 九・二二 平成二・三・ 三・ 九	平成 四・ 九・二二 平成二・三・ 三・ 九
目標年度	平成三八年度	平成二八・ 三・三一

関係市町村	二市※	二市
処理面積	三、四〇三 ^{ヘクタール}	二、二五一 ^{ヘクタール}
処理人口	九三、五二九人	七二、二〇八人
処理水量	六一、五五八立方 ^{メートル}	四九、一四一立方 ^{メートル}
管渠延長	四幹線 二七・二 ^{キロメートル}	四幹線 二五・九 ^{キロメートル}
ポンプ場	二か所 ^{トイ}	二か所 ^{トイ}
事業費	三三七億円	二七二億円

※Ⅱ桐生市、みどり市

五 新田処理区

平成四年九月下水道法の事業認可を得て建設に着手し、同十八年七月に供用を開始した。

水処理施設は、平成二十年までに第一系列(処理能力計一一、七〇〇立方^{メートル}/日)が完成した。

幹線管渠は、平成二十四年三月末で二〇・七^{キロメートル}までが完成した。

新田処理区計画概要

区分	全体計画	下水道事業認可
当初認可	平成 四・ 九・二二	平成 四・ 九・二二

変更認可 目標年度	平成三十八年度	平成一九・一・三一 平成二五・三・三一
関係市町村	一市※	一市
処理面積	二、七八二 [㊦] ㊧	六二〇 [㊦] ㊧
処理人口	七五、二〇七人	二〇、三六〇人
処理水量	四二、五三三立方 [㊦] ㊧	一一、六九八立方 [㊦] ㊧
管渠延長	四幹線 二七・六 [㊦] ㊧	二幹線 二〇・七 [㊦] ㊧
事業費	三六三億 [㊦] ㊧	二五一億 [㊦] ㊧

※Ⅱ太田市

六 佐波処理区

平成十四年三月下水道法の事業認可を得て建設に着手し、同二十年九月に供用開始した。

水処理施設は、平成二十二年までに第一系列の一／二（処理能力計五、四五〇立方[㊦]㊧／日）が完成した。

幹線管渠は、平成二十四年三月末で一六・二[㊦]㊧までが完成した。

佐波処理区計画概要

区分	全体計画	下水道事業認可
----	------	---------

当初認可 変更認可 目標年度	平成三十八年度	平成一四・三・六 平成二四・三・六 平成二九・三・三一
関係市町村	二市※	二市
処理面積	三、三五九 [㊦] ㊧	四九九 [㊦] ㊧
処理人口	八二、八一〇人	一五、八七九人
処理水量	四七、六一二立方 [㊦] ㊧	八、一八七立方 [㊦] ㊧
管渠延長	三幹線 二四・三 [㊦] ㊧	三幹線 一一・七 [㊦] ㊧
事業費	四〇五億 [㊦] ㊧	一九〇億 [㊦] ㊧

※Ⅱ伊勢崎市、太田市

第三項（財）群馬県下水道公社

昭和六十二年六月一日に、流域下水道の維持管理、下水道に関する知識の普及・啓発を行うことにより、県民の生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的に設立された。業務内容は、流域下水道の維持管理業務の受託、下水道に関する知識の普及・啓発、下水道技術の調査・研究、下水道技術者の養成等を行った。

平成十九年度には、県職員三二名、プロパー職員三名で

事業を行ってきたが、県行政改革大綱による公社・事業団の見直しがされた際に、民間活力の導入と効率的な行政の推進のため、公社の自立は不可能と判断され、二十年三月三十一日をもって解散し、同年四月一日に清算法人に移行、同年四月十一日をもって清算完了した。

第四項 市町村の下水道事業

一 公共下水道事業

(一) 単独公共下水道事業

主として市街地の下水を排除し又は処理する下水道で、市町村が管理する終末処理場を有するもの。

(二) 流域関連公共下水道事業

主として市街地の下水を排除し、流域下水道に接続して処理を行う下水道。以上、公共下水道事業の概要は別表一のとおりである。

(三) 単独特定環境保全公共下水道事業(単独公共関連含む。)

自然公園や農村集落など市街地以外で行われる下水道で、市町村が管理する終末処理場を有するもの。

(四) 流域関連特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道のうち、流域下水道に接続し

て処理を行う下水道。以上、特定環境保全公共下水道事業の概要は別表一のとおりである。

(五) 特定公共下水道事業

公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用されるもの。具体的には、当該下水道の計画汚水水量のうち、事業者の事業活動に起因し、又は付随する計画汚水水量が、概ね二ノ三以上を占めるものとしている。以上、特定公共下水道事業の概要は別表一三のとおりである。

なお、昭和六十三年度より施行してきた「群馬県公共下水道事業費補助金」については、平成十二年度に「公共下水道事業費補助」が廃止されたものの、県費補助の重要性に鑑み、十三年度には復活し引き続き普及拡大の支援に努めている。

二 都市下水路事業

主として市街地の浸水被害を防止するために設置する下水道で、一定規模を有するもので、かつ、都市下水路として指定を受けたもの。都市下水路事業の概要は別表一四のとおりである。

第五項 農業集落排水・合併処理浄化槽

平成十六年度より汚水処理行政の一元化に伴い、補助

事業に関する業務については、下水環境課に移管となった。

一 農業集落排水事業

生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成のため、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水を適切に処理し、公共用水域の水質保全と農村生活環境の改善を図る目的で、管渠、汚水処理施設及び管理施設を整備するもので、市町村が事業主体となり実施した。

平成二十三年度までに百十四地区に着手し、全ての地区で、同二十四年三月末までに供用開始となった。

二 合併処理浄化槽

生活排水を処理する合併処理浄化槽については、下水道施設等の集合処理施設の整備が困難な住宅散在地の汚水処理対策に特に有効であることから、本県の汚水処理対策の柱として位置づけられるものである。県は、昭和六十二年から合併処理浄化槽設置整備事業、平成十五年年度から補助制度が変更となり浄化槽設置整備事業となり、合併処理浄化槽の普及促進を図るため国庫補助に併せて県費補助を行ってきたが、平成八年度からは、新たに市町村が自ら設置・管理を行う特定地域生活排水処理事業を開始し、同十五年度から補助制度が変更となり浄化槽市町村整備

推進事業として一層の普及に努めている。県費補助実績は、十四年度には合わせて六十一市町村、四千七基、二十三年度には合わせて三十四市町村、三千五百三十一基となっている。

浄化槽設置整備事業(旧合併処理浄化槽設置整備事業) 県費補助の推移

年度	事業実施市町村数	補助対象基数(基)	県補助金額(千円)
平成一四	五六	三、七八四	五一四、七一二
平成一七	三一	三、九八一	二〇九、六三〇
平成二〇	二九	三、〇九九	一三二、八二二
平成二三	二五	二、九〇九	二四五、〇〇八

浄化槽市町村設置整備推進事業(旧特定地域生活排水処理事業) 県費補助の推移

年度	事業実施市町村数	補助対象基数(基)	県補助金額(千円)
平成一四	八	二二三	一〇、八四六
平成一七	九	二二一	二四、八六一
平成二〇	一二	三九六	五一、七六五
平成二三	一五	六二二	一三六、二四六

(別表―1) 公共下水道事業の概要

(平成十三年四月以降、平成二十四年三月末現在)

都市名	都市計画決定年月日	認可年月	排水面積(総)	処理開始年月	摘要
前橋市	平成一六・四・九	平成二三・三	一、一五四・〇	昭和三八・二	前橋処理区
〃	一六・一一・一八	二三・一一	五、五八四・七	六二・一〇	利根川上流流域下水道(県央処理区)関連
高崎市	二二・一二・六	二四・三	二、一二三・〇	三二・六	高崎処理区
〃	二二・一二・六	二三・三	五、六二六・〇	六二・一〇	利根川上流流域下水道(県央処理区)関連
桐生市	一一・七・二三	二一・三	五四一・〇	四二・六	境野処理区
〃	一一・七・二三	二三・三	一、四三八・〇	六〇・四	利根・渡良瀬流域下水道(桐生処理区)関連
伊勢崎市	一一三・八・一	一一三・一一	二、〇一〇・〇	五二・一〇	伊勢崎処理区
〃	二〇・二・二三	二四・三	四六〇・七	平成二〇・九	利根川佐波流域下水道(佐波処理区)関連
太田市	二〇・二・一	二〇・三	三六一・〇	昭和四七・一二	中央第一処理区
〃	二〇・二・一	二〇・三	八五五・六	平成三・六	中央第二処理区
〃	二〇・二・一	二四・三	三四一・〇	一一・五	利根川左岸流域下水道(西邑楽処理区)関連
〃	二〇・二・一	一九・三	一、一二二・八	一八・七	利根・渡良瀬流域下水道(新田処理区)関連
〃	二〇・二・一	二四・三	三八・五		利根川佐波流域下水道(佐波処理区)関連

沼田市	四・六・二六	二三・三	七四六・〇	昭和五六・四	利根川上流流域下水道(奥利根処理区) 関連
館林市	一五・三・一四	二四・三	一、一四〇・〇	四九・二	館林処理区
渋川市	一六・三・二五	二三・三	七七八・〇	六二・一〇	利根川上流流域下水道(県央処理区) 関連
〃	七・三・三一	二三・三	二七・〇	四一・九	物聞沢処理区
〃	七・三・三一	二三・三	一二五・五	五一・七	湯沢処理区
藤岡市	昭和六一・四・一	二三・三	四九八・五	六二・一〇	利根川上流流域下水道(県央処理区) 関連
富岡市	平成二一・四・一	二三・三	三七五・〇	平成 五・八	利根川上流流域下水道(県央処理区) 関連
安中市	一二・一・一	二三・三	六二二・六	七・十二	利根川上流流域下水道(県央処理区) 関連
みどり市	一三・三・二五	二三・三	五四一・〇	一〇・三	利根・渡良瀬流域下水道(桐生処理区) 関連
榛東村	一三・三・一	二三・三	二四八・〇	一三・四	利根川上流流域下水道(県央処理区) 関連
吉岡町	一三・七・二二	二三・一〇	三〇五・〇	昭和六二・一〇	利根川上流流域下水道(県央処理区) 関連
中之条町	九・三・二八	二〇・九	三五五・〇	平成一五・五	中之条処理区
草津町	昭和五〇・二・二一	二一・三	二六二・〇	昭和五二・五	草津処理区
東吾妻町	平成二一・三・三〇	二一・二	一四七・〇	平成一六・三	吾妻処理区

みなかみ町	二二三・三・一	二二三・三	五一七・四	昭和五六・四	利根川上流域下水道(奥利根処理区)関連
玉村町	一七・四・一	二二三・八	三三二・〇	昭和六二・一〇	利根川上流域下水道(県央処理区)関連
板倉町	一二・三・二二	一二・九	二一八・〇	平成一〇・三	板倉処理区
明和町	二〇・二・二五	二〇・七	二八〇・〇	一六・四	明和処理区
千代田町	五・二・二二	二四・三	一一七・〇	一二・七	利根川左岸流域(西邑楽処理区)関連
大泉町	二・二・二・四	二四・三	二八〇・〇	一二・四	利根川左岸流域(西邑楽処理区)関連
邑楽町	二三・二・四	二四・三	一六二・〇	一二・七	利根川左岸流域(西邑楽処理区)関連

(別表一二) 特定環境保全公共下水道事業の概要 (平成十三年四月以降、平成二十四年三月末現在)

都 市 名	認可年月日	排水面積(ha)	処理開始年月	摘 要
前橋市	平成二三・一一・二八	四八・〇	平成 八・一〇	利根川上流域下水道(県央処理区)関連
〃	昭和五八・六・二四	四七・〇	昭和六三・六	赤城山大洞処理区
高崎市	平成二四・三・三〇	四三七・〇	五六・七	高崎処理区関連
〃	二三・三・一八	七六・〇	六三・三	利根川上流域下水道(県央処理区)関連
〃	二三・一一・一八	五八・〇	五六・四	榛名湖周辺処理区
桐生市	二三・三・三一	二七二・〇	平成一三・四	桐生処理区関連
太田市	二〇・三・三一	二七・五	四・五	中央第二処理区関連

沼田市	二三・三・三一	八三・〇	昭和六二・四	利根川上流流域下水道(奥利根処理区)関連
〃	二三・三・三一	二〇四・〇	平成一二・四	白沢処理区
〃	二三・三・三一	一三一・〇	一三・六	利根処理区
渋川市	二三・三・二二	一九五・〇	七・三	利根川上流流域下水道(県央処理区)関連
〃	二〇・三・一三	四七・〇	一八・二	子持処理区
〃	一五・六・一二	九五・〇	一一・一〇	小野上処理区
〃	三・七・二六	一〇・〇	六・四	水沢処理区
榛東村	二三・三・三一	六八・〇	八・四	利根川上流流域下水道(県央処理区)関連
吉岡町	二三・三・二二	一九八・〇	六二・一〇	利根川上流流域下水道(県央処理区)関連
中之条町	二一・三・一七	四七・〇	六一・三	四万処理区
〃	二一・三・一七	一一・〇	六三・三	沢渡処理区
長野原町	二〇・三・二六	二三七・〇	平成二〇・四	長野原処理区
孺恋村	一一・二・二一	二〇〇・〇	七・四	孺恋処理区
片品村	二〇・三・二四	八一・〇	一三・八	北部処理区
川場村	二〇・三・三一	一六〇・〇	九・一〇	川場処理区
みなかみ町	二三・三・三一	四六・八	二・六	利根川上流流域下水道(奥利根処理区)関連
〃	二三・三・二四	一四三・〇	昭和六三・五	猿ヶ京処理区
玉村町	二三・八・一九	四九九・〇	昭和六二・一〇	利根川上流流域下水道(県央処理区)関連

(別表―三) 特定公共下水道事業の概要 (平成十三年四月以降、平成二十四年三月末現在)

都 市 名	都市計画決定年月日	認可年月	排水面積(ha)	処理開始年月	摘 要
館 林 市	平成一五・三・一四	平成二四・三	六七・〇	昭和四四・九	近藤処理区

(別表―四) 都市下水路事業の概要 (平成十三年四月以降、平成二十四年三月末現在)

都 市 名	排水区名	都市計画決定年月日	都計法認可年月日	排水面積(ha)	摘 要
伊勢崎市	境中央	昭和五一・一〇・八	平成一六・三・二六	一〇四・五	編入 平成一六年公共下水道へ
〃	境南部	平成二〇・二・二二	二一・三・二四	一〇四・六	編入 平成一四年公共下水道へ
〃	赤堀	一一・二・二	一三・三・一六	一八七・〇	編入

第十三章 建築住宅課

第一節 組織等の変遷

第一項 建築住宅課

一 建築住宅課

平成十六年四月、県営住宅の中心が建設から維持修繕に移る状況を勘案し、建築課、住宅課を廃止して、建築住宅課を新設した。

組織は、工事事務グループを新設、建築課から指導グループ、開発グループ、営繕グループを改称して施設整備グループ、設備グループを、住宅課から住宅政策グループ、県営住宅グループをそれぞれ移管した。

平成十九年四月、県営住宅の滞納対策を強化するため、県営住宅グループを住宅管理・滞納対策グループに改称した。

平成二十年四月、七グループを廃止して係制を導入し、企画指導係、審査指導係、開発係、施設整備係、設備係、

住宅政策係、住宅管理係、滞納対策係の八係体制とし、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

建築住宅課長		企画指導係 (五名)	予算、決算、工事 事務、建築士法、 耐震改修促進計画
住宅主監		審査指導係 (五名)	建築基準法、建築 防災対策、省エネ 法、バリアフリー 法、長期優良住宅 認定指導
次長(二名)		開発係 (四名)	開発許可、宅造 法、被災宅地危険 度判定
		施設整備係 (五名)	県有施設建築工事 監理

	設備係 (七名)	県有施設設備工事 監理
	住宅政策係 (四名)	住宅政策の企画立 案
	住宅管理係 (四名)	県営住宅の維持管 理
	滞納対策係 (四名)	県営住宅家賃の滞 納整理及び法的措 置

職名	在職期間	氏名
建築住宅課長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	半田 聰
県土整備局参事兼 建築住宅課長	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	半田 聰
建築住宅課長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	横山 節夫
建築住宅課長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	横山 節夫
県土整備部参事兼 建築住宅課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	山崎 伸一
建築住宅課長	自平成二三・三・三一 至平成二四・三・三一	山崎 伸一

県土整備部参事兼 建築住宅課長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	山崎 伸一
住宅担当主監	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	堀井 禎二
住宅主監	自平成二〇・四・一 至平成二四・三・三一	松根 良光

二 建築課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下四グループ(指導グループ、開発グループ、営繕グループ、設備グループ)体制であったが、十六年四月に設置した建築住宅課に業務を移管し、組織を廃止した。

歴代の課長は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
土木部参事兼 建築課長	自平成二三・四・一 至平成二五・三・三一	小泉 洋一
建築課長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	半田 聰
建築主監	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	堀井 禎二

三 住宅課

平成十四年四月現在の組織は、課長以下五係(住宅企画係、建設係、住宅指導係、管理係、宅建業係)体制であった。

平成十五年四月にグループ制を導入し、住宅政策グループ、建設グループ、管理グループ、宅建業グループの四グループ体制に編成したが、十六年四月に監理課及び建築住宅課に業務を移管し、組織を廃止した。

歴代の課長は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
住宅課長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	半田 聰
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	堀井 禎二

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 建築行政

一 建築基準法の施行

(一) 建築基準法の改正等

建築基準法は、昭和二十五年に制定されて以来、様々な社会情勢の変化、建築技術の進展等に対応して数々の改正が行われてきた。

特に、昭和五十五年の耐震に関する構造計算関係規定の改正や、六十二年の木造三階建て建築物、市街地における高さ制限及び容積率等に関する大幅な緩和を主とした改正が行われた。

更に、平成十年には、建築確認・検査の民間開放、建築基準の性能規定化、中間検査制度の導入に加え、建築確認・検査の民間開放等の抜本的な改正が行われた。

本県においても、同法の改正を受けて、逐次、群馬県建築基準法施行条例及び施行細則の一部改正を行ってきた。

また、建築基準法第四条の規定に基づいて、前橋市は昭和四十三年六月、高崎市は四十九年四月、太田市、伊勢崎市、館林市及び桐生市は六十三年四月に、一般特定行政庁となり、藤岡市は平成十三年十月、渋川市は十八年九月、富岡市及び安中市は一九年十月、沼田市は二十年十月に、限定特定行政庁になった。

(二) 建築防災対策

旅館、ホテル、社会福祉施設等、主に、特殊建築物に対す

る建築防災査察による防火・避難規定を中心とする所要の改善指導を行い、事故防止対策を実施した。

(三) 建築確認件数の推移

建築基準法第六条による建築確認件数は、平成八年度をピークに減少している。

建築確認申請件数の推移

年度	確認件数
平成一四	一六、五五七 (七、四五〇)
二三	一一、九九八 (一、〇三九)

※()の内数は群馬県分の建築確認申請受付件数。

(四) 建築審査会

群馬県建築審査会は、七人の委員で組織され、建築基準法に規定する同意、審査請求に対する裁決を行うとともに、特定行政庁からの諮問に対し、同法の施行に関する重要事項の調査審議を行った。

二 建築士法の施行

(一) 建築士法の改正

建築士法は、建築物の施工、工事監理を行う一級建築士、二級建築士及び木造建築士の資格と業務範囲等を定

め、その業務の適正化を図り、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的として昭和二十五年に制定された。

平成十八年には、建築士に関する情報の開示、建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の活用、建築士事務所の業務の適正化、団体による自律的な監督体制の確立、建築士・建築士事務所の登録等の事務の効率化等の改正が行われた。

(二) 二級、木造建築士

建築士法に基づいて、二級及び木造建築士試験を昭和六十一年から(財)建築技術教育普及センターに委託し実施した。

二級、木造建築士免許交付者数の推移

年度	免許交付者数
平成一四	一一、〇〇九
二三	一一、二五一

(三) 建築士事務所

建築士法第二十三条の規定に基づき、建築物の設計、工事監理等を業として行おうとする建築士及び建築士を使用するものは、事務所を定め知事の登録を受けることとなっている。

建築士事務所登録件数の推移

年度	一級	二級	木造	計
平成一四	一、五六五	七三五	一八	二、三二八
一一三	一、三三〇	五六二	一一	一、九〇三

(四) 建築士審査会

群馬県建築士審査会は、七名の委員で組織され、二級及び木造建築士試験に関する事務を行った。

三 建築統計

住宅政策等の基礎資料を得るため、国の委託を受け建築動態統計調査及び建築物等実態調査を実施した。

建築物着工件数の推移

年度	全 建 築 物		新設住宅 戸 数
	棟 数	床面積(㎡)	
平成一四	一五、三六〇	二、九六一、五〇八	一六、七七五
一一三	一一、六九八	二、一一〇、三九〇	一一、九二五

四 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行

(一) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正
建築物の耐震改修の促進に関する法律は、地震による建

築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として平成七年に制定された。

東海地震、東南海・南海地震、宮城県沖地震、首都圏直下型地震等の発生の切迫性が指摘される中、国民の努力義務、耐震診断・耐震改修を推進するための国の基本方針・地方公共団体の耐震改修促進計画の作成、建築物に対する指導等の強化及び支援措置の拡充等についての改正法が平成十八年一月に施行された。

(二) 群馬県耐震改修促進計画の推進

平成十七年の建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、都道府県は国の基本方針に基づき耐震改修促進計画を策定することとなり、群馬県における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として、十九年一月に「群馬県耐震改修促進計画」を策定した。当該計画に基づき、耐震化を促進するための総合的な取り組みとして、民間建築物への耐震化への支援及び公共建築物の耐震化の推進等を国、県、市町村及び関係団体等と連携しながら進めてきた。

五 開発許可制度の施行

昭和四十三年改正の新都市計画法によつて無秩序な市街化を防止し、計画的な都市の発展を図つてきた。

その後、都市計画に関する経済社会情勢の変化や地方分権の推進を踏まえて数次にわたる法令改正が行われた。

平成十三年の法改正により市街化調整区域内の開発許可基準について条例で定めることが可能とされ、本県では十五年に開発行為等の規制に関する県条例を制定した。十七年には県条例を全部改定して開発行為等の基準に関する県条例及び県規則を制定した。

規制の実効と事務処理の迅速化・合理化の観点から特例市の長である伊勢崎市長及び太田市長に平成十九年四月一日、特例市から中核市の長となつた前橋市長に二十一年四月一日、同じく中核市の長となつた高崎市長に二十三年四月一日、それぞれ開発許可等の権限を移管した。また、桐生市長に二年四月一日、館林市長に十六年四月一日及び藤岡市長に十九年四月一日、それぞれ開発行為等の権限を委任した。

開発許可件数の推移

年 度	市街化区域	市街化調整区域	その他の区域	計
平成一四	二七	一四四	五五	三二六

一八	一八	一三二	三五	一八四
一三三	一二二	八四	三二	二二八

群馬県開発審査会は、昭和四十五年に設置され、審議件数の推移は次のとおりである。

開発審査会審議件数の推移

年 度	審 議 件 数
平成一四	五二〇 (二七七)
一八	一一五 (五八)
二三	六 (三)

(注) ()内数は委任市分の審議件数

六 宅地造成等規制法の施行

昭和三十六年十一月に公布された、宅地造成等規制法に基づき指定された規制区域内の宅地造成等工事について許可するとともに、技術指導、完了検査を実施した。

規制区域の指定は、平成三年五月に一部法改正が行われ、建設(現国土交通)大臣から知事に権限移譲された。

規制の実効と事務処理の迅速化・合理化の観点から六年四月一日に高崎市及び桐生市に許可等の権限を委任しており、特例市(現中核市)になつた高崎市には十三年四月一

日に権限を移管した。

現在、県ではみどり市の許可等を審査している。

宅地完成等に関する工事の許可件数の推移

年度	許可件数	年度	許可件数
平成一四	一	平成一九	一
一五	二	二〇	一
一六		二一	一
一七	一	二二	
一八	一	二三	一

また、平成十八年の法改正により造成宅地に係る耐震性の確保が義務付けられた。地震により大きな被害が発生するおそれのある既存の造成宅地についても造成宅地防災区域の指定や滑動崩落防止対策を講じることとされた。

本県では、平成二十一年から大規模盛土造成地の変動予測調査を実施している。

七 かけ地等近接危険住宅移転事業

かけ地に近接した住宅の安全を図るため、危険住宅の除却及び代替建物に係わる経費の借入金に対する利子の助成を行う制度であり、昭和五十五年度から平成十二年度

までに五十六戸の助成を行ったが、十四年度から二十三年度の間は、該当事業がなかった。

また、平成七年から危険住宅の移転に係わる経費の補助が創設され二十年度に一戸の移転費を補助した。

八 被災建築物応急危険度判定制度の施行

大地震により被災した建築物を調査し、危険性を判定することにより、人命にかかわる二次災害を防止することを目的とした制度であり、阪神・淡路大震災を契機として、平成八年に全国被災建築物応急危険度判定協議会が創設された。

本県は、県内の判定士の養成と活動の連携を図るため、平成十四年七月に群馬県被災土地建物判定対策推進協議会を設立した。

被災建築物応急危険度判定士数の推移は次表のとおりである。

被災建築物応急危険度判定士数の推移

年度	公務員等	民間	計
平成一七			九八六
二三	三三二	一、一八八	一、五二〇

九 被災宅地危険度判定制度の施行

大地震等による宅地の被害状況を把握して、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定体制の整備が必要とされたことから、平成九年五月に都道府県、政令指定都市等を会員とした被災宅地危険度判定連絡協議会が創設された。

本県は、県内の判定士の養成と活動の連携を図るため、平成十四年七月に群馬県被災土地建物判定対策推進協議会を設立した。二十三年の東日本大震災では、延べ二百二十名の判定士が二百九箇所の被災宅地の判定を実施した。

被災宅地危険度判定士数の推移は次表のとおりである。

被災宅地危険度判定士数の推移

年度	公務員等	民間	計
平成一四	一九二	一九二	三八四
一八	一八一	一一〇	三〇一
二三	四六六	二二八	六九四

第二項 営繕事業

各課の委託を受けて、県有建築物の新築、改築、改修などの工事に関する設計、監理及び検査を実施したが、平成

十四年度から二十三年度までに実施した営繕事業の主なものは、次のとおりである。

建設年度	施設名
平成一四年度	ぐんま昆虫の森昆虫観察館 沼田合同庁舎 東毛産業技術センター 観音山ファミリーパーク整備事業 小児医療センター内科病棟 前橋東高校総合学科棟
一五年度	ぐんま昆虫の森昆虫観察館別館等 心臓血管センター外来・手術室棟 農林大学校搾乳牛舎 畜産試験場肉牛舎等 ぐんま学園児童生活棟
一六年度	がんセンター新病院 県民健康科学大学増築 心臓血管センター総合リハビリ棟 小児医療センター新病棟 陸上競技場照明改修
一七年度	女子大学新学部棟 総合スポーツセンター内装改修

一八年度	前橋西高校第二体育館 伊勢崎高校第二体育館 太田高等養護学校職員室増築 近代美術館本館(耐震改修等) 伊勢崎工業高校トレーニングルーム等 桐生工業高校管理教室棟改修(第一期) 太田フレックス高校管理教室棟機械設備改修
一九年度	北毛青年の家体育館等 桐生工業高校管理教室棟改修(第二期) 館林高校体育館改修 高崎商業高校特別教室棟改修 宝台樹キャンプ場汚水処理施設設置
二〇年度	茂四郎・雁ヶ沢トンネル非常用設備 桐生工業高校管理教室棟改修(第三期) 太田高校管理教室棟・昇降口改修 勢多農林高校北校舎・教室棟(耐震改修) 正田醤油スタジアム群馬A棟(耐震改修)
二二年度	歴史博物館展示室(耐震改修) 女子大学講堂音響・照明設備更新 渋川女子高校体育館(耐震改修) 群馬産業技術センター太陽光発電設備 正田醤油スタジアム群馬トイレ・更衣室改修

二二年度	精神医療センター医療観察法小規模病棟 中央児童相談所一時保護所学齡児棟 小児医療センター新生児病棟改修 伊香保リンク屋内第一リンク改修 桐生女子高校普通教室棟(耐震改修)
二三年度	農業技術センター整備事業 坂本ダム管理用制御処理設備更新 ぐんまこどもの国児童会館空調設備改修

第三項 住宅行政の概要

県内住宅着工戸数は、平成四年頃から下降傾向にあり、十四年度は約一万七千戸、二十三年度は約一万二千戸で五十年前の水準まで落ちている。

急激に進行する少子・高齢社会への対応、まちなかの再生、循環型社会の構築などの住宅行政の重点的な課題を解決するため、群馬県の住宅計画の基本となる「群馬県住宅マスタープラン」に基づき施策を実施するとともに、平成十三年三月に既存の住宅の有効活用を図るため策定した「県営住宅ストック総合活用計画」、二十二年三月に策定した「群馬県営住宅長寿命化計画」により県営住宅の適正な管理・供給を行った。

一 群馬県マイホーム建設資金利子補給制度

個人の持ち家の建設を促進するため、昭和四十七年度から実施しているマイホーム建設資金利子補給制度を、五十七年度から建設資金を金融機関との「協調融資」による貸付方式から利子補給方式による助成方法に改正した。

平成十年度からは高齢化社会に対応したバリアフリー住宅や環境に共生した省エネルギー住宅を対象とするとともに、県産木材を使用した「ぐんま優良木造住宅」を優遇する制度に改正した。さらに、十六年度には「ぐんま優良木造住宅」に限定した制度とし、環境森林部局に所管を移した。

群馬県マイホーム建設資金利子補給制度事業実施状況

区分	一四年度	一五年度
利子補給件数(件)	四七七	五八五
利子補給対象額(千円)	二六一、八一八	二九九、三二七

二 市街地再開発事業

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用を推進することにより、まちなか居住を再生し、中心市街地の活性化や地方創生を図ることが重要な課題となった。そこで、都市再開発法(昭和四十四年六月三日公布)に基づく市街地再開発事業と、同法によらない市街地再開発事業に

対し、群馬県市街地再開発事業等補助金交付要綱(平成十七年度から、群馬県まちなか居住再生等支援事業補助金交付要綱)に基づき県費補助を行った。

市街地再開発事業実施一覧

所在地	地区数	面積(ha)	県費補助(千円)
前橋市	一	〇・二	五三、九〇〇
高崎市	三	〇・二	一一三、四六一
太田市	一	〇・三	三三、一五〇
計	五	〇・七	二〇〇、五一一

三 住宅地関連公共施設整備促進事業

比較的大規模な住宅団地開発に伴い整備が必要となる公共施設の整備を、一部国の補助を受けて団地造成に整合して整備する住宅地関連公共施設整備促進事業を行った。

住宅地関連公共施設整備促進事業実施状況

団地名(所在地)	(公共施設)
板倉ユータウン(板倉町)	(道路・河川・下水・公園)
南陽台城山住宅団地(高崎市)	(高崎市・吉井町)
ローズタウン住宅団地(前橋市)	(道路、太田新野脇屋)

住宅団地(太田市〔道路〕、(仮)安中榛名駅前団地
(安中市〔道路〕、エクスレシテイ葦塚(伊勢崎市)〔河川〕、
境保泉住宅団地(伊勢崎市(境町))〔道路〕)

四 特定優良賃貸住宅供給促進事業

公営住宅入居階層より収入の多い中堅所得者層向けに
良質な賃貸住宅を供給するため、民間が建設した「特定優
良賃貸住宅」に対し、国、県、市が家賃補助を行うとともに、
市町村が国から建設費の一部補助を受けて「特定公共
賃貸住宅」を三団地、十三戸建設した。

市町村による特定公共賃貸住宅の建設実績

区分	一四年度	一五年度
事業主体	みなかみ町 (水上町)	伊勢崎市、 藤岡市(鬼石町)
建設戸数	四	九

地域優良賃貸住宅(高齢者型)の供給実績

区分	二〇年度	二一年度
建設地	前橋市	太田市
管理戸数	二一九	九〇

五 住宅関連情報提供等

県民の多様化する住宅ニーズに対応するため、三年に一度
「ぐんま住宅フェア」(平成二十年年度まで)を開催し、住宅関
連の情報提供を行うとともに、毎年「私の住みたい家」児童
絵画コンクール(十九年度まで)及び「ぐんまの家」設計・建設
コンクールを実施した。

「ぐんま住宅フェア」開催状況

区分	一四年度	一七年度	二〇年度
開催日	九月六〜八日	九月九〜十一日	九月五〜七日
開催場所	グリーンロード前橋	グリーンロード前橋	グリーンロード前橋
入場者数	三五、二〇二人	三三、二〇一人	三三、五八〇人

第四項 県住宅マスタープランと県住宅建

設五箇年計画

一 第八期群馬県住宅建設五箇年計画(平成十三〜
十七年度)

(一) 基本課題

- ア 多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの整備
- イ 少子高齢社会を支える居住環境の整備
- ウ 中心市街地居住の推進と地域活性化に資する住宅

・住環境の整備

エ 消費者が利用しやすい住宅市場の環境整備の推進

(二) 住宅建設の目標

ア 居住水準

・誘導居住水準達成住宅を六割と見込む。

・最低居住水準未滿の世帯の解消に努める。

イ 住宅性能基準

・住宅性能の質の向上に努める。

・バリアフリー化増改築等を六・五万戸見込む。

ウ 住環境水準

・密集住宅市街地の速やかな解消に努める。

・良好な住環境の確保に努める。

第八期住宅建設五箇年計画(平成十三～十七年度)と実績

区分	計画(戸)	実績(戸)
公営住宅	一、六〇〇	一、二〇八
高齢者向け優良住宅	一、二〇〇	七五
特定優良賃貸住宅	一、〇〇〇	一三
改良住宅等	一三〇	
住宅金融公庫住宅	三六、五〇〇	一〇、九五五
公的助成民間住宅	五〇〇	二五二

その他の住宅

四〇〇

七三一

計

四二、四三〇

一三、二七四

二 群馬県住宅マスタープラン(平成十八～二十三年度)

(一) 基本理念：成熟社会に向けたこころ豊かな生活空間作り

平成十八年度から二十三年度までの十年間を計画期間とする群馬県住宅マスタープランを策定し、住宅施策の目標を具体的に示した。

(二) 基本目標

ア 安全で安心な住まい・まちづくり

イ 豊かでゆとりある住まいづくり

ウ 地域特性に応じた住まい・まちづくり

(三) 基本方針

ア 部局間及び市町村等との役割見直し、連携の強化

イ 県民参加、NPO・ボランティア団体等との協働

ウ 既存ストックの有効活用

エ 県民への情報提供の拡充

三 ぐんま高齢者あんしん住まいプラン(平成二十一～二十六年)

度)

(一) 基本理念：高齢者の住まいに関する不安を

減らす

二 基本理念：高齢者の住まいに関する不安を減らす

三 基本理念：高齢者の住まいに関する不安を減らす

四 基本理念：高齢者の住まいに関する不安を減らす

解消する住生活環境づくり

平成二十一年度から二十六年度を計画期間とするぐんま高齢者あんしん住まいプランを策定し、高齢者の住まいの目標量を具体的に示した。

- (二) 基本目標：高齢者が住み慣れた群馬で安全・安心に暮らし続けることができる住環境整備

(三) 基本方針

- ア 高齢者のニーズに応じた住まいやサービスの確保
- イ 住み慣れた地域で暮らしを継続できる環境の整備
- ウ 高齢者が安心して住まいを選択できる体制の整備

第五項 公営住宅建設

公営住宅の建設は、平成十七年度までは住宅建設計画に沿って、十八年度以降は群馬県住宅マスタープランに基づいて行ってきた。多様化する社会情勢に対応するため、より質の高い公営住宅を目指して住戸面積の拡大を図るとともに、型別供給、県産木材の積極的な利用、住宅設備機器等の充実、防犯にも配慮した住みよい住環境の整備にも努めた。

また、急激に進む少子・高齢社会に備えて、十三年度以降に整備に着手した三階建て以上の住宅にはエレベーターを

設置するとともに、子育て世帯の住宅需要に対応するため、比較的面積の小さな二つの住戸を一住戸とする改修なども実施した。

公営住宅建設事業の実施状況

年度	県営住宅				市町村営住宅			
	建設	借上	買取	計	建設	借上	買取	計
平成	一一四			一一四	九九	二三五		二二四
一四	一一四			一一四	九九	二三五		二二四
一五	一〇〇			一〇〇	一九五			一九五
一六					二九	一四		四三
一七	六九			六九	一四四	二〇		一六四
一八	六〇			六〇	一六二			
一九	二四			二四	一六四		一一〇	二八四
二〇	三六			三六	一一四	八		一二二
二一					一六八			一六八
二二	三一			三一	四六	四〇		八六
二三	二七			二七	三二			三二

第六項 県営住宅の管理

県営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮している低額所得者に低廉で快適な住宅を提供し県民福祉の向上

を図るため、国と県が協力して建設するものであり、その目的に沿った効率的な管理をするため、各種体制の整備等に努めた。

また、入退去を含む入居者台帳の管理事務を昭和六十二年から委託し、平成元年度からはオンラインシステムを活用開始した。さらに、一四年五月からは、従来の台帳システムの再構築を委託し、県営住宅管理システムとして整備し円滑な事務処理を図った。

県営住宅管理戸数の推移

区分	一四年度	一五年度	一六年度	一七年度	一八年度
戸数(戸)	一〇五七七	一〇四八八	一〇五七〇	一〇四七七	一〇三九九
区分	一九年度	二〇年度	二一年度	二二年度	二三年度
戸数(戸)	一〇四六六	一〇四三三	一〇四五七	一〇三四七	一〇三四六

一 県営住宅の家賃

旧法における県営住宅の家賃は、事業主体が建設に要した費用から国等の補助金相当額を除いた額を原価とし、その原価を上限として家賃を決定する、いわゆる法定限度額方式を採用していた。

平成八年の法改正(適用は十年度)により、住宅に困窮する低額所得者にとつて、適切で公平な入居者負担を実現す

るために種別区分を廃止し、入居者の収入と立地条件・規模等、住宅から受ける便益に応じて家賃を決定する方式、いわゆる応能応益方式に変更した。以後、家賃は、入居者からの収入申告に基づく収入調査の結果により毎年度変更される。

二 県営住宅維持管理業務の委託

県営住宅の維持管理に関して、昭和五十七年四月に群馬県住宅供給公社と「業務委託基本協定」を締結し、県営住宅の維持管理事務のうち家賃の決定事務など、行政的判断を必要とする事項及び入居者の権利義務の内容に影響を与えるものを除いた事務を平成十七年度まで委託した。

平成十七年六月、法の改正により、公営住宅の管理代行制度が創設されたことに伴い、十八年度から群馬県住宅供給公社へ管理代行し、多様化する入居者の要望に迅速かつ弾力的に対処し、入居者のサービス向上を図った。また、十九年度からは管理代行業務として、後期高齢者あるいは障害者の単身入居者の健康状態等を把握するために、保健師による巡回訪問を実施した。

三 県営住宅の収入基準

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な

家賃で賃貸することを目的としていることから、入居者資格に収入基準等の制限がある。平成八年の法改正により、第一種・第二種の種別区分が廃止され、収入分位二十五％に相当する収入の額として月収二十万円に設定されて以降、十年以上見直しがされず、その間の世帯所得の変化や高齢者世帯の増加等に伴い、社会経済状況にそぐわないものとなり、その結果、応募倍率が全国的に上昇し、住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状況となった。

こうした状況を踏まえ、「重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット」の中核となる公営住宅を、真に住宅に困窮する者に対し公平・的確に供給するため、平成二十一年に改正法が施行され、収入基準の見直しが行われた。なお、入居者の居住の安定を図るため、急激な負担増や早急な明渡請求が生じないよう、施行後五年間は、収入超過者及び高額所得者となる収入基準の適用を猶予する措置を講じた

収入基準等の推移

(単位 円、()内は標準世帯粗収入)

区	分		八年～二〇年
	入居	基準	
超過	一般	基準額(月額)	二〇〇、〇〇〇(四二五、三三三)
	裁量	基準額(月額)	二六八、〇〇〇(五一〇、三三三)
基準	一般	基準額(月額)	二〇〇、〇〇〇(四二五、三三三)
	裁量	基準額(月額)	二六八、〇〇〇(五一〇、三三三)

基準	区		分	二年～三年
	入居	基準		
超過	一般	基準額(月額)	一五八、〇〇〇(三七二、六六六)	二二四、〇〇〇(四四二、六六六)
	裁量	基準額(月額)	一五八、〇〇〇(三七二、六六六)	
基準	一般	基準額(月額)	二二四、〇〇〇(四四二、六六六)	二二四、〇〇〇(四四二、六六六)
	裁量	基準額(月額)	二二四、〇〇〇(四四二、六六六)	

※ 入居基準及び超過基準の裁量は、入居者または同居者に高齢者、障害者等がある場合

四 県営住宅の家賃滞納

滞納は、景気低迷の影響による勤務先の経営不振のため、解雇や給与・手当カット及び離婚等による収入の減少や、本人・家族の病気による支出増等に起因する場合が主な原因である。滞納者に対しては、定期的な督促状の発送や、納入催告、連帯保証人等に対する納入指導依頼等により滞納家賃回収に努めている。平成十四年には課内に滞納整理班を設置し、滞納者に対する法的措置を実施したが、十五年度滞納額が六億を超えたため滞納整理班を改組、訴訟等を専門に行う滞納家賃訴訟班を設置し、即決和解や悪質な滞納者に対しては、明渡等請求訴訟などの法的措置を積極的に講じ、二十年には滞納対策係に改組し滞納額の減少を図った。

なお、退去滞納者のうち、相当年数を経過した債権の名義人及び連帯保証人等の調査を行い、死亡や所在不明等により徴収不納のものについて、不納欠損処分を行った。

県営住宅家賃滞納状況及び法的措置の推移

区分	滞納額(百万円)			家賃収納率(%)			即決和解件			強制執行断行件			明渡請求訴訟件			不納欠損(百万円)			
	一四年度	一五年度	一六年度	一七年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
区分	一四年度	一五年度	一六年度	一七年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
滞納額(百万円)	五五四	六〇三	六二〇	五九二	五三八	四六八	四〇三	三六五	八三・二二	八五・四九	八六・九〇	八八・〇一	九三	一一九	一〇八	五四	一〇八	一一九	一〇八
家賃収納率(%)	八二・七五	八一・七九	八一・三二	八二・〇三	八三・二二	八五・四九	八六・九〇	八八・〇一	八三・二二	八五・四九	八六・九〇	八八・〇一	九三	一一九	一〇八	五四	一〇八	一一九	一〇八
即決和解件		二七	四四	六三	三	五	一六	一五	三	五	一六	一五	三	五	一六	一五	三	五	一六
強制執行断行件					四	一八	二四	二五	三	五	一六	一五	三	五	一六	一五	三	五	一六
明渡請求訴訟件									四	一八	二四	二五	三	五	一六	一五	三	五	一六
不納欠損(百万円)	三三・一	五・八	〇・五	五・二	三三・一	五・八	〇・五	五・二	三三・一	五・八	〇・五	五・二	三三・一	五・八	〇・五	五・二	三三・一	五・八	〇・五
区分	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
滞納額(百万円)	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
家賃収納率(%)	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
即決和解件	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
強制執行断行件	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
明渡請求訴訟件	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
不納欠損(百万円)	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
区分	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
滞納額(百万円)	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
家賃収納率(%)	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
即決和解件	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
強制執行断行件	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
明渡請求訴訟件	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度
不納欠損(百万円)	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度	一八年度	一九年度	二〇年度

即決和解件	強制執行断行件	明渡請求訴訟件	不納欠損(百万円)
一四	一四	二二	一〇・〇
二八	三〇	二七	一四・二

五 県営住宅駐車場の設置

入居者の駐車場設置については、昭和五十一年から住宅供給公社の自主事業として実施した。駐車場は、団地内に一世帯一台として整備したが、本県の一世帯当たりの自動車保有台数が全国的にも多いことから、適切な駐車台数の確保に努めた。特に、郊外地で公共交通機関が少ない団地にあつては一世帯一台にこだわらず設置した。

県営住宅駐車場の設置状況の推移

区分	一四年度	一五年度	一六年度	一七年度
団地数	一一〇	一〇八	二〇六	一〇六
対象戸数(戸)	一〇、五五七	一〇、四八八	一〇、五二七	一〇、四七七
整備台数(台)	一〇、七三〇	一〇、八八二	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
整備率(%)	一〇・一六	一〇・三・八	一〇四・五	一〇五・二
区分	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度
団地数	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
対象戸数(戸)	一〇、三九九	一〇、四五六	一〇、四三三	一〇、四五七

整備台数(台)	一一、二〇一	一一、三三七	一一、三七一	一一、四九三
整備率(%)	一〇七・七	一〇八・四	一〇九・一	一一〇・〇
区分	二二年度	二三年度		
団地数	一〇六	一〇六		
対象戸数(戸)	一〇、三四七	一〇、三四六		
整備台数(台)	一一、五三六	一一、五八一		
整備率(%)	一一一・五	一一一・九		

第七項 住宅金融公庫住宅の建設

住宅金融公庫融資住宅については、平成十八年度まで、その設計及び現場審査を公庫から受託し、個人、建売住宅等の審査を、土木事務所で行い、前橋、高崎、伊勢崎、太田、館林の各市については、公庫と業務受託契約を締結し、それぞれ審査業務を実施した。

藤岡市、安中市、沼田市については、県と業務委託契約し、審査業務を実施した。

なお、住宅金融公庫は、平成十九年三月をもって廃止となり、受託業務も終了した。

住宅金融公庫貸付住宅の現場審査(建設)の状況は次のとおりである。

住宅金融公庫住宅の建設状況

区分	一四年度	一五年度	一六年度	一七年度	一八年度
建設戸数(戸)	二二〇	一六九	一四九	六二	〇

第八項 県住宅供給公社の住宅建設と宅地造成

群馬県住宅供給公社は、住宅を必要とする一般勤労者に対して、居住環境のよい住宅を供給するため分譲住宅建設事業及び用地取得造成事業を実施した。この中で県は、廉価な住宅の供給等を図るため、低利の事業資金を貸し付けるとともに、供給計画の指導を行った。

住宅供給公社宅地供給等事業実績

(単位ha、百万円)

区分	一四年度	一五年度	一六年度	一七年度
事業量	二八・〇	二七・一	三九・〇	一七・六
事業費	三、二七二	二、八九〇	四、四六三	三、七三二
県貸付金	二、八二九	二、四三六	二、四三六	一、八五二
区分	一八年度	一九年度	二〇年度	二一年度
事業量	一六・六	六・二	六・二	四・一
事業費	六、三三六	二、五〇五	六、三三六	一、三二六
県貸付金	六、五三〇	一、二五二	六、三三六	五一九

区 分	一三二年度	一三三年度
事業量	四・一	〇・六
事業費	六、三三六	一、二五一
県貸付金	八七六	一、二三一

第九項 東日本大震災の避難者受け入れ

平成二十三年三月一日に発生した東日本大震災の被災三県(岩手県・宮城県・福島県)の被災者及び原子力災害関係避難者について、地震・津波で住居が損壊又は使用ができない、あるいは原子力災害で居住できない理由のある方へ、

第十四章 全国都市緑化ぐんまフェア事務局

第一節 組織等の変遷

第一項 全国都市緑化ぐんまフェア事務局

公営住宅、群馬県住宅供給公社賃貸住宅又は民間賃貸借上げ住宅等を提供した。

避難者受入状況(二十四年三月現在)

住宅の種類	受け入れ戸数	受け入れ人数
県営住宅	七六戸	二六九人
公社賃貸住宅(県借上げ)	一七戸	五二人
民間賃貸住宅(県借上げ)	二三八戸	二三八人
合 計	三三一戸	五五九人

平成十八年四月に全国都市緑化ぐんまフェア事務局を設置、事務局長以下四グループ(総務企画グループ、広報啓発グループ、事業運営グループ、施設グループ)体制とした。

平成十九年四月、組織を拡充し、事務局長以下五グループ(総務企画グループ、広報啓発グループ、事業運営グルー

プ、施設グループ、会場運営グループ）体制として、フェア開催に備えた。

平成二十年四月、グループ制を廃止し、五係（総務企画係、広報啓発係、事業運営係、施設係、会場運営係）体制とした。その後、事業の終了により、二十年九月末をもって解散した。

歴代の事務局長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
事務局長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	桜井 覚
事務局長(参事)	自平成二〇・四・一 至平成二〇・六・三〇	桜井 覚
事務局長	自平成二〇・七・一 至平成二〇・九・三〇	霜垣みよ子
事務局主監	自平成一九・四・一 至平成二〇・六・三〇	霜垣みよ子

第二節 全国都市緑化ぐんまフェア

第一項 基本理念

都市緑化フェアは、我々一人ひとりが緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、ふやし、育てるための知識を得る場として、「緑豊かな街づくり」窓辺に花を・くらしに緑を・街に緑を あしたの緑を今つくろう」をテーマに開催するものであり、公共施設、一般宅地などの緑化も含めた総合的な都市緑化を幅広く、かつ積極的に推し進めるための契機にしようとするものである。

また、生活に楽しさと豊かさ、華やかさをもたらす国民の花と緑の祭典として定着させ、ひいては、国際的な交流も織り込みつつ、将来にわたって発展を記していこうとするものである。

また、以下の基本方針を掲げ、事業を実施した。

- ・都市の緑と人間のコミュニケーションをうたいあげる。
- ・子供達を中心に緑や自然に対する理解を深めるための教育環境の場とする。

- ・市民の自発的な参加を促し、緑化活動の醸成、発展への原動力を与える。

- ・緑豊かな街づくりのために、一人ひとりが身近に花と緑をふやす契機をつくりだす。

・緑の場の活用について、各種技術や材料の普及とこれら
の新たな技術の開発等を促す。

第二項 概要

一 名称

第二十五回全国都市緑化フェア

二 愛称

花と緑のシンフォニー二〇〇八

三 開催テーマ

「花・緑そして平和 く利根川の大地から」

四 提唱

国土交通省

五 主催

群馬県、前橋市、高崎市、(財)都市緑化基金

六 共催

サテライト会場主催者(伊勢崎市、太田市、その他県
内市町村等)

七 会場

総合会場(前橋会場)前橋公園、敷島公園
(高崎会場)高崎城址公園周辺、中心市街地
サテライト会場(テーマ会場)

一般会場

(伊勢崎会場)波志江沼環境ふれあい公園他
(太田会場)北部運動公園

県内各地の公園、公共施設、民間施設等

八 会期

総合会場 平成二十年三月二十九日(土)から六月八

日(日)までの七十二日間

サテライト会場 十九・二十年度に随時開催

九 入場料 無料

十 入場者数 百四十二万人

第三項 公式行事

一 オープニングセレモニー・開会式

開催日 二十年三月二十九日

二 閉会式・クロージングセレモニー

開催日 二十年六月八日

三 全国都市緑化祭

開催日 二十年四月十一・十二日

第四項 総合会場

一 前橋会場

前橋公園会場

「なごみの庭ゾーン」「花いきいきゾーン」「自然の記憶ゾーン」「利根川水系ゾーン」などを設置

敷島公園会場

「ぼらと香りのゾーン」「森と風のゾーン」「暮らしの緑・花庭エリア」を設置

二 高崎会場

「緑のアートゾーン」「にぎわいゾーン」「交流ゾーン」

「花と緑の文化ゾーン」を設置

第五項 サテライト会場

一 テーマ会場

伊勢崎市波志江沼環境ふれあい公園

「健康とふれあい」をテーマに二十年三月二十九日から十一月九日まで開催

太田北部運動公園

「環境」…身近な緑の再発見、自然の記憶の再生をテーマに二十年四月五日から五月十一日まで開催

二 一般会場

前橋市中心市街地会場

中心市街地で既存のイベントや市民参加イベント等を実施し「前橋らしさ」を全国へアピールした。



前橋公園会場



高崎会場